



新株式発行並びに株式売出届出目論見書

2026年2月

株式会社レクメド

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式1,275,013千円(見込額)の募集及び株式224,896千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2026年2月26日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社レクメド

東京都町田市森野一丁目7番23号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものです。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください

1. 企業理念

「バイオ産業の英知を共有し、世界の人々の健康と豊かな暮らしに貢献します」



レクメド（英文：ReqMed）の社名は、Required（人々から要望されている）とMedicine（医薬）のそれぞれ3文字に由来し、当社は患者さんのために一剤でも多くの薬を世に出すことを使命としている会社です。

2. 沿革

1998年 5月	● 協和醸酵工業株式会社（現：協和キリン株式会社）と松本正（当社代表取締役）の合併により同社子会社として 株式会社レクメドを設立
1999年 6月	● 協和醸酵工業株式会社の全持分を松本正が買い取り同社から完全に独立した会社となる
2000年 2月	● ライフサイエンス投資事業組合をエムビーエルベンチャーキャピタル株式会社（現：ライフサイエンスベンチャーキャピタル株式会社）と共に設立し、 投資ファンド運営事業を開始
2003年 8月	● PsychoGenics, Inc.（現：PGI Drug Discovery LLC）とエルトプラジンの共同開発契約を締結 医薬品開発事業を開始
2004年 5月	● bene pharmaChem GmbH & Co. KGとポリ硫酸ペントサンナトリウム（以下、「NaPPS」という。）の共同開発契約を締結
2005年 9月	● NaPPSの臨床研究（適応症：変形性膝関節症）を国立大学法人 長崎大学病院で開始
2007年 1月	● NaPPSの国内第Ⅰ相試験（※1）開始
2009年 3月	● エルトプラジンの日本人での薬物動態試験（※2）を米国にて開始
2010年 4月	● 旭化成ファーマ株式会社によるNaPPSの変形性膝関節症に対する日本での前期第Ⅱ相試験（※3）開始
2012年 3月	● ベタインの国内第Ⅲ相試験（※4）開始 自社開発を開始
2014年 5月	● ベタイン（商品名：サイスタダン原末）を発売 医薬品販売事業を開始
2014年10月	● NaPPSのHTLV-1関連脊髄症（HAM）前期第Ⅱ相試験開始
2015年11月	● NaPPS（適応症：ムコ多糖症（※5））の小児ムコ多糖症患者での第Ⅱ相臨床試験開始
2017年12月	● NaPPSのムコ多糖症及びムコリピドーシス第Ⅱ相試験開始
2020年 5月	● コール酸の国内第Ⅲ相試験開始
2021年11月	● NaPPSの変形性膝関節症に対する後期第Ⅱ相試験開始
2023年 6月	● 「コール酸（商品名：オファコルカプセル50mg）」発売
2024年12月	● NaPPSの変形性膝関節症に対する第Ⅲ相試験開始

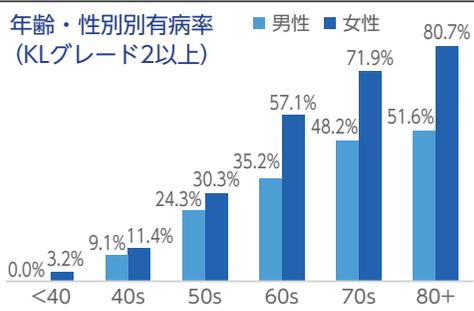
3. 事業内容

- 当社は、患者の皆様へ寄り添い現場のニーズを汲み取りながら、国内外のベンチャー企業やアカデミアとの強力な研究ネットワークを生かし、患者の皆様が必要としているアンメット・メディカル・ニーズ(※6)の**薬剤シーズ**を見つけ出します。
- 当社は、研究開発戦略を練り、CRO(※7)等を有効活用しながら医薬品の臨床試験(※8)に必要な**基礎データ**を取得します。
- 当社は、薬剤の特性に合わせた臨床試験を自らデザインし、自らが治験依頼者として、規制当局(本邦においては、独立行政法人医薬品医療機器総合機構)との相談・合意を得て、新薬の製造・販売承認申請に必要な第Ⅲ相試験まで**開発を推進**します。
- これまで2つの新薬の第Ⅲ相臨床試験、新薬承認申請、照会事項対応、薬価交渉を自ら実施し、**自社販売**した実績があります。
- 現在、先天性胆汁酸代謝異常症に対するオファコルカプセル50mgを海外提携先が日本向けに製造し、当社は、最終製品を輸入し、国内で自社販売しています。
- 現在、変形性膝関節症の適応取得を目指し、NaPPSの第Ⅲ相臨床試験を実施しています。



東京大学 吉村典子 特任教授らが実施した大規模住民コホートROAD STUDYより、変形性膝関節症の国内有病率(KLグレード2以上)は調査対象(男女3,040人)のうち有病率は、40歳以上の平均で54.6%、年齢と共に増加し女性の有病率は男性より全年齢層で高い結果でした。

KLグレード(0から4)は膝X線画像より診断され、KLグレード2は変形性膝関節症と確定診断できる状態です。右図の出典：N. Yoshimura et al: J Bone Miner Metab 27: 620-628 (2009)



【用語解説】

番号	用語	説明
1	第Ⅰ相試験	治験の第1段階。自由意思に基づき志願した健康成人を対象とし、被験薬を少量から段階的に増量し、被験薬の薬物動態(吸収、分布、代謝、排泄)や安全性(有害事象、副作用)について検討することを主な目的とした探索的試験。
2	薬物動態試験	医薬品の生体内での挙動(薬物動態)を調べる試験。これらの試験で医薬品が投与された後、どのように吸収され、組織や細胞に分布し、小腸や肝臓などの酵素によってどのように代謝され、排泄されるかを薬物の濃度とその時間に応じた変化等を解析します。
3	第Ⅱ相試験	治験の第2段階。第Ⅰ相試験の結果をうけて、比較的軽度な少数例の患者を対象に、有効性・安全性・薬物動態などの検討を行う試験。前期は少数の患者を対象に主として対象疾患・病状や適切な用法・用量を調査し、後期は数百人程度の患者を対象に主として有効率と副作用を調査する。
4	第Ⅲ相試験	治験の第3段階。上市後に実際に使用が想定される患者を対象に、想定される用法・用量を用いて、有効性の検証や安全性を確認することを目的として、より大きな規模で行われる試験。
5	ムコ多糖症	細胞内でのムコ多糖(糖蛋白質)の分解に必要な酵素が生まれつき足りないために、全身の細胞にムコ多糖が蓄積し臓器肥大や骨の変形等が生じる先天性代謝異常症。
6	アンメット・メディカル・ニーズ	未だ満たされていない医療ニーズ、未だ有効な治療方法がない医療ニーズのこと。たとえば、高血圧症に対する治療薬は充足されているといえるが、一部の特殊な高血圧症(例えば肺高血圧症)に対しては未だ治療が充足しているとはいえず、アンメット・メディカル・ニーズがあるといえる。
7	CRO	Contract Research Organizationの略称。治験において製薬会社から依頼を受けサポートを行う開発業務受託機関。
8	臨床試験	ヒト(患者や健康な人)を対象として行う、治療を兼ねた試験。このうち特に医薬品の開発を目的とし、試験の結果を承認申請に用いることを目的とした試験を「治験」という。

4. 当社の強み～①自社開発が中心のビジネスモデル

1

新薬を2品自社開発

製造販売承認を
取り付けた実績

- 2品の上市に成功
- 医薬品開発のプロ集団としてのノウハウが社内に蓄積
- 第Ⅲ相までの全ての臨床試験、新薬製造販売承認申請、薬価交渉の全てを自社内で実施した実績



2

化合物の特性 を理解した者による

臨床試験デザイン

- ライセンスアウトでは相手任せとなり臨床試験デザインが一般的となり、薬剤の特性を活かせない場合がある



3

自社販売と販売提携を 組み合わせ

最大限の利益追求

- 患者数の少ないコール酸は自社販売、患者数の多い変形性膝関節症は製薬企業との販売提携



医薬品製造販売業許可と10年間に新薬2つの上市実績

2回の医薬品の上市経験（申請、承認、薬価収載、販売）を通し、医薬品開発のノウハウを集積させ、更なる医薬品開発の成功へと導いています

1

第一種医薬品製造販売許可 初回

2013/4/18 - 2018/4/17

1回目更新

2018/4/18 - 2023/4/17

2回目更新

2023/4/18 - 2028/4/17

2

サイスタダン原末

承認：2014年1月17日

先天代謝異常症の患者さんや
先生方との密なコミュニケーション
形成に寄与

承継：2022年1月1日

承継先：レコルダティ・レア・
ディージェズ・ジャパン
株式会社

3

オファコルカプセル50mg

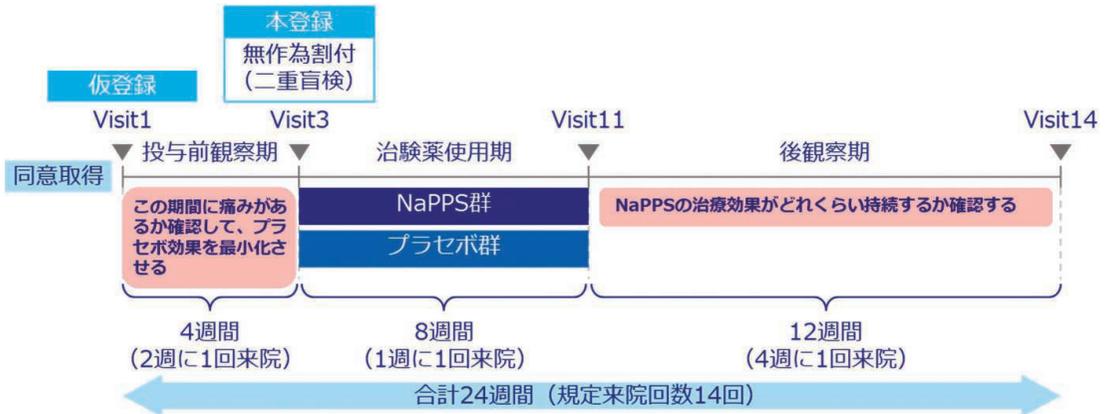
承認：2023年3月27日

小児科のみならず、神経内科の
先生方へのアクセスが可能

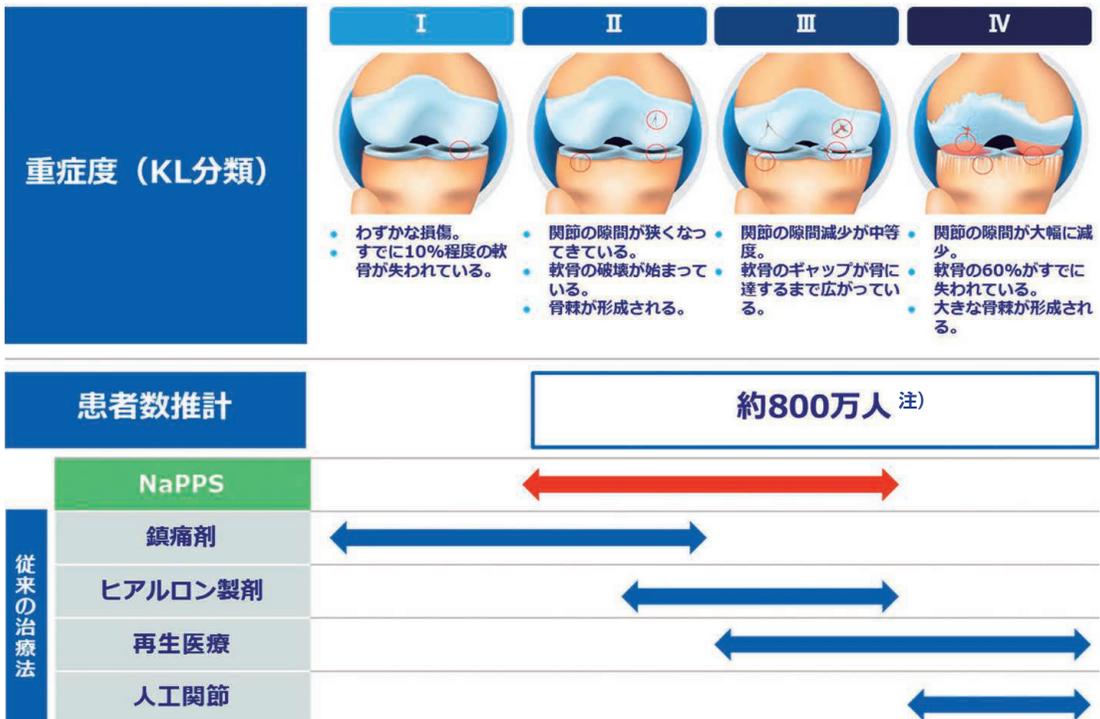
4. 当社の強み～②高いポテンシャルを有するNaPPS

NaPPSの変形性膝関節症に対する第Ⅲ相試験デザイン

試験デザイン	● プラセボ対照、無作為化、二重盲検、多施設共同、並行群間比較試験
対象患者	● 40歳以上75歳未満の日本人膝OA（変形性関節症）患者 ● K-L分類のGrade2～3の患者
用量	● 本剤2mg/kgまたはプラセボを一週間に一回、8週間投与
主要評価項目	● 投与8週時のWOMAC-Aスコアのベースラインからの変化量
症例数	● 160症例（本剤80例、プラセボ80例）



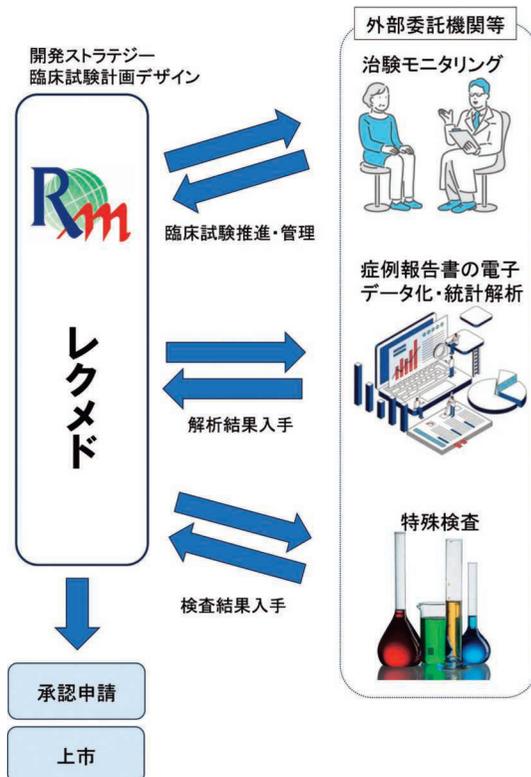
NaPPSの幅広い対象患者



注：日本整形外科学会「変形性膝関節症診療ガイドライン2023」

4. 当社の強み～③自社による医薬品開発・製造販売承認

- 当社のビジネスモデルの最大の特徴は、開発の途中で他の製薬企業にライセンスアウトせず、薬剤シーズ保有先とリスク・リターンを共有しながら**自社で開発を推進し、日本における製造販売承認を取得**することです。
- 開発から承認申請までの全ステージを自社で一貫して手掛けることにより、**臨床開発デザイン**のノウハウや**新薬申請経験**を蓄積することが可能となります。それらを医薬品開発のさまざまな場面で生かすことにより、有望な開発候補品をいち早く見出し、患者の皆様へ新しい医薬品を届けることができると考えております。また、**製造販売承認を自社で取得**することで**自社の取分を増大させ、企業価値を高める**ことができます。
- 当社は二度の薬価交渉を経験したことで、薬価算定の仕組みを理解できました。この経験により、開発候補医薬品に対して正確な収益性判断を行うことができると考えております。



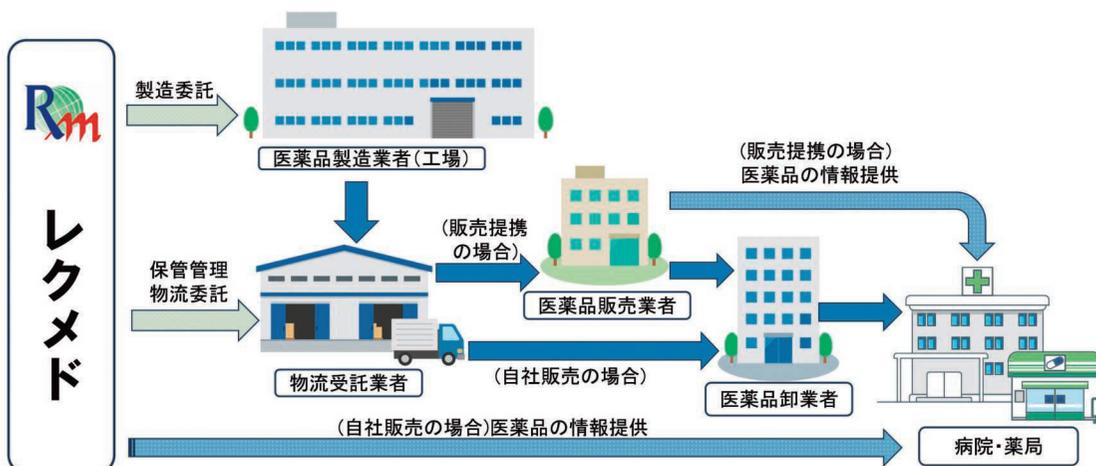
医療用医薬品は医薬品卸売業許可を得た卸売業者経由で病院や薬局に流通しますが、製品の市場サイズに合わせて、以下①か②の体制をとります。

- ① 自社から直接卸売業者へ販売する
- ② 他の医薬品販売業者へ委託して卸売業者へ販売する

①は、患者数がごく少数に限られる領域で、**開発担当者自らが医療従事者と密接にコンタクト**を取り、その製品の開発で培った疾患・製品知識で医療従事者へのプロモーション活動を行うものです。

②は、患者数の多い領域で、**強力な販売ネットワーク・組織基盤を有する他社との提携**による販売推進を展開します。

このような2つの販売体制をとることで、**収益の最大化を目指すと共に企業価値が最大**になるような事業戦略を取っていきます。



5. 成長戦略

豊富な後期臨床開発品目

開発コード (物質名称)	適応症	開発ステージ						
		探索	前臨床	PI	PIIa	PIIb	PIII	申請
NaPPS (ポリ硫酸ペントサン ナトリウム)	変形性膝関節症		▶	▶▶	▶▶▶	▶▶▶▶	▶▶▶▶▶	▶▶▶▶▶▶
	(適応拡大) 変形性手関節症	変形性膝関節症での臨床試験データを利用し、適応拡大用の申請用臨床試験は第Ⅲ相試験を中心に考えています						
	(適応拡大) 変形性股関節症							
	ムコ多糖症及び ムコリポドーシス* (骨・軟骨症状改善)				▶▶	▶▶▶		
	HTLV-1関連脊髄症*				▶▶▶			
開発コード：未定 (エルトブラジン)	進行期パーキンソン 患者のレボドパ誘発 ジスキネジア*	開発パートナー ^{注1} が 米国在住日本人の薬物動態試験、 欧州で前期第Ⅱ相実施						

注1：PsychoGenics Inc. (現：PGI Drug Discovery LLC)

* 希少疾病用医薬品の指定基準（患者数5万人以下）を満たしている



：実施済試験



：実施中試験

中長期に向けた成長

- オファコルカプセル50mgによる安定した収益を確保している中、中期的にはNaPPSとエルトブラジンの上市による収益拡大を目指します。さらに、長期的にはドラッグラグ・ロス（海外で使われている薬が日本で承認されるまでの時間差・日本での未開発）をはじめ、アンメットな領域での医薬品開発を目指し、更なるパイプライン強化を進めます。

長期的な成長ドライバー

- ドラッグラグ・ロスの解消に向けたさらなるパイプライン開発

中期的な成長機会

- エルトブラジンによる収益貢献

- NaPPSの変形性股・手関節症や難病への適応拡大

- NaPPS（変形性膝関節症）による収益の拡大

現状

- オファコルによる安定収益

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	2
3 【募集の条件】	3
4 【株式の引受け】	4
5 【新規発行による手取金の使途】	4
第2 【売出要項】	5
1 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】	5
2 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】	5
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	6
第二部 【企業情報】	8
第1 【企業の概況】	8
1 【主要な経営指標等の推移】	8
2 【沿革】	10
3 【事業の内容】	12
4 【関係会社の状況】	32
5 【従業員の状況】	32
第2 【事業の状況】	33
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	33
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】	35
3 【事業等のリスク】	37
4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	42
5 【重要な契約等】	50
6 【研究開発活動】	51
第3 【設備の状況】	52
1 【設備投資等の概要】	52
2 【主要な設備の状況】	52
3 【設備の新設、除却等の計画】	52

第4	【提出会社の状況】	53
1	【株式等の状況】	53
2	【自己株式の取得等の状況】	60
3	【配当政策】	61
4	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	61
第5	【経理の状況】	75
1	【財務諸表等】	76
第6	【提出会社の株式事務の概要】	120
第7	【提出会社の参考情報】	121
1	【提出会社の親会社等の情報】	121
2	【その他の参考情報】	121
第四部	【株式公開情報】	122
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	122
第2	【第三者割当等の概況】	123
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	123
2	【取得者の概況】	125
3	【取得者の株式等の移動状況】	132
第3	【株主の状況】	147
	監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年2月26日
【会社名】	株式会社レクメド
【英訳名】	ReqMed Company, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松本 正
【本店の所在の場所】	東京都町田市森野一丁目7番23号
【電話番号】	042-732-2207(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 齊藤 涼子
【最寄りの連絡場所】	東京都町田市森野一丁目7番23号
【電話番号】	042-732-2207(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 齊藤 涼子
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 1,275,013,600円 売出金額 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 224,896,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	1,339,300 (注)2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 2026年2月26日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、2026年3月13日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
4. 上記とは別に、2026年2月26日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式200,800株の第三者割当増資を行うことを決議しております。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

2026年3月24日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は2026年3月13日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	1,339,300	1,275,013,600	690,007,360
計(総発行株式)	1,339,300	1,275,013,600	690,007,360

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2026年2月26日開催の取締役会決議に基づき、2026年3月24日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,120円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は1,500,016,000円となります。
6. 本募集に当たっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 1 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「2 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 2026年3月25日(水) 至 2026年3月30日(月)	未定 (注) 4	2026年4月1日(水)

- (注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。
発行価格は、2026年3月13日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2026年3月24日に引受価額と同時に決定する予定であります。
仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。
需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2026年3月13日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2026年3月24日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2026年2月26日開催の取締役会において、増加する資本金の額は2026年3月24日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。
4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
5. 株式受渡期日は、2026年4月2日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 申込みに先立ち、2026年3月17日から2026年3月23日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。
販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 町田支店	東京都町田市原町田六丁目11番19号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2026年4月1日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号		
丸三証券株式会社	東京都千代田区麴町三丁目3番6号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
松井証券株式会社	東京都千代田区麴町一丁目4番地		
計	—	1,339,300	—

- (注) 1. 2026年3月13日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(2026年3月24日)に元引受契約を締結する予定であります。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,380,014,720	12,000,000	1,368,014,720

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,120円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額1,368,014千円については、「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限206,904千円と合わせて、研究開発を中心とした運転資金に充当する予定です。

具体的には、ポリ硫酸ペントサンナトリウム(適応症:変形性膝関節症)の第Ⅲ相臨床試験や製造承認申請に必要な非臨床試験等に係る研究開発に1,574,919千円(2027年3月期に920,269千円、2028年3月期に654,650千円)を充当し、ポリ硫酸ペントサンナトリウムの変形性膝関節を適応症とした承認の早期実現を目指します。開発から承認申請まで自社で一貫して手掛け、また、製造販売承認を自社で取得することで収益性を高め、企業価値の向上を図ります。

資金を充当するまでの間は預金等、安全性の高い金融商品で運用してまいります。

(注) 研究開発の内容については、「第二部 企業情報 第1 [企業の概況] 3 [事業の内容] (3) 当社の開発パイプライン」の項をご参照下さい。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	200,800	224,896,000	東京都中央区日本橋一丁目13番1号 野村証券株式会社 200,800株
計(総売出株式)	—	200,800	224,896,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集に伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、2026年2月26日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式200,800株の第三者割当増資の決議を行っております。また、野村証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,120円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 3. に記載した振替機関と同一であります。

2 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1	自 2026年 3月25日(水) 至 2026年 3月30日(月)	100	未定 (注) 1	野村証券株式会社の本店 及び全国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日（2026年3月24日）に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、本募集における株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. 野村証券株式会社の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件（2）ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所グロース市場への上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所グロース市場への上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために主幹事会社が当社の株主である松本正（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2026年2月26日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式200,800株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 200,800株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注)1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 (注)2
(4)	払込期日	2026年5月7日(木)

(注) 1. 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、2026年3月13日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額(会社法上の払込金額)と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、2026年3月24日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、2026年4月2日から2026年4月28日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集に関連して、貸株人である松本正並びに当社株主である帝國製薬株式会社、王子ホールディングス株式会社、株式会社サノ、TNPスレッズオブライイト投資事業有限責任組合、株式会社EXIT Solutions、Yokohama Next投資事業有限責任組合、株式会社エスアールディホールディングス、齊藤涼子、齋藤暁子、OCP1号投資事業有限責任組合、合同会社MCC、CYBERDYNE株式会社、株式会社三京石油、朝日生命保険相互会社、エッジ・ラボ株式会社、シミックホールディングス株式会社、佐野公彦、合同会社ユーブランニング、株式会社ハンズオン・コンサルティング、藤原栄治、藤原鉄哉、松本勉、Susan K. Clymer、Jack Lief、笠原あさ子、石村俊一、金野智子、萬治邦行、岩崎俊男、遠藤香里、高宮良彦、佐野美由紀、佐野宗孝、佐野宗太郎、Linda Cox-Garleanu及び牛田雅之並びに当社の新株予約権者である浦田真紀、眞鍋弓月、白石昌寛、寺田恭子、中池司郎、江崎裕子、青島真裕美及び松本朝美は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の2026年9月28日までの期間中、また、当社株主であるサイバニクス・エクセレンス・ジャパン1号投資事業有限責任組合、オリックス株式会社、新生響きブリッジ投資事業有限責任組合、みずほキャピタル株式会社及びアイザワ・インベストメンツ株式会社は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後90日目の2026年6月30日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意な

しには、当社普通株式の売却等（ただし、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2026年9月28日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2026年2月26日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社普通株式の割当を受けた者（江波戸英明、高尾健司、西谷茂樹、宮崎伸也、高田喜一郎、内田洋志、北川徹、高比康臣、日吉システムズ株式会社、馬場隆博及びその他121名）及び当社新株予約権の割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第23期	第24期	第25期	第26期	第27期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (千円)	149,483	78,059	49,571	318,881	479,403
経常損失(△) (千円)	△17,611	△265,309	△329,555	△211,268	△115,979
当期純損失(△) (千円)	△19,669	△265,599	△329,845	△227,671	△120,660
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	201,500	380,000	380,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	6,473	7,663	7,663	10,705	10,705
純資産額 (千円)	285,517	361,456	40,739	1,022,805	902,144
総資産額 (千円)	418,695	719,851	343,753	1,550,500	1,398,327
1株当たり純資産額 (円)	44,109.03	47,169.00	5,316.39	191.09	168.55
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△3,352.78	△38,188.23	△43,043.89	△51.35	△22.54
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	68.2	50.2	11.9	66.0	64.5
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△132,716	14,154
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△3,579	△2,465
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	1,212,033	△80,000
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	—	—	1,312,260	1,243,232
従業員数 [ほか、平均臨時雇用人 員] (名)	12 [—]	16 [—]	18 [1]	15 [2]	18 [2]

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第24期の期首から適用しており、第24期から第27期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

6. 第23期から第27期までの経常損失及び当期純損失の計上は、医療用医薬品の開発のための研究開発活動に係る先行投資によるものであります。
7. 自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
8. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
9. 第23期、第24期及び第25期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る項目については記載しておりません。
10. 第26期及び第27期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、RSM清和監査法人の監査を受けております。なお、第23期、第24期及び第25期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算定した各数値を記載しており、当該監査を受けておりません。
11. 従業員数の(外書)は、臨時従業員の年間雇用平均人員数であります。臨時従業員には派遣社員を含めております。
12. 2025年4月1日付で普通株式1株につき普通株式500株の割合で株式分割を行っております。さらに、2025年6月13日付で第三者割当増資(A種種類株式1,442,200株の発行)を行い、資本金は748,990千円となり、2025年6月20日付で第三者割当増資(普通株式33,300株の発行)を行い、資本金は763,975千円となりましたが、2025年12月6日付で無償減資を行い、資本金は100,000千円となりました。
2026年1月13日付で普通株式を対価とする取得条項に基づき、発行済種類株式の全てを当社が取得し、引き換えに種類株主に対して当社普通株式の交付を行い、同日付で当社が取得した種類株式の全てを消却しております。なお、当社は、2026年1月9日開催の臨時株主総会決議に基づき、2026年1月14日付で、種類株式を発行する旨の定款の規定を廃止しております。本書提出日現在の発行済株式総数(普通株式)は、6,828,000株となっております。
第26期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。
13. 2025年4月1日付で普通株式1株につき普通株式500株の割合で株式分割を行っております。東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(2012年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第23期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下の通りとなります。
なお、第23期、第24期及び第25期(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、RSM清和監査法人の監査を受けておりません。

回次	第23期	第24期	第25期	第26期	第27期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
1株当たり純資産額 (円)	88.22	94.34	10.63	191.09	168.55
1株当たり当期純損失(△) (円)	△6.71	△76.38	△86.09	△51.35	△22.54
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

松本 正（当社設立者）は、1989年から協和醸酵工業株式会社（現：協和キリン株式会社）において、海外バイオベンチャーの有望な新薬プログラムを探索し、共同開発プログラムを立ち上げる業務に従事していました。その中で、将来の医薬品開発をリードしていくのはバイオベンチャーであることを確信し、バイオベンチャーと積極的に提携し、新しい医薬品を生み出す仕組みが必要であると考えていました。そして、1997年秋に、“患者さんに求められる医薬品のよりスピーディな開発を支援すること”を目的として、社内ベンチャー制度に応募し、第1号社内ベンチャーに認定されました。

年月	概要
1998年5月	東京都町田市に協和醸酵工業株式会社（現：協和キリン株式会社）と松本 正（当社代表取締役）の合弁として（出資比率 51:49）、株式会社レクメドを設立 同社からの業務委託を受け、コンサルティング事業を開始
1999年6月	協和醸酵工業株式会社の全持分を松本 正が買い取り同社から完全に独立した会社となる
2000年2月	ライフサイエンス投資事業組合をエムビーエルベンチャーキャピタル株式会社（現：ライフサイエンスベンチャーキャピタル株式会社）と共に設立し、運営にあたる。
2000年11月	日本国内の大学のシード案件の事業化検証を目的として、ReqMed Research, Inc.（子会社）をカリフォルニア州に設立
2003年8月	PsychoGenics, Inc.（現：PGI Drug Discovery LLC）とエルトブラジンの共同開発契約を締結し、医薬品開発事業を開始
2003年9月	株式会社レクメド・ベンチャーキャピタル（子会社）を東京都町田市に設立し、投資ファンド運営事業を移管
2004年2月	株式会社レクメド・ベンチャーキャピタルが、ライフサイエンス2号投資事業有限責任組合をエムビーエルベンチャーキャピタル株式会社と共に設立
2004年5月	bene pharmaChem GmbH & Co. KG とポリ硫酸ペントサンナトリウムの共同開発契約を締結
2005年9月	ポリ硫酸ペントサンナトリウムの臨床研究（適応症：変形性膝関節症）を国立大学法人長崎大学病院で開始
2007年1月	ポリ硫酸ペントサンナトリウムの国内第Ⅰ相試験（注1）開始
2008年6月	旭化成ファーマ株式会社に対して、bene pharmaChem GmbH & Co. KG と共同でポリ硫酸ペントサンナトリウムの国内の開発・販売権を付与するライセンス契約を締結
2009年3月	エルトブラジンの日本人での薬物動態試験（注2）を米国にて開始
2009年12月	ライフサイエンス投資事業組合の期間満了
2010年4月	旭化成ファーマ株式会社によるポリ硫酸ペントサンナトリウムの変形性膝関節症に対する日本での前期第Ⅱ相試験（注3）開始
2010年6月	株式会社レクメド・ベンチャーキャピタルを清算
2010年9月	Chong Kun Dang Pharmaceutical Corp. に対して、bene pharmaChem GmbH & Co. KG と共同で韓国におけるポリ硫酸ペントサンナトリウム開発・販売権を付与するライセンス契約を締結
2010年12月	ReqMed Research, Inc. を清算
2011年6月	厚生労働省未承認薬開発支援事業の開発支援品目であるベタインの開発企業として採択
2011年9月	Orphan Europe SARL（現：Recordati Rare Diseases SARL）とベタインの日本における独占的開発権・販売権を取得するライセンス契約を締結
2012年3月	ベタインが厚生労働省よりオーファン指定（注4）を受ける
2012年3月	ベタインの国内第Ⅲ相試験（注5）開始して、自社開発を開始
2012年6月	旭化成ファーマ株式会社とポリ硫酸ペントサンナトリウムの変形性膝関節症に対する前期第Ⅱ相試験を終了したが、主要評価項目でプラセボと有意な差が出なかった為、開発継続を断念し、bene pharmaChem GmbH & Co. KG と三社間で締結したポリ硫酸ペントサンナトリウムの国内ライセンス契約を解除
2013年3月	ホモシチン尿症（注6）を適応症とする治療薬「ベタイン（商品名：サイスタゲン原末）」の国内製造販売承認申請
2013年4月	第一種医薬品製造販売業許可取得
2013年12月	ライフサイエンス2号投資事業有限責任組合の期間満了に伴い投資ファンド運営事業を終了

年月	概要
2014年1月	ホモシスチン尿症を適応症とする「ベタイン(商品名：サイスタダン原末)」の国内製造販売承認取得
2014年5月	「ベタイン(商品名：サイスタダン原末)」を発売し、医薬品販売事業を開始
2014年10月	ポリ硫酸ペントサンナトリウムのHTLV-1関連脊髄症(HAM)前期第Ⅱ相試験開始
2015年9月	ポリ硫酸ペントサンナトリウムのムコ多糖症 小児安全性試験開始
2015年11月	ポリ硫酸ペントサンナトリウムの小児ムコ多糖症患者でのムコ多糖症第Ⅱ相臨床試験開始
2017年12月	ポリ硫酸ペントサンナトリウムのムコ多糖症及びムコリピドーシス第Ⅱ相試験開始
2018年12月	Icahn School of Medicine at Mount Sinai とポリ硫酸ペントサンナトリウム(適応症：ムコ多糖症)の特許使用契約を締結
2019年10月	厚生労働省未承認薬開発支援事業の開発支援品目であるコール酸の開発企業として採択
2019年12月	PsychoGenics, Inc. (現：PGI Drug Discovery LLC)とエルトブラジンの共同開発契約を終了
2020年4月	Laboratoires CTRS(現：THERAVIA SAS)とコール酸の日本における開発・販売を担う共同開発契約を締結
2020年5月	コール酸の国内第Ⅲ相試験開始
2020年8月	コール酸が厚生労働省よりオーファン指定を受ける
2020年11月	王子ホールディングス株式会社との資本業務提携を締結
2021年11月	ポリ硫酸ペントサンナトリウムの変形性膝関節症に対する後期第Ⅱ相試験開始
2022年1月	ベタインのライセンス契約満了に伴い、Recordati Rare Diseases SARLより先方の日本法人に承継して欲しいとの要望があり、「ベタイン(商品名：サイスタダン原末)」をレコルダティ・レア・ディジーズ・ジャパン株式会社に承継
2022年7月	先天性胆汁酸代謝異常症を適応症とする治療薬「コール酸(商品名：オファコルカプセル50mg)」の国内製造販売承認を申請
2023年3月	先天性胆汁酸代謝異常症を適応症とする「コール酸(商品名：オファコルカプセル50mg)」の国内製造販売承認取得
2023年5月	「コール酸(商品名：オファコルカプセル50mg)」薬価収載
2023年6月	「コール酸(商品名：オファコルカプセル50mg)」発売
2024年9月	帝國製薬株式会社との販売基本契約を締結
2024年12月	ポリ硫酸ペントサンナトリウムの変形性膝関節症に対する第Ⅲ相試験開始
2025年10月	PGI Drug Discovery LLCとエルトブラジンのData Sharing and License Agreementを締結

注1	第Ⅰ相試験	治験の第1段階。自由意思に基づき志願した健常成人を対象とし、被験薬を少量から段階的に増量し、被験薬の薬物動態(吸収、分布、代謝、排泄)や安全性(有害事象、副作用)について検討することを主な目的とした探索的試験。
注2	薬物動態試験	医薬品の生体内での挙動(薬物動態)を調べる試験。これらの試験で医薬品が投与された後、どのように吸収され、組織や細胞に分布し、小腸や肝臓などの酵素によってどのように代謝され、排泄されるかを薬物の濃度とその時間に応じた変化等を解析します。
注3	第Ⅱ相試験	治験の第2段階。第Ⅰ相試験の結果をうけて、比較的軽度な少数例の患者を対象に、有効性・安全性・薬物動態などの検討を行う試験。前期は少数の患者を対象に主として対象疾患・病状や適切な用法・用量を調査し、後期は数百人程度の患者を対象に主として有効率と副作用を調査する。
注4	オーファン指定	希少疾病用医薬品・希少疾病用医療機器・希少疾病用再生医療等製品につき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「薬機法」という。)第77条の2に基づき、対象患者数が本邦において5万人未満であること、医療上特にその必要性が高いものなどの条件に合致するものとして、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて厚生労働大臣が指定する制度。
注5	第Ⅲ相試験	治験の第3段階。上市後に実際に使用が想定される患者を対象に、想定される用法・用量を用いて、有効性の検証や安全性を確認することを目的として、より大きな規模で行われる試験。
注6	ホモシスチン尿症	シスチン(システインの二量体)生合成を促すメチオニン代謝にかかる酵素の異常により、ホモシスチン及びその二量体にあたるホモシスチンが血中に蓄積し、尿中に大量のホモシスチンが排泄される疾患。ホモシスチンは血管を老化させる物質としても知られています。

3 【事業の内容】

(1) 事業の概要

当社は設立以来” Required Medicine for all who request it”（人々に求められる医薬品）の開発に取り組んでおります。

具体的には、患者の皆様に寄り添い現場のニーズを汲み取りながら、国内外のベンチャー企業やアカデミアとの強力な研究ネットワークを生かし、患者の皆様が必要としているアンメット・メディカル・ニーズ※1)の薬剤シーズを見つけ出します。そして、当社が主体となって研究開発戦略を練り、CRO※2)等を有効活用しながら医薬品の臨床試験※3)に必要な基礎データを取得します。さらに、その薬剤の特性に合わせた臨床試験を自らデザインし、ベンチャー企業という小さな組織でありながらも、自らが治験依頼者として、規制当局(本邦においては、独立行政法人医薬品医療機器総合機構)との相談・合意を得て、新薬の製造・販売承認申請に必要な第Ⅲ相試験まで自社で行っております。



当社は、すでに2剤の新薬を上市させることができました。そして今、NaPPSの変形性膝関節を対象とした第Ⅲ相臨床試験を実施しています。



i アンメット・メディカル・ニーズに特化した医薬品開発

当社は、設立当初より国内外のバイオベンチャーやアカデミアをはじめ、学会、患者会まで広がる当社保有のネットワークを駆使して、アンメット・メディカル・ニーズの治療薬や革新的な医薬品の探索・研究を行ってきました。具体的には、以下の通りです。

①国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「JST」という。）による大学の研究成果を実用化するための研究費を支援する「研究成果最適展開支援プログラム」の支援を受け、放射線に被曝した時の影響を少なくできる放射線緩和剤の共同研究を学校法人福岡大学と実施しました。

②同じくJSTによる大学の研究成果を実用化するための研究費を支援する「研究成果最適展開支援プログラム」の支援を受け、国立大学法人長崎大学と共同でポリ硫酸ペントサントリウムの新規成人T細胞白血病ウイルス（HTLV-1）（※4）関連脊髄症（以下「HAM」という。）治療薬開発に向けたHAM患者の下肢の機能が改善するかを確かめる検証的臨床研究を実施しました。

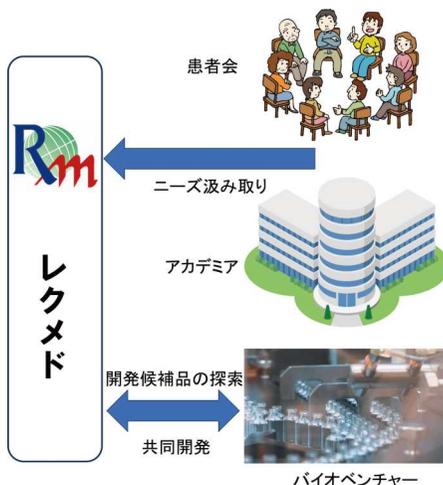
③国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という）による「中堅・中小企業への橋渡し研究開発促進事業」としての選定を受け、ムコ多糖症（※5）患者を対象としたポリ硫酸ペントサントリウムの安全性・有効性にかかる（医師主導の）臨床研究を国立大学法人岐阜大学（現 国立大学法人東海国立大学機構 岐阜大学）と共同で行いました。

更に、「医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議」（厚生労働省）の開発要請品目にも複数応募し、患者数が少ないがゆえに有効な治療が確立されず、薬剤貢献度が低い疾患の治療薬や、従来の治療に対する患者満足度が低い疾患に対して新たな治療薬を届けるべく、これらの疾患の開発品を探索してきました。そして、有望な開発候補品を保有している国内外のバイオベンチャー企業等と共同で医薬品開発プログラムを立ち上げ、当社の開発ノウハウを駆使して患者対象の臨床研究を実施し、薬理効果を実証することで、開発候補品の価値を更に高めております。具体的には、「医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議」（厚生労働省）の開発要請品目の

①ベタイン原末（適応症：ホモシスチン尿症）

②コール酸（適応症：先天性胆汁酸代謝異常症）

の2品目を開発して、製造販売承認を得てこれらの薬剤を必要としている患者に届けることができました。バイオベンチャーとの共同開発としては、PsychoGenics, Inc.（現：PGI Drug Discovery LLC）と共同開発を進め、既知物資であるエルトブラジンに対して注意欠陥多動症や進行期パーキンソン患者におけるL-dopa誘発ジスキネジアに対する新規効果を見出し、米国における注意欠陥多動症の第II相試験、欧州におけるパーキンソン病のL-dopa誘発ジスキネジア（※6）に対する第II相試験、さらに米国在住日本人を対象とした薬物動態試験を実施しました。



番号	用語	説明
※1	アンメット・メディカル・ニーズ	未だ満たされていない医療ニーズ、未だ有効な治療方法がない医療ニーズのこと。たとえば、高血圧症に対する治療薬は充足されているといえるが、一部の特殊な高血圧症(例えば肺高血圧症)に対しては未だ治療が充足しているとはいえず、アンメット・メディカル・ニーズがあるといえる。
※2	CRO	Contract Research Organizationの略称。治験において製薬会社から依頼を受けサポートを行う開発業務受託機関。
※3	臨床試験	ヒト(患者や健康な人)を対象として行う、治療を兼ねた試験。このうち特に医薬品の開発を目的とし、試験の結果を承認申請に用いることを目的とした試験を「治験」という。
※4	成人T細胞白血病ウイルス (HTLV-1)	血液中の白血球の一つであるリンパ球のうちのT細胞に感染するウイルス。感染した細胞の数が増えると、HAM発症リスクが高くなる。
※5	ムコ多糖症	細胞内でのムコ多糖(糖蛋白質)の分解に必要な酵素が生まれつき足りないために、全身の細胞にムコ多糖が蓄積し臓器肥大や骨の変形等が生じる先天代謝異常症。
※6	L-dopa誘発ジスキネジア	進行期のパーキンソン病患者に治療薬L-dopaを投与した際に、自分でコントロールできない身体の動きが出てしまう現象

ii 自社による医薬品開発・製造販売承認

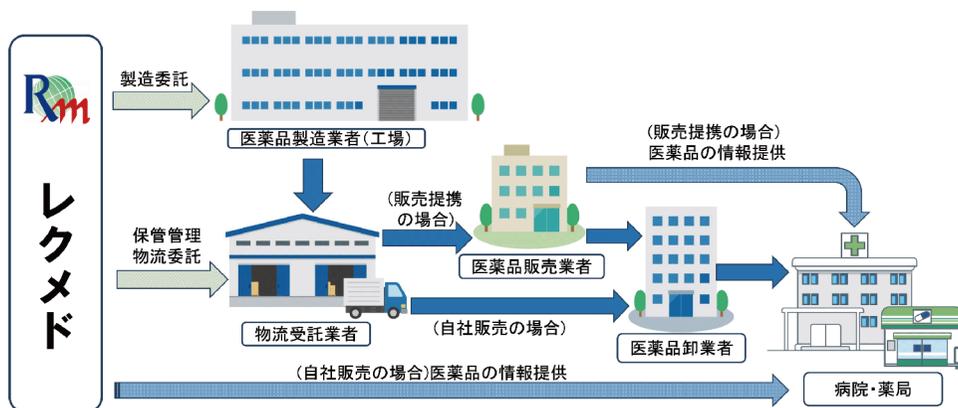
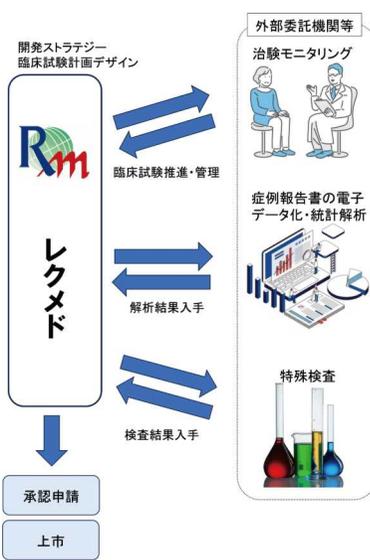
当社のビジネスモデルの最大の特徴は、開発のステージアップの途中で他の製薬企業にライセンスアウトせず、薬剤シーズ保有先とリスク・リターンを共有しながら自社で開発を推進し、日本における製造販売承認を取得することです。

開発から承認申請までの全ステージを自社で一貫して手掛けることにより、臨床開発デザインのノウハウや新薬申請経験を蓄積することが可能となります。それらを医薬品開発のさまざまな場面で生かすことにより、有望な開発候補品をいち早く見出し、患者の皆様に新しい医薬品を届けることができると考えております。また、製造販売承認を自社で取得することで収益性を高め、企業価値の向上を図ります。

医療用医薬品は医薬品卸売業許可を得た卸売業者経由で病院や薬局に流通しますが、製品の市場サイズに合わせて、

- ① 自社から直接卸売業者へ販売する（以下「自社販売」という。）
- ② 他の医薬品販売業者へ委託して卸売業者へ販売する（以下「販売提携」という。）

の体制をとります。卸売業者へ販売する販売業者が病院や薬局への情報提供を担いますが、①患者数がごく少数に限られる領域では、開発担当者自らが医療従事者と密接にコンタクトを取り、その製品の開発で培った疾患・製品知識と臨床試験の際に関わった医療従事者とのコネクションを生かしたプロモーション活動を行うことにより、より専門的かつ効果的な販売推進を展開できます。一方で、②患者数の多い領域では、強力な販売ネットワーク・組織基盤を有する他社との提携による販売推進を展開します。このような販売体制をとることで、収益の最大化を目指すと共に同時に企業価値が最大になるような事業戦略を取っていきます。



上記「自社販売」と「販売提携」の区分けは、製品の適応症ごとに、下表のような患者数と施設数に自社基準を設けて振り分けています。

	① 自社販売	② 販売提携
患者数	200人未満	200人以上
施設数	100施設未満	100施設以上

iii コンサルティング事業

長年の国内外のバイオベンチャーとの共同開発や医薬品開発のノウハウが社内に蓄積しており、それらを活用したい国内外のバイオベンチャーやアカデミアからの依頼により、業務提携サポートや創薬戦略立案の支援等を行っています。

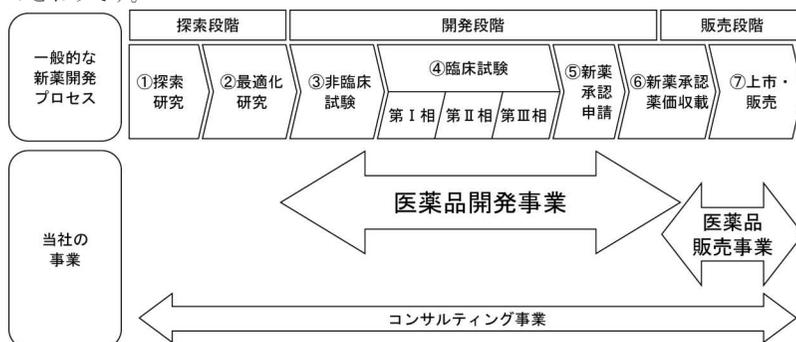
(2) 当社の収益構造

当社の事業セグメントは医薬品事業の単一セグメントであります。

医薬品開発プロセスにおける当社の事業領域、事業系統図及び売上の種類は以下のとおりです。

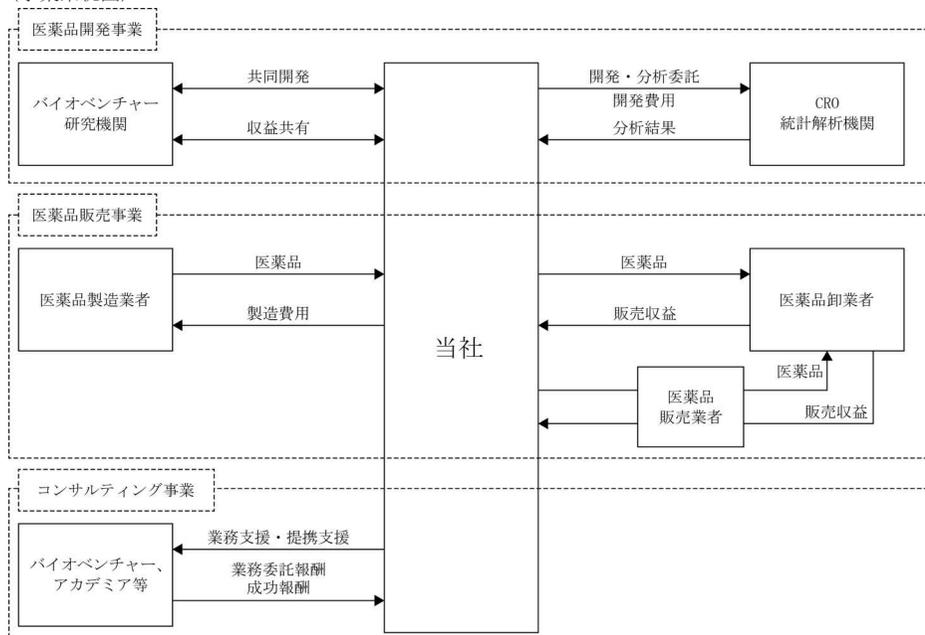
(医薬品開発プロセスにおける当社の事業領域)

医薬品の開発は一般的には以下のプロセスを経て進められ、同プロセスにおける当社の各事業の対象領域は以下のとおりです。



- ① 探索研究 (疾患の治療ターゲットの確認とターゲットに作用する化合物や抗体などの探索)
- ② 最適化研究 (探索研究で得られた化合物や抗体の最適化)
- ③ 非臨床試験 (臨床試験を開始するために必要な動物試験)
- ④ 臨床試験 (ヒトでの有効性と安全性を評価する試験)
- ⑤ 新薬承認申請 (厚生労働省あるいは各国又は地域の医薬品許認可審査機関への製造販売承認申請)、照会事項対応
- ⑥ 新薬承認、薬価収載
- ⑦ 上市・販売 (医療機関関係者・患者の皆様への提供)

(事業系統図)



(売上の種類)

当社の売上は以下のもので構成されております。

区分	主な内容
医薬品販売事業	新薬製造販売承認後の医薬品製造販売による売上 2021年12月まで販売していたサイスタダン原末、2023年6月発売のオフアコルカプセル50mgにかかる売上を医薬品販売事業の売上として計上しております。
医薬品開発事業	国内外で開発品中のプログラムにかかる収益 韓国におけるポリ硫酸ペントサンナトリウム原薬の販売に関連する収入やマイルストーン収入を計上しております。
コンサルティング事業	提携支援や創薬支援等による業務委託報酬及び成功報酬等を計上しております。

< 医薬品販売事業：上市済み医薬品 >

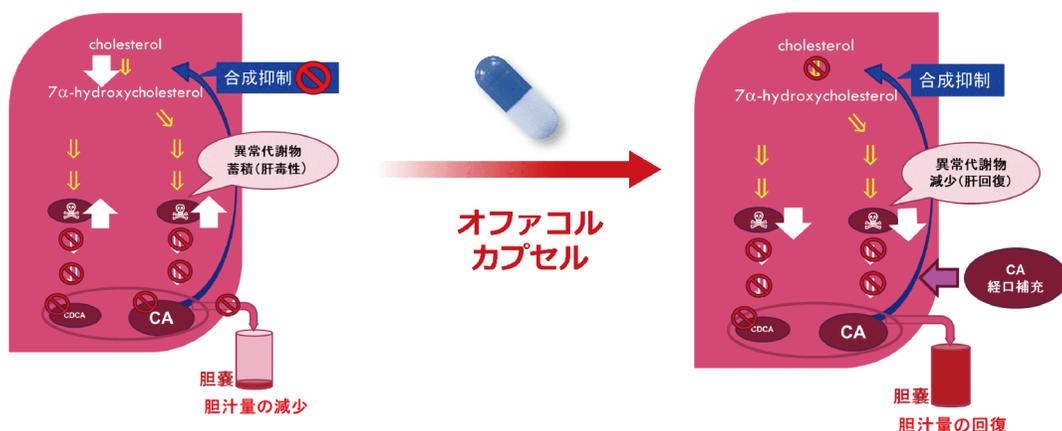
サイスタダン原末（一般名：ペタイン）はホモシスチン尿症の治療薬で、厚生労働省「医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議」での審議を経て国内企業の募集が行われたことに対して当社が応募し、その後さらに希少疾病用医薬品（※7）として指定され、国内医薬品として開発し、製造・販売の承認を得たものです。輸入元であるRecordati Rare Diseases SARLから製品を輸入し2014年より自社販売を行っていましたが、10年間の契約満了に伴い2022年1月1日にRecordati Rare Diseases SARLの日本法人レコルダティ・レア・ディージェズ・ジャパン株式会社へ承継しました。

オフアコルカプセル50mg（一般名：コール酸）は先天性胆汁酸代謝異常症（※8）の治療薬です。こちらも、厚生労働省「医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議」での審議を経て国内企業の募集が行われたことに対して当社が応募し、その後さらに希少疾病用医薬品として指定され、国内医薬品として開発し、製造・販売の承認を得たものです。

先天性胆汁酸代謝異常症は、肝臓においてコレステロールから胆汁の成分であるコール酸（オフアコルカプセル50mgの有効成分）やケノデオキシコール酸を生合成する酵素に先天的な遺伝子変異で異常が起こり、生合成が途中で止まってしまう疾患です。生合成が途中で止まると有害な異常代謝物が肝臓に有害な作用を示し、肝障害を誘発します。また、胆汁酸が不足し、食事から必要な脂溶性成分（ビタミンA、ビタミンDを含む）を吸収できなくなり、種々の成長障害を引き起こします。

先天性胆汁酸代謝異常症は、障害を受けた酵素の種類により、12種類の病型に分かれています。現在オフアコルカプセル50mgの治療が行われているのは3種類の病型で、その一つに40名近い患者数の報告がなされている脳髄黄色腫症(※9)があります。これは胆汁酸生成酵素のうち、ステロール27位水酸化酵素をコードする(生成情報を有する)遺伝子CYP27Aが欠損し同酵素の活性が低下する病型で、体内(特に脳や髄)に徐々にコレステロールやコレスタノール(コレステロールの類似物質)が蓄積し、精神発達遅滞・認知機能障害・錐体路症状(運動麻痺)・小脳症状などの進行性神経障害、アキレス腱黄色腫及び若年性白内障、早発性心血管疾患などを発症します。また、新生児～乳児期の遷延性黄疸・胆汁うっ滞や若年発症の慢性の下痢で発症する症例も報告されています。新生児期や小児期に発見されるケースはこれまで少なく、本疾患に対する早期診断と早期治療開始が大きな問題となっていました。

脳髄黄色腫症以外の病型では、3 β -hydroxy- Δ 5-C27-steroid dehydrogenase (3 β -HSD) 欠損症と3-oxo- Δ 4-steroid 5 β -reductase (Δ 4-3-oxoR) 欠損症の2病型が知られています。こちらは合わせて国内に10名程度の患者がいて、新生児期の黄疸や胆汁うっ滞の症状で発見されます。こちらの病型に関しては、新生児のスクリーニングが積極的に行われつつあり、2024年に1名の新生児が先天性胆汁酸代謝異常症(Δ 4-3-oxoR 欠損症)と診断され、オフアコルカプセル50mgの治療を開始しました。早期診断により早くオフアコルカプセル50mgによる治療を開始して進行を押さえ症状の改善を図り、結果的にオフアコルカプセル50mgの売上が伸びていくことを期待しております。



肝臓ではコレステロールを出発物質として、胆汁の成分であるコール酸(CA)とケノデオキシコール(CDCA)という2つの胆汁酸が合成され胆嚢(たんのう)の中に蓄えられます。食物を摂取すると胆嚢からこれら2つの胆汁酸が腸の中に分泌し、脂肪成分と一緒に腸から体内に取り込まれます。もし、先天性胆汁酸異常症に代表される症状、すなわち胆汁酸が合成されず食物摂取と同時に分泌されない状態になると脂肪成分(脂溶性ビタミンも含む)が体内に取り込まれず、成長不良等の障害が発生します。幸いなことにこの胆汁酸は、食事と一緒に薬として飲むことができます(CA補充療法)。食事の脂肪成分は、一緒に飲んだコール酸(CA)と一緒に体内に取り込まれ、脂肪成分と切り離された後に今度は胆嚢に溜まって、次の食事の時の胆汁酸としてリサイクルできるようになります。

オフアコルカプセル50mgは1カプセルの中に50mgのコール酸が有効成分として含まれています。このコール酸は肝臓においてコレステロールを出発物質として生合成される胆汁酸の重要な成分の一つで、食事をした後に胆嚢から十二指腸に分泌され、食事の脂質(含む脂溶性ビタミン)の腸からの吸収を助けます。先天性胆汁酸代謝異常症は、このコール酸の生合成に係る酵素異常によって、コール酸が生合成されず、毒性の高い代謝中間体が肝臓に蓄積し、肝障害を発生させる疾患です。また、このコール酸を生合成する経路において、最終産物のコール酸によって生合成の調整が行われますが、コール酸ができないことで「コール酸を作れ」という指令を止めることができず、毒性の高い代謝中間体が蓄積する悪循環が発生します。

食事と共に服用されるオファコルカプセル50mgの中に含まれているコール酸は、あたかも胆嚢から十二指腸に分泌されるコール酸と同じようにふるまい、腸において脂質(脂溶性ビタミンを含む)と共に吸収され、肝臓に再吸収されて胆嚢に胆汁酸として溜まるようになります。これによりコール酸が十分充足するとコール酸の生合成にブレーキがかかり、毒性の強い代謝中間体の生合成が抑えられ、肝障害の回復につながります。

オファコルカプセル50mgはLaboratoires CTRS(2023年4月よりTHERAVIA SAS)から最終製品として輸入し、株式会社サノに卸業務を委託して2023年6月から当社が販売しております。2025年3月期は219,403千円の売上高がありました。



現在、国内において、脳髄黄色腫症以外の先天性胆汁酸代謝異常症の薬剤は、オファコルカプセル50mgのみが承認されています。一方、脳髄黄色腫症の適応に関しては、藤本製薬株式会社のフジケノン粒状錠125mg(一般名はケノデオキシコール酸)が2025年9月に承認されました。脳髄黄色腫症は、以前よりケノデオキシコール酸の治療が行われており、フジケノン粒状錠125mgは脳髄黄色腫症の患者を対象に、藤本製薬株式会社が第Ⅲ相試験を実施したものです。フジケノン粒状錠125mgは脳髄黄色腫症治療の第一選択薬として認められていますが、一部患者に対し安全性の面から第一選択薬だけでは十分量を確保できず、オファコルカプセル50mgが追加投与されると期待しております。

番号	用語	説明
※7	希少疾病用医薬品	難病などの治療で医療上の必要性は高いにもかかわらず、患者数が少ないため治療法が確立されていない病気の為の医薬品。薬機法では、対象患者が5万人未満の稀な疾患に用いる医薬品のことを言う。
※8	先天性胆汁酸代謝異常症	肝臓内でコレステロールから胆汁酸を合成する酵素が欠損することによる肝機能障害。
※9	脳髄黄色腫症	胆汁酸を作る酵素の働きが悪くなることによりコレステロールから胆汁酸を作ることができず、コレスタノールなどの脂質が身体(脳神経など)にたまる結果、アキレス腱が厚くなり、他に知能低下、歩行障害、ふらつきなどが生じる疾患。

することを目的に、当社独自で凍結乾燥製剤を開発し、特許を国際出願しました。既に、日本、オーストラリア、欧州で特許を取得し、米国は審査中です。

当社以外のポリ硫酸ペントサンナトリウムの注射剤は液剤です。液剤では長期保存中、バイアル瓶の内側で注射液とガラス内面が常に接触した状態となり、ガラスの表面に付着していた微小のガラスの膜が剥げ落ちることがあります。このようなことが起きた場合、その製品ロット全体を回収しなければならなくなるリスクがあります。一方、凍結乾燥製剤は、水分が完全に蒸発した状態でありガラス表面との反応がありませんので、長期間安定する製剤となり、薬剤の保存も室温保存が可能になります。

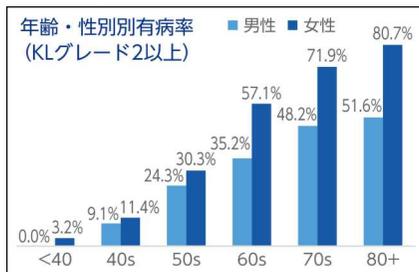
ポリ硫酸ペントサンナトリウムの作用としては、各種の慢性炎症を抑え、生体機能を正常化します。変形性関節症では関節組織への複合作用により関節症の症状を緩和し、ムコ多糖症ではグリコサミノグリカン(※11)による全身の慢性炎症を抑えながら骨・軟骨症状(特に関節の拘縮)を抑えます。また、成人T細胞白血病リンパ腫の原因ウイルス(HTLV-1)が感染したT細胞の脊髄内浸潤を抑制し、HAMの下肢機能障害を改善する効果を期待しております。

日本以外の展開では、2010年9月にbene社と共同で本薬剤の韓国における開発及び販売権をChong Kun Dang Pharmaceutical Corp. (以下「CKD社」という。)に与えるライセンス契約を締結しております。このライセンス契約は、bene社との共同開発の一環として、当社が韓国における開発パートナー探しを行いました。CKD社はbene社よりポリ硫酸ペントサンナトリウム原薬を輸入し、間質性膀胱炎治療薬として販売しております。CKD社に対しては、bene社と共同でライセンス契約を結び、このライセンス契約のベースとなった当社とbene社の共同開発契約では、あらゆる利益は50:50で折半するとなっていることから、この韓国における原薬売上総利益の一部を当社が受領でき、CKD社がbene社へ支払った原薬売上代金の一部をbene社から当社が受領し、売上を計上しております。会計上はbene社への売上高として計上されますが、当社からbene社へ製品やサービスを提供した対価ではありません。

・変形性膝関節症

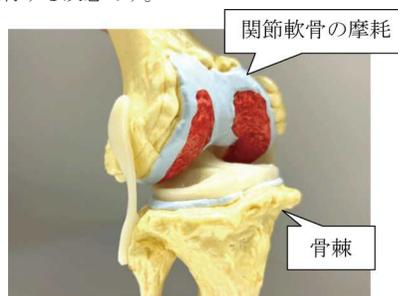
変形性膝関節症診療ガイドライン2023（日本整形外科学会）の序文には、「日本は老年人口比率が2007年に21%を超え、今や3割に達しようとする超高齢社会となっています。超高齢社会の到来は疾病構造を変化させ、運動器疾患では運動器障害による移動機能低下—ロコモティブシンドロームに日本は直面しています。その主たる疾患の一つである変形性膝関節症は、約800万人が疼痛や硬さ、腫れなど何らかの症状を有しており、X線学的な関節症変化は約2500万人に存在し、40歳以上で有病率が約55%、有症状者が1800万人に達するといわれ、要介護への移行リスクが約6倍あることが指摘されています。変形性膝関節症は個人の日常生活のみならず、社会の経済活動や医療・福祉政策に多大な影響を与えており、その克服は日本の喫緊の課題といえます。」と記載されています。

2005年から2007年にかけて東京大学 吉村典子 特任教授らが実施した大規模住民コホートROAD STUDYが実施され、少なくとも一つの関節がKellgren and Lawrence分類(※10)(以下、「KL分類」という。)Grade2以上ありと診断された変形性膝関節症の有病率は、年齢が高くなるにつれて上昇しています。(出典：N. Yoshimura et al, J Bone Miner Metab 27:620-628 (2009))。



変形性関節症の中でも変形性膝関節症は、加齢、肥満、遺伝的因子、力学的負荷など多くの原因によって発症し、膝関節軟骨の表層に近い部位から軟骨細胞外基質(マトリックス)の消失、軟骨の菲薄化、亀裂形成、軟骨細胞のクラスター形成や細胞死、関節周縁部の骨棘形成の変化と進行する疾患です。

右図は、進行した軟骨の模型ですが、骨の末端を覆う軟骨層(青色)は摩耗し、軟骨の下にある骨が現れてしまいます。また、関節周辺部に棘のような骨棘も発生するようになってしまいます。



既存の変形性膝関節症治療薬は、関節液の成分であるヒアルロン酸製剤や炎症を抑えるステロイド剤などの膝関節内に投与する局所治療剤、もしくは痛みを抑える鎮痛剤が中心です。また、変形性膝関節症の進展を抑制することは困難と考えられてきました。ポリ硫酸ペントサンナトリウムは既存の薬剤とは異なり、皮下注射にて薬剤が全身に届く新しい変形性膝関節症治療薬を目指しております。

今までの関節痛を抑える鎮痛剤とは異なり、疾患修飾剤(※12)として新しい薬剤に分類されます。そのために、これまでの薬剤ではできなかった変形性膝関節症の進行の抑制を期待しています。さらに、本薬剤は鎮痛剤やヒアルロン酸製剤等の既存の薬剤と競合するものではなく併用できるので、幅広い患者層に処方が可能になると考えております。また、皮下注射製剤であることから、整形外科医のみならず、その他の診療科の医師や看護師、更には将来の自己注射も可能な薬剤に発展させることが可能な薬剤となっています。

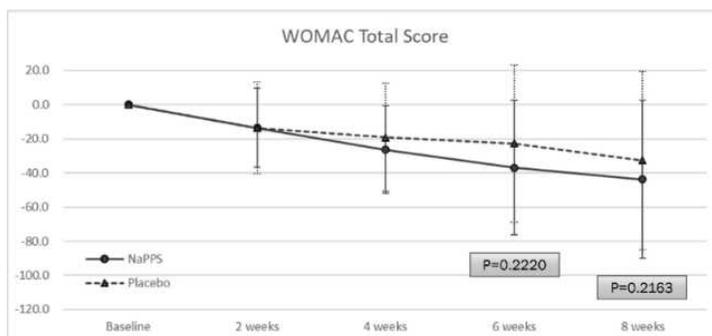
これまでの非臨床試験(動物実験)において、ポリ硫酸ペントサンナトリウム皮下注射において膝関節の炎症や軟骨の変性を抑える効果が示されております。また、軟骨オリゴマーマトリックスタンパク質(以下「COMP」)という、コラーゲンネットワークを安定化させ軟骨組織の構造を維持する構造タンパク質があります。変形性膝関節症により軟骨が損傷または分解されるとCOMPが放出され、その濃度が上昇することから、COMPは軟骨代謝のバイオマーカーとして、疾患活動性、関節損傷の進行、および治療効果のモニタリングに利用されます。当社の前期第Ⅱ相試験および後期第Ⅱ相試験の2つの臨床試験において、このCOMPの量の減少がみられ、ポリ硫酸ペントサンナトリウムが変形性膝関節症における膝軟骨の破壊を抑制していることが示唆されています。現時点までの試験結果を基に、当社では変形性膝関節症の進行に伴う症状と、それに対するポリ硫酸ペントサンナトリウムの想定されている作用を以下の通りに考えています。

	変形性膝関節症の進行に伴う症状	想定されている ポリ硫酸ペントサンナトリウムの作用
1	軟骨を構成する細胞以外の細胞外基質(マトリックス)を分解する酵素が産出され、この酵素がマトリックスを破壊する。	マトリックスを破壊する酵素の活性を低下させ、組織破壊を抑制する。
2	一時的に軟骨細胞は増殖を続けて軟骨小腔周辺にプロテオグリカン(※13)を放出するが、その後軟骨破壊の進行により、衝撃吸収能力の低下した関節においては軟骨下骨の破壊を引き起こす。	軟骨細胞においてプロテオグリカンの生合成を促進する。 様々な種類の細胞に分化する間葉系幹細胞を軟骨へと分化誘導することが明らかになっており、膝関節症における軟骨の修復が期待されている。
3	血流が妨げられ、虚血による骨細胞の壊死及びさらなる骨破壊へと進展する。	関節各組織の血行を改善する。
4	滑液中に分解物が過剰に放出されると滑膜炎を誘発する。	ヘパリンと類似する作用があり、局所炎症を抑制する。
5	滑液中に血漿成分が流入し、滑液中のヒアルロン酸濃度が低下して軟骨の潤滑性及び保護機能が低下する。	滑膜細胞におけるヒアルロン酸合成を促進する。

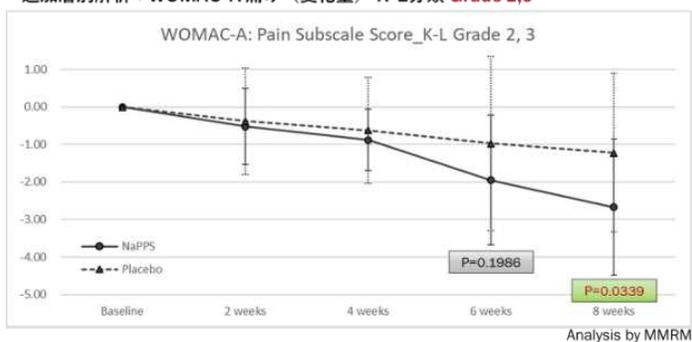
当社では、第Ⅲ相試験に入る前の最終の探索的臨床研究と位置付けられている後期第Ⅱ相試験において、KL分類Grade 2～4の変形性膝関節症患者様を対象被験者とし、WOMAC総合指数(※14)の変化量及び変化率を主要評価項目として、目標症例数90例(実薬群：プラセボ群＝1：1、実薬群に対しては2mg/kgのポリ硫酸ペントサンナトリウムを週1回皮下注射で8週間投与し、プラセボ群に対してはポリ硫酸ペントサンナトリウムではなく生理食塩水を投与)にて比較することを計画し、2022～2024年に実施しました。この治験において、被験者の組入れの際に、KL分類Gradeの群間の偏りで臨床効果に差が出る恐れがあることや、KL分類 Grade 4の患者ではポリ硫酸ペントサンナトリウムの薬理効果発現までに期間を要し、限られた評価期間では明確な効果が示されない可能性も考えられたので、試験結果の解析の中でKL分類 Grade 2&3と4に分けて層別解析を行えるよう、それぞれにおいてポリ硫酸ペントサン群とプラセボ群で同数になるように動的割付(※15)を行って治験を実施しました。膝等の変形性関節症に関連する症状を評価するWOMAC総合指数は、被験者に点数を付けてもらうことからプラセボ効果の影響を受けやすいと懸念されたため、仮登録時のWOMAC-Aの値は5以上9以下、また1年以上前から治療を行っているにも関わらず痛みがある、さらに、医師が実際に膝を押して痛みがあることを確認する等、対象被験者の治験への登録基準を通常の試験よりも厳格化しました。その結果、被験者の確保に苦戦し、複数回の登録期間の延長を行いました。無理な被験者エントリーは有効性評価のノイズを増加させるリスクが高まること、更にこの治験のために製造した治験薬の使用期限が2024年1月となっており、本登録後14週間の治験薬投与期間を確保するため、最終的に被験者の仮登録を2023年9月に締め切りました。その結果、同意取得88例、仮登録58例、本登録49例となりました。2024年3月に、本登録された全ての被験者の最終来院が完了し、その後集積されたデータの解析を実施しました。

その結果、KL分類Grade 4を含む全ての被験者(実薬群25例、プラセボ群23例)では、後期第Ⅱ相試験の主要評価項目であった、WOMAC総合指数で、NaPPS投与群はプラセボ投与群に比べて改善傾向を示したものの、両群間に明確な差異は認められませんでした。一方、後期第Ⅱ相試験開始前の対面助言時に、医薬品医療機器総合機構より製造販売承認申請時の評価は、WOMACスコアのうち特に痛み重点を置いた評価項目であるWOMAC-Aでの有効性の証明が必要であるとの追加情報を得ており、WOMAC-Aを評価しました。このWOMAC-Aの軽減に関し、ポリ硫酸ペントサンナトリウム投薬群(実薬群)がプラセボ群との比較において、KL分類Grade 4を含む全ての被験者では、t-検定(2つのグループの平均値に統計的な差があるかどうかを検定する統計学的手法)で統計学的に有意な差を認めることには至りませんでした。KL分類 Grade 2&3の層別解析(実薬群12例、プラセボ群11例)の結果では、実薬群がプラセボ群と比較して、t-検定において統計学的に有意な差を以って、痛みを軽減していることが示されました。

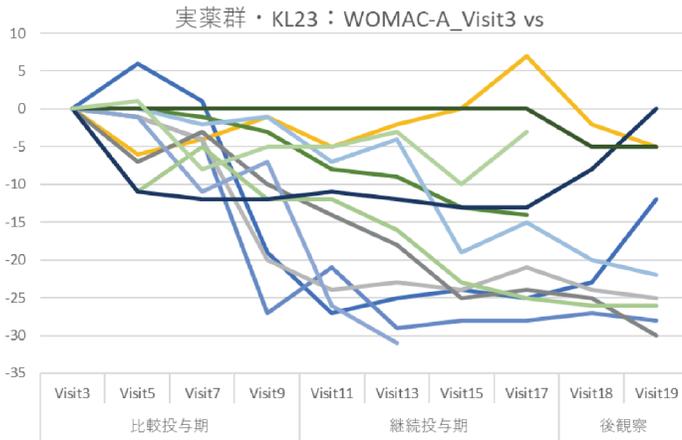
主要評価項目：WOMAC-総合点（変化量） K-L分類 Grade 2,3,4



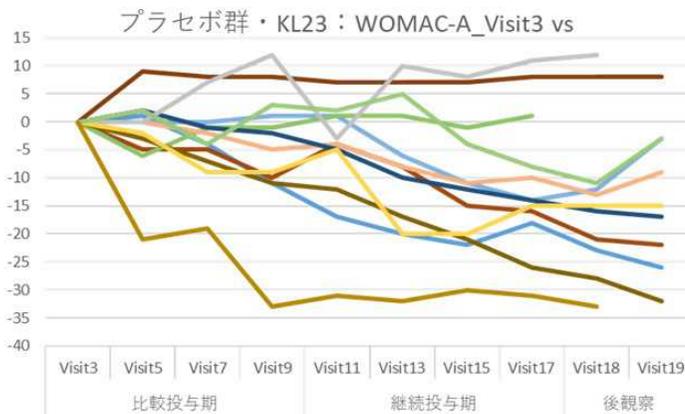
追加層別解析：WOMAC-A 痛み（変化量） K-L分類 Grade 2,3



以下の2つのグラフは、KL分類2 & 3の個々の被験者の治験薬の投与開始後（V3）の痛みの変化を表しています。



左上図のグラフは、KL分類2 & 3の被験者でポリ硫酸ペントサンナトリウム投与群の各被験者の投与開始日（Visit 3）からの痛みのスコアの変化を表しており、スコアの減少が痛みの減少を表しています。4回投与後（Visit 7）までは、あまり変化が見られませんが、6回投与後（Visit 9）から痛みが取れ始めて8回投与（Visit 11）で更に痛みが減少しています（一部反応がない被験者もいます）。このことは、ポリ硫酸ペントサンナトリウムが単なる鎮痛剤ではなく、変形性膝関節症を治療し、その結果として痛みが取れていることを表しています。

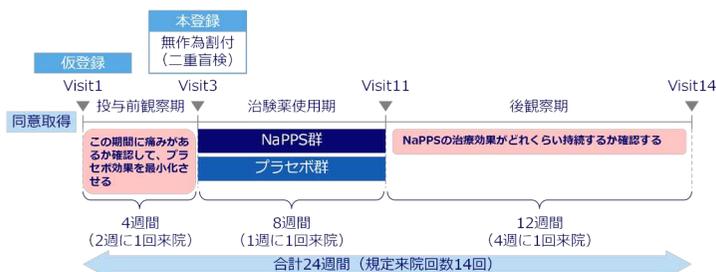


左下図のグラフは、KL分類2 & 3のプラセボ投与群の各被験者の投与開始日（Visit 3）からの痛みのスコアの変化を表しており、スコアの減少が痛みの減少を表しています。1例の被験者を除き、4回投与後（Visit 7）からVisit11まで、あまり変化が見られません。Visit11からプラセボ投与群の被験者にもポリ硫酸ペントサンナトリウムの投与が開始され、Visit17では痛みの減少が観察されています。

上記の結果、KL分類Grade 2 & 3の患者を対象とすることで、第Ⅲ相試験を行うに足る有効性を確認できたと当社では判断し、第Ⅲ相試験の治験届を2024年12月27日に提出しました。その概要は、下表の通りです。

目標症例数	160例（被験薬群：対照薬群＝1：1）
試験デザイン	プラセボ対象、無作為化、二重盲検、多施設共同、並行群間比較試験
治験の目的	変形性膝関節症患者に対してNaPPSを2 mg/kg、週1回、8週間皮下投与した時の痛みに対する有効性をWOMAC-Aのスコアを指標にプラセボ投与と比較することにより検証する
対象疾患	40歳以上75歳未満である日本人の変形性膝関節症患者
用量	NaPPS2mg/kgまたはプラセボを一週間に一度、8週間投与
主要評価項目	WOMAC-A（セクションの平均点）：48時間以内の痛み（評価対象膝） 評価対象膝におけるベースライン（Visit3）のWOMAC-Aのスコアと治験薬投与8週評価時（Visit11）のWOMAC-Aのスコアの変化量（低下量）
主たる副次的評価項目	OMERACT-OARSI Responder Criteria に基づく改善割合 以下の①又は②の患者の割合 ① 評価対象膝のWOMAC-Aの平均スコア又はWOMAC-Cの平均スコアがベースライン（Visit3）から50%以上かつ2.0点以上改善した患者 ② 以下の3項目のうち2項目以上で、ベースライン（Visit3）から20%以上かつ1.0点以上改善した患者 1) WOMAC-Aの平均スコア（評価対象膝） 2) WOMAC-Cの平均スコア（評価対象膝） 3) PGA（患者による全般的評価をNRSでスコア化） 治験薬投与8週評価時（Visit11）の改善割合を副次評価項目とする。

全体のスケジュールは下記の通りです。



また、国内製造受託会社へ委託して治験薬(実薬とプラセボ薬)を製造し、2025年7月24日に最初の被験者への投与を開始し（本登録）、2026年2月12日時点で、本登録を済ませた被験者数が53名となりました。

ポリ硫酸ペントサンナトリウムを変形性膝関節症治療薬として上市した場合のサプライチェーンは、

- ①bene社よりポリ硫酸ペントサンナトリウムの原薬を輸入します。
- ②治験薬を製造した医薬品受託製造会社へ商用製品の製造を委託します。
- ③2025年に販売基本契約を締結した帝國製薬株式会社へ商用製品を販売します。
- ④帝國製薬株式会社から医薬品と卸業者を通して、全国の医療機関・薬局に商用製品を届けます。

サイスタダン原末やオファコルカプセル50mgに比べて変形性膝関節症の患者数は桁違いに大きく、今後当社の収益構造の拡大に大きく寄与し、企業価値を高める上で最重要プログラムと位置付けております。更に、ポリ硫酸ペントサンナトリウムは皮下注射により全身に作用し、個々の関節に注射することなく全ての関節への作用が期待できることと、ポリ硫酸ペントサンナトリウムが既存の変形性膝関節症治療と投与方法や作用機序で競合関係にないことから、多くの患者さんに利用頂けると考えております。

節症の第Ⅲ相試験が終了後速やかに本適用の適応拡大を目指した第Ⅲ相試験の実施を計画しています。

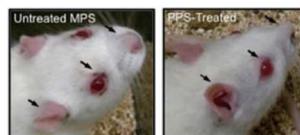
番号	用語	説明
※10	Kellgren and Lawrence 分類	変形性膝関節症の重症度を評価する分類。各Gradeの分類は以下の通り。 0：正常、1：変形性膝関節症の疑い、2：軽度の変形性膝関節症、3：中等度の変形性膝関節症、4：高度の変形性膝関節症
※11	グリコサミノグリカン	長鎖の通常枝分れがみられない多糖。動物の結合組織を中心にあらゆる組織に普遍的に存在する。狭義のムコ多糖。
※12	疾患修飾剤	疾患の原因となっている物質を標的として作用し、疾患の発症や進行を抑制する薬剤。
※13	プロテオグリカン	人に存在するたんぱく質（糖とタンパク質の複合体）の一つであり、組織中の細胞の間を埋めたり、軟骨等を構成している。
※14	WOMAC総合指数	膝等の変形性関節症に関連する症状を評価するため、痛みやこわばり、日常行動の困難度に関する24項目の質問票が開発された。被験者が質問票へ点数を付けた結果を指数化したもの。
※15	動的割付	新しい試験参加者を割り付ける際に、それまでの割付結果を見ながら割り付けられた群間の背景要因のバランスを反映させて割り付けを決定する方法。

・ムコ多糖症及びムコリピドーシス(※16)

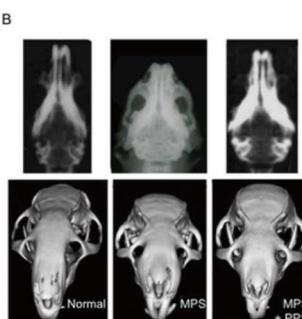
当社はポリ硫酸ペントサンナトリウムのムコ多糖症 (MPS) 及びムコリピドーシス (ML) を対象とした開発を進めております。本疾患群は、出生時から体中でムコ多糖を分解する酵素の働きが弱い、あるいは酵素がないために、ムコ多糖が体に蓄積することで発症します。本疾患では、乳児のときから繰り返す中耳炎や難聴、広範囲の蒙古斑、騒音呼吸、肝脾腫(お腹の腫れ)、臍ヘルニア、鼠径ヘルニアなどの症状が見られ、成長するにつれて角膜混濁、低身長、骨の変形、顔立ちの変化、関節可動域の制限など、さまざまな症状が現れます。

ポリ硫酸ペントサンナトリウムはこれらの症状のスタートとされるムコ多糖の炎症惹起を抑える効果が報告されており、現在治療の主流となっているムコ多糖を分解する酵素を点滴で体内に入れる酵素補充療法において酵素が届かない骨・関節への効果が期待されています。現在、この酵素補充療法は標準治療となっていますが、骨・関節領域には効果がなく、変形性関節症で効果が認められつつあるポリ硫酸ペントサンナトリウムが注目され、ムコ多糖症動物モデルで関節や軟骨に有効性が確認されました。

右の写真は疾患ラットで鼻の軟骨の成長が阻害されていますが、ポリ硫酸ペントサンナトリウムの投与で回復することが示されています。



なお、「ライゾソーム病およびペルオキシソーム病全国疫学調査に関する研究(2018)」によれば、MPS-II型が331人、MPS-I型が95人と推計されており、MPS-IVA型、MPS-VI型、ML-II型が10名から50名、MPS-III A型、MPS-III B型、MPS-VII型、ML-III型が1名から10名と推定されています。(出典：厚生労働科学研究費補助金(難治性疾患等政策研究事業(難治性疾患政策研究事業))難治性疾患の継続的な疫学データの収集・解析に関する研究(H29-難治等(難)一般-057)分担研究報告書)



当社では国立研究開発法人 日本医療研究開発機構による「希少疾病用医薬品指定前実用化支援事業」の支援を受けて、4名のムコ多糖症患者と2名のムコリピドーシス患者の計6名の被験者による後期第II相試験を実施し、ムコ多糖症患者の関節可動域が拡大していることを確認しました。総合点数で100点以上の場合に有効とすると、6名中4名の被験者が有効と判断されました。

被験者番号	NaPPS-M2-001		NaPPS-M2-002		NaPPS-M2-003		NaPPS-M2-004		NaPPS-M2-005		NaPPS-M2-006	
	関節数	評価点	関節数	評価点	関節数	評価点	関節数	評価点	関節数	評価点	関節数	評価点
可動(>10°)	10	100	7	70	16	160	26	260	13	130	8	80
やや改善(>5°)	15	75	14	70	17	85	8	40	16	80	25	125
不変&やや不変(<-5°)	1	-5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪化(<-10°)	9	-90	14	-140	2	-20	1	-10	6	-60	2	-20
総合点	80		0		225		290		150		185	

また、これまでの治験を通して、ムコ多糖症患者の一部は変形性関節症を併発していることが判明しています。このことから、ポリ硫酸ペントサンナトリウムが変形性膝関節症の適応で承認を受けた場合、ムコ多糖症の一部の患者については変形性膝関節症(合併症)治療の目的でポリ硫酸ペントサンナトリウムを処方できる可能性が生じます。それ以外の小児を含めた患者が治療を受けられるよう、変形性膝関節症の試験終了後に、適応拡大を目的とした第III相試験(場合によっては、市販後臨床試験の形式で実施)の実施を検討しております。

・HTLV-1 関連脊髄症(HAM)(※17)

HAMは、成人T細胞白血病・リンパ腫の原因ウイルスであるHTLV-1感染によって惹き起される進行性の脊髄炎であり、歩行障害、排尿障害等を伴います。2014年の日本医療研究開発機構研究班の調査では、全国のHTLV-1感染者(キャリア)数は72~82万人と推定されています。また、別の報告では、HAMの推定有病率は人口10万人中3

人、患者数は3,600人弱と推定されています(出典：厚生労働科学研究費補助金(新型インフルエンザ等新興・再興感染症研究事業)「本邦におけるHTLV-1感染及び関連疾患の実態調査と総合対策」平成21年度総括研究報告書)。治療は、ステロイドやインターフェロン α が用いられていますが、ステロイドは長期投与による他の感染症の誘発、糖尿病の悪化、骨粗鬆症による骨折などの副作用、インターフェロン α ではうつ症状や肝障害、白血球減少などの副作用が知られており、新規の治療法が求められています。

当社ではJSTの研究成果最適展開支援プログラムを活用し、国立大学法人長崎大学と共同でポリ硫酸ペントサンナトリウムの新規HAM治療薬開発に向けた(医師主導の)検証的臨床研究を実施しました。その結果、ポリ硫酸ペントサンナトリウムはHTLV-1感染T細胞の脊髄内浸潤を抑制し、脊髄内の慢性炎症を抑え、下肢機能障害の改善を示すことを確認できました。この結果を元に「HTLV-1関連脊髄症の予防または治療剤」の特許を2012年に出願し、日本、米国、英国、ドイツで特許が成立しています。その後、NEDOの支援を受け、国立大学法人長崎大病院においてHAM患者を対象とした(企業主導の)探索的臨床試験を実施しました。これらの結果を元に、後期第II相試験以降の臨床試験を変形性膝関節症の第III相試験終了後に開始する計画です。

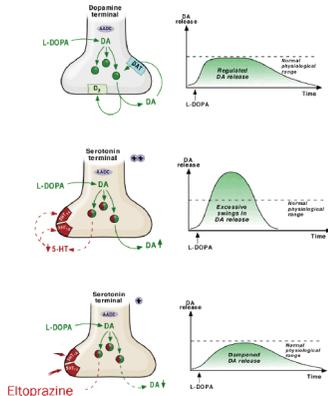
② エルトブラジン

エルトブラジンはセロトニン5HT1A/1B(※18)のパーシャルアゴニスト(※19)で、中枢性疾患の動物モデルで注意欠陥・多動性障害の他、パーキンソン病におけるレボドパ誘発性ジスキネジア(LID)での有効性が確認されています。当社は、2003年にPsychoGenics Inc. (現：PGI Drug Discovery LLC)との間で本剤の共同開発を開始し、米国において成人の注意欠陥・多動症の第II相試験を実施し、更に米国在住の日本人と欧米人との間の薬物動態比較試験を実施することで、日本を始めとするアジア地区における注意欠陥・多動性障害を適応症とする開発を進め、最終的に他社へライセンス供与する戦略を描いていました。しかし、ライセンス先に開発を委ねる戦略は、相手先の戦略変更によって容易に開発スケジュールの変更が行われ得ることから、申請まで自社で開発し、薬剤の市場性に依りて自社販売するか販売提携を行うかの選択を行って製品価値を最大化する戦略に変更し、2019年に共同開発契約を終了して最適な開発戦略を模索してきました。

その結果、注意欠陥・多動症の開発は中断し、当社の強みである希少疾病用医薬品としてパーキンソン病の後期に現れるレボドパ(L-Dopa)(※20)服用時のジスキネジア等の適応症に対して独自に開発を進めることとしました。LIDは、希少疾病用医薬品の対象疾患(国内患者数が5万人以下)となり得ることから、同適応症の治療薬を目指すことを決断し、2025年にLIDの国内での臨床試験開始に向けてPGI Drug Discovery LLCとData Sharing and Licensing Agreementを締結し、同社が持つデータの提供を受けながら準備を進めております。

既にPsychoGenics Inc. (現：PGI Drug Discovery LLC)との共同開発期間中に実施した米国在住の日本人と欧米人との間で薬物動態に相違がみられないことを示した試験(国内の第Ⅰ相試験に相当)や、欧州でパーキンソン患者を対象とした第Ⅱ相試験が実施済みであることから、国内の開発においては第Ⅰ相試験をスキップして第Ⅱ相試験から臨床試験を進められるメリットがあると考えております。現在、当社では国内で治験薬に用いるエルトプラジン原薬の製造を委託するべく候補企業と協議を進めており、今後GMP基準を満たした治験薬の原薬を製造し、その治験薬を用いた国内第Ⅱ相試験開始に向けて準備を進めております。

エルトプラジンの作用機序



• 通常、L-Dopaはドーパミン作動性神経に取り込まれ、ドーパミンに変換されて分泌されますが、ドーパミンによる自己分泌調整を受けています。

• パーキンソン病の進行で、ドーパミン作動性神経が消失し、セロトニン作動性神経がL-Dopaを取り込みます。

• 負のフィードバックがなくなり、ドーパミンが過剰に分泌されてしまい、ジスキネジアを誘発します。

• エルトプラジンの持つ5HT_{1A/1B} アゴニスト作用が前シナプスに作用し、ドーパミンの分泌を調整してくれます。その結果ジスキネジアが抑えられます。
Curta et al. Brain, 2007

パーキンソン病の治療では、脳内で不足しているドーパミンを補給するためにその前駆体(※21)であるレボドパを服用します。このレボドパは脳内のドーパミン作動性神経細胞(ニューロン)の中でドーパミンに変換され、脳内に放出されます。この時、ドーパミン作動性神経細胞は、ドーパミンの量を自動的に感知して、放出量を調整しますので、脳内は適量のドーパミンが維持され、患者の運動に支障は起きません。一方、後期のパーキンソン患者では、ドーパミン作動性神経細胞が変性消失し、セロトニン作動性神経細胞がレボド

パを取り込んでドーパミンに変換して脳内でドーパミンを放出します。しかし、セロトニン作動性神経細胞はドーパミンの脳内濃度を調整する機能がなく、脳内でドーパミンの濃度が一気に上昇してしまい、この時に患者が自分で運動をコントロールできず、ジスキネジアが発生してしまいます。エルトプラジンは、このセロトニン作動性神経細胞に働きかけ、ドーパミンの急激な放出を抑えることで、ジスキネジアの発生を抑えることを可能にする薬剤です。

番号	用語	説明
※16	ムコリピドーシス	細胞内でのムコ多糖及び糖脂質の分解に必要な酵素が生まれつき足りないために、全身の細胞に糖蛋白質・糖脂質が蓄積し骨の変形や神経症状が生じる先天性代謝異常症。
※17	HTLV-1 関連脊髄症 (HAM)	HTLV-1 に感染したリンパ球が脊髄で炎症を引き起こすことによる運動障害、排尿排便障害等の疾患。
※18	5HT _{1A/1B}	セロトニン(神経伝達物質)が結合する受容体のサブタイプ。
※19	パーシャルアゴニスト	受容体を完全に遮断するのではなく、生体反応を少しだけ残すように作用する拮抗作用を有する物質。
※20	レボドパ(L-Dopa)	パーキンソン病で不足しているドーパミン(中枢神経系に存在する神経伝達物質)の補充剤。
※21	前駆体	ある物質が生成される前の段階にある物質。

(4) 当社の知的財産

当社の開発品のポリ硫酸ペンタサンナトリウムは、1949年にドイツで製品化された物質で、開発者があえて特許を出願しなかったことによりヨーロッパの木からペンタサンを抽出し、硫酸基を導入して製造する工程が製造ノウハウとして保護されています。

当社では、このポリ硫酸ペンタサンナトリウムに対し以下の特許を取得しています。特に、①の製材特許は安定性に優れたポリ硫酸ペンタサンナトリウムの凍結乾燥製剤を製造する特許で、室温にて3年以上の安定性を確

立しています。

	特許番号・特許の名称	特許内容	出願日	各国の状況
①	特許6935960号 「新規ポリ硫酸ペント サンナトリウム製剤	凍結乾燥製剤の製造方法 で薬剤の安定性向上に寄 与	2018年8月20日	日、豪、欧州で特 許査定。 米で協議中
②	特許第6024006号 「HTLV-1関連脊髄症の 予防または治療剤」	HTLV-1関連脊髄症の下肢 機能の改善に寄与	2012年10月12日	日、米、英、独、 仏で特許査定

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2026年1月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
22 (2.7)	57.4	6.7	7,101

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
 2. 従業員数の(外書)は、臨時従業員の年間雇用平均人員数であります。
 3. 臨時従業員には派遣社員を含めております。
 4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 5. 当社は単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数を記載しておりません。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金差異

当社は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)」の規定による公表義務の対象ではない為、記載を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、次のとおりであります。

なお、文中における将来に関する記載は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

当社は「バイオ産業の英知を共有し、世界の人々の健康と豊かな暮らしに貢献します」を企業理念に掲げ、設立以来、患者の皆様の思いに寄り添いながら、常に” Required Medicine for all who request it”（人々に求められる医薬品）の精神の下、新しい医薬品の開発にチャレンジしています。

今、当社が取り組んでいる先天性代謝異常症の分野では、多くの難病や小児慢性特定疾病にかかる治療薬の開発が、患者数が極めて少なく採算性が低いという理由で遅れています。一方、変形性膝関節症は超高齢化社会で多くの患者がいるにも関わらず、疾患の発症に多くの因子が絡んでいることから、特定の作用点を狙った薬剤の開発が困難とされている疾患で、未だ有効な治療薬がありません。

当社は、事業分野として、希少疾病用医薬品等のアンメット・メディカル・ニーズを対象領域とした医薬品開発事業及び医薬品販売事業の2部門を有し、希少疾病用医薬品と高い成長が期待できる医薬品を車の両輪のようにバランスよく開発する医薬品ベンチャー企業を目指しております。

開発先行型のベンチャー企業ゆえ多額の研究開発費を投じており、2025年3月期の売上高479,403千円に対して販売費及び一般管理費が481,903千円となる等、収益を費用が上回っております。上市した希少疾病用医薬品をより多くの患者さんにお届けできるよう学会へアプローチすると共に、高い成長が期待できる医薬品の開発に向けて臨床試験の計画を立て、研究開発費を投じております。

当社は、下記の課題を対処すべき課題として認識し、取り組んでおります。

<医薬品販売事業>

日本小児栄養消化器肝臓学会及び日本先天代謝異常学会から小児慢性特定疾病である先天性胆汁酸代謝異常症への治療薬としてコール酸の開発要望が出され、2019年にTHERAVIA SASと共同開発を始めました。その後2022年7月に国内製造販売承認を申請し、2023年3月に「オフアコルカプセル50mg」（一般名：コール酸）の国内製造販売にかかる承認を取得しました。製造はTHERAVIA SASへ委託し、同年6月より販売を開始しました。

「オフアコルカプセル50mg」の適応症である先天性胆汁酸代謝異常症は複数の病型が知られています。この中で、脳髄黄色腫症は国内で約60名の患者数が報告されていますが、大規模なゲノム情報を利用した疫学研究では東アジアにおいて約64,000人に一人が脳髄黄色腫症を発症すると推測されています（出典：厚生労働科学研究費補助金（難治性疾患等政策研究事業）脳髄黄色腫症の実態把握と診療標準化のためのガイドライン作成 平成28年度 総括研究報告書）。コール酸で治療された実績が少なく、また小児で検出されにくいことから、当社が強いネットワークを有する先天代謝異常の分野（主に小児科）から神経内科（主に成人）に展開が必要となり、今後脳髄黄色腫症への展開を見据えた日本神経学会や、脳髄黄色腫症の患者が小児の時に白内障を発生させることから、眼科学会へのアプローチが必要と考えています。

<医薬品開発事業>

ポリ硫酸ペントサンナトリウム（適応症：変形性膝関節症）の開発においては、後期第Ⅱ相試験の層別解析の結果、KL分類Grade 2 & 3の患者を対象とすることで第Ⅲ相試験を行うに足る有効性を確認できたと判断し、第Ⅲ相試験での有効性・安全性の検証に被験者数として160名程度の治験が必要と計算し、医薬品医療機器総合機構との対面助言相談を実施しました。この結果をもとに、第Ⅲ相試験の治験届を2024年12月に提出しました。2024年12月には、国内製造受託会社へ委託して治験薬（実薬とプラセボ薬）を製造し、2025年7月24日に最初の被験者への投与を開始し（本登録）、2026年2月12日現在、本登録を済ませた被験者数が53名となりました。今後は後期第Ⅱ相試験同様、慎重な被験者リクルートをスケジュール通り遂行させることが重要と考えています。

また、承認申請に向けては申請パッケージの充実等が求められることから、第Ⅲ相試験に加えてイヌの9か月反復毒性試験の実施やポリ硫酸ペントサンナトリウムのより詳細な作用機序の解明等、非臨床試験の充実が重要と考えております。

承認後の販売に関しては帝國製薬株式会社との間で2024年9月の販売に関する基本契約を締結しており、承認取得後の販売体制の構築は完成しました。一方、製造販売承認は当社で保持することから、安全性情報の管理が求められ、

安全性情報管理を担える人材の拡充が重要と考えています。

ポリ硫酸ペントサンナトリウム(適応症：ムコ多糖症及びムコリピドーシス)の開発においては、医学専門家と協議を行いながら今後の治験に活用できる自己注射の開発に注力する方向で準備を行います。

<資金調達>

医薬品開発に要する資金の確保は、スムーズな医薬品開発に必須の要件です。当社は、2025年5月から6月にかけてFUNDINNO株式会社が抱える特定投資家に対し、J-Ships制度を活用した第三者割当増資を行いました。これらの資金調達活動によって、2026年1月31日現在の自己資本比率は71.2%となりました。

<組織の強化>

ガバナンスの強化、適時開示能力の強化は、公開企業を目指す企業にとって必須の要件であると考えています。これまで、開発ステージのアップに加え、当社管理部機能の強化は喫緊の課題と位置付け、不断に優秀な人材のサーチと確保に努めています。

<経営上の目標達成状況を把握する指標>

当社は医薬品の開発会社であり、医薬品の臨床試験がスケジュール通り終了し、予定通り申請できるか会社の経営に大きな影響を与えます。そこで当社は中期研究開発計画を策定して取締役会に上程し、経営上の指標として達成目標を設定しています。ポリ硫酸ペントサンナトリウム(適応症：変形性膝関節症)に関しては、現在承認申請に必要な第Ⅲ相試験を実施しております。この試験はポリ硫酸ペントサンナトリウム製剤(実薬)を投与する被験者が80名、プラセボ製剤を投与する被験者が80名の計160名の被験者の登録を目指しています。そして、各年度の目標は以下のよう

年度	目標としている指標
2027年3月期	第Ⅲ相試験における160名の本登録を完了する
2028年3月期	第Ⅲ相試験の試験結果を確認して、新薬製造販売承認の申請を実施する
2029年3月期	照会事項への確に対応し製造販売承認を取得する

現在進行中のポリ硫酸ペントサンナトリウムの変形性膝関節症に対する第Ⅲ相試験では、月々の登録目標症例数を定めており、月単位で試験の進捗を部内会議や経営戦略会議に報告・管理しています。このように、当社では医薬品の研究開発パイプラインの進捗状況によって、経営目標の達成状況を把握することとしています。

<優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題>

上述の目標達成にあたり、当社が優先的に対処すべき課題として以下のものが挙げられます。

① 資金調達

ポリ硫酸ペントサンナトリウムを用いた変形性関節症治療薬や希少疾病用医薬品の早期開発を行う上で、当社は継続的に資金調達を行っていく必要があります。また、債務超過状態を避けるために、開発の進捗に応じて適切なタイミングで着実に自己資本の充実を図っていく必要があります。これら不断の資金調達を通じた強靱な財務基盤の確立が財務上の課題と考えております。

② 組織体制の強化、人材の獲得

当社は、小規模な組織ながらも、自社開発・自社販売を行っています。この当社の開発戦略を担うのは優秀な人材であり、社内における不断の人材育成と必要な人材の積極採用を行い、強力な開発体制を維持したいと考えております。また、同時にガバナンス体制を強化し、当社の社会的責任をしっかりと果たすために管理部門の人材強化も図りたいと考えています。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりです。

なお、文中における将来に関する記載は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

当社は、国連総会で採択されたSDGsの目標の一つである「3 すべての人に健康と福祉を」に共感し、患者数が少なく有効な治療方法がない希少疾病を対象とした医薬品の開発・製造・販売に積極的に取り組んでいます。

患者の皆様にも求められる医薬品を提供することにより、持続可能な社会へ貢献し、当社事業の持続的成長を実現できると考えております。

(1) ガバナンス

当社は原則月1回取締役会を開催して、経営の重要事項にかかる課題を協議し迅速に決定すると共に、リスク管理にかかる方針を制定し、内部統制システムを整備しております。

また、業務執行取締役及び執行役員からなる経営戦略会議において、サステナビリティ関連を含むリスク管理やコンプライアンスの運営・統括を実施し、取組状況についてモニタリングを実施し、取締役会へ毎月報告しております。取締役会はこれらのリスク状況を把握し、管理状況を監督しております。

(2) リスク管理

当社では、健全な経営を行い、企業価値の向上を図ることを実現するため、「リスク管理の基本方針」において当社のリスク管理に関する基本的な考え方、及び当社のリスク管理体制について定めております。

組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は管理部、各部署に付随するリスク管理は当該部署が行い、事業活動に伴う重大なリスクが顕在化した場合、早期に対応する体制を整備しております。万が一不測の災害や障害等の緊急事態が発生した場合には、代表取締役指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害を最小限にとどめるための体制を整えることとしております。なお、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、及び管理するための具体的なプロセス等については、当社の状況に応じて今後検討を行う予定です。

(3) 人的資本に関する戦略、指標及び目標

① 戦略

(人材の確保)

当社の最も重要な経営資源は人材であると考えております。そのため、サステナビリティ関連項目の中で、特に人的資源を重視しております。当社は各従業員が資質と能力を高めることにより、コンパクトな組織で効率的に業務を遂行することをベースとした少数精鋭主義をとっておりますが、今後継続的に各事業を推進・拡大し持続的な企業価値を向上するためには、優秀な人材の更なる確保及び育成の充実が不可欠であります。多様な人材が活躍する活力ある組織を構築するため、女性人材、シニア人材の採用など多様な人材を採用しております。

(社内環境整備)

性別や年齢などに関係なく様々な人材が活躍できる組織を構築するため、社員が個々の事情に合わせて働きやすいよう、以下の社内環境を整備してまいりました。

- ・フレックスタイム
- ・短時間勤務
- ・在宅勤務
- ・フリーアドレス制
- ・マイカー通勤
- ・電子決裁システム（社内業務のDX推進）

これらの環境整備に加えて永年勤続表彰制度を設けて人材の定着を図り、社外での研修や就学への補助等、社員能力向上を図る制度も設けております。

さらに社外へ直接相談・通報できる内部通報制度も導入し、社内に周知しており、引き続き働きやすい環境の実現や社内制度の改善に向けて取り組みを推進してまいります。

② 指標及び目標

当社では年齢・性別等に関わらず有能な人材を採用・継続雇用し、人事評価や報酬決定においては年齢・性別等によらず職務遂行能力や業務成果を判断材料となっております。また、当社は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく状況等の公表義務に該当する社員数に満たない中小企業ですが、法の精神を尊重し、性別にとらわれず積極的に女性を登用したいと考えております。2026年1月31日現在における管理職に占める女性従業員の割合は57%であり、執行役員3名は全員女性です。

人材の多様性や育成方針、社内環境整備に関する方針について具体的な指標や数値目標は設定しておらず、状況に応じて今後検討する予定です。

3 【事業等のリスク】

当社の経営成績及び財務状況、事業展開その他に関して、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられるリスク要因の主な事項を下記に記載しております。また、当社として必ずしも重要なリスク要因とは考えていない事項についても、投資家の投資判断上、あるいは当社の事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家及び株主に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。なお、リスク管理体制の整備状況については、「第4 提出会社の状況 4. コーポレート・ガバナンスの概要」を参照ください。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えます。また、当社は、以下の記載事項以外にも様々なリスクを伴っており、下記に記載したものは、当社株式への投資に関連するリスクの全部を網羅したものではないことにご留意いただく必要があります。

なお、文中における将来に関する記載は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 医薬品開発及び製造・販売に関するリスク

① 医薬品開発事業について

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

一般的に医薬品の研究開発は、探索研究段階から検証的臨床試験を経て、申請・承認、更には製造・販売に至るまで長期間にわたり多額の先行投資が必要となります。当社は開発候補品の臨床効果を適格に捉えられるよう臨床試験を慎重にデザインしておりますが、臨床試験における患者様募集の遅延や期待した臨床効果を確認できない等により、開発計画が予定どおり進捗しない可能性があります。

具体的な例としては、ポリ硫酸ペントサンナトリウムに関する少数例の探索的臨床試験において、プラセボ群に対し統計学的有意性を獲得しましたが、検証的試験である第Ⅲ相試験においてプラセボ群に対し統計学的有意性を証明できず、承認申請に進めないリスクがあります。当該リスクの要因として、WOMAC-Aのような「痛みを自己評価」する試験では、被験者のプラセボ効果が多く出ることが良く知られており、当社が実施する第Ⅲ相試験ではこのプラセボ効果を最小化する治験デザインを取り入れています。それ以上のプラセボ効果が出現するリスクを完全に排除することは困難であります。

開発計画が遅延した場合、その後の申請・承認も遅れて医薬品として上市する時期が遅れる可能性があります。

また、開発を中断・中止する事態に発展した場合、研究開発投資金額を回収できなくなり、収益基盤を確立できずに損失を計上し続け当社の経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。

② 副作用等の安全性のリスクについて

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大～中)

開発候補品の臨床試験において予期しない重篤な副作用等の発現により重大な安全性のリスクが懸念される場合、当局の求め等により追加の臨床試験又は調査・検討が必要となることがあり、その結果によっては開発の中断・中止を余儀なくされる場合があります。上市后においても同様に、重大な安全性のリスクが懸念される場合、追加調査等を求められ、その結果によっては使用条件が厳しくなる等の措置により、当社医薬品への信頼が損なわれ、販売が低下する可能性があります。当社では開発候補品にかかる安全性のリスクについて開発段階から上市後に至るまで文献、学術集会等の情報収集に積極的に努めております。

開発や販売が延期・中止・制限された場合、研究開発投資金額を回収できず、更に当社の評判が低下して当社の経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、副作用等に起因する健康被害に対して製造物責任を問われ、損害賠償を請求される可能性もあります。当社の選定した開発候補品は他の疾患の適応で古くからヒトへの投与実績のある物質であり、今後実施される臨床試験において重篤な副作用が出る可能性は極めて低いと予想する一方、このような事態が発生した場合に備えて治験(薬)賠償責任保険へ加入し、財政的負担を最小限にするべく対応しております。

しかしながら、賠償額が当該保険により補償される範囲を超える可能性もあり、その場合には財政状態の状況に影響が及ぶ可能性があります。

③ 重要な契約について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大～中)

当社の事業展開上、重要な契約は「第二部 企業情報、第2 事業の状況、5 重要な契約等」に記載しております。現時点において、経営上の重要な契約先との間で契約遂行・継続に支障をきたすような事象は発生していませんが、将来何らかの理由により契約終了又は当社に不利な変更が行われた場合、当社の事業戦略や経営成績並びに財政状態及びキャッシュ・フローの状況へ重大な影響を及ぼす可能性があります。

当社はbene社との間で2013年にCollaboration Agreementを締結し、ポリ硫酸ペントサンナトリウム(適応症：変形性膝関節症)の国内開発を実施しておりますが、契約期間が1年毎の自動更新になっていることから、先方の理由で契約終了となるリスクがあります。本リスクに対応するため、契約期間を10年へ延長する他、供給価格等を規定するSupply and License Agreementの内容に関し基本合意したLetter of Intentを2025年1月に締結しました。このLetter of Intentでは2年以内に当該契約を締結することが求められており、引き続きbene社と協議してまいります。

④ 製造・供給について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社では、「オファコルカプセル50mg」の製造をTHERAVIA SASに委託しております。しかしながら、同社の生産状況や物流の状態等により、予定どおりに製造・輸送ができず患者の皆様へ適時に治療薬をお届けできない可能性があります。特に製造が滞った場合、代替先を見つけるのは容易ではありません。

患者の皆様が服用される製品が途切れないよう、当社では在庫を十分量維持できるゆとりをもった在庫水準を設定し、水準以下に達した時点で発注しております。しかしながら、製造や輸送が停滞した場合、当社の経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社が医薬品の開発を行っているポリ硫酸ペントサンナトリウムは、bene社がヨーロッパブナの木から抽出・精製して製造しています。ノウハウを秘匿する為bene社は製造方法に関して特許申請を行わなかったことから、この製造ノウハウは公開されることなく、bene社の最高機密として70年以上も管理されています。製造には信頼のおける限定した社員のみが関わっており、この製造ノウハウを外に持ち出すことは極めて困難です。また、過去にbene社以外で製造されたポリ硫酸ペントサンナトリウムで安全面に懸念が持たれたこともあり、当社としてはbene社のポリ硫酸ペントサンナトリウムの品質が現時点でもっとも高く信頼性に足るものと考えております。このことは、当社にとって最大の利点でもあります。何かしらの理由によりbene社からポリ硫酸ペントサンナトリウムの供給が止まった場合、当社の事業に重大な懸念が生じ、経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。

ポリ硫酸ペントサンナトリウムの製造・販売承認を得て上市したら、医薬品の製造を国内メーカーに委託し、患者数が多い変形性膝関節症を適応症とする医薬品の販売は帝國製薬株式会社と販売提携して全国へお届けする予定です。しかし、「オファコルカプセル50mg」と同様、製造から販売に至るまでのバリューチェーンのどこかにはほころびが生じると、患者の皆様へ適時に治療薬をお届けできない可能性があります。

⑤ 第一種医薬品製造販売業許可について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社は国により承認された医薬品の製造販売を行っており、当該業許可の維持が必要です。当該業許可は5年ごとに更新が必要で、次回更新は2028年4月18日です。更新の際には、医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令に適合した品質管理・安全管理が行われているか調査や立ち入り検査を受け、申請と異なる方法で製造している等の違反が発見されると更新されない可能性があります。更新されなかった場合、医薬品を製造・販売できなくなり事業に重大な影響を及ぼします。なお、提出日現在において業許可の継続に支障を来す要因は発生していません。

⑥ 医薬品関連の法的規制について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

医薬品の研究・開発、製造及び販売の各段階においては、薬機法や行政指導、その他国内外の関係法令等による様々な規制がかかっており、当社はこれらの規制に従って事業活動を推進する必要があります。当社の事業計

画はこれらの規制や医療保険制度、医薬品の価格設定動向等を前提としております。

しかしながら、医薬品は、創薬段階から製造販売承認を取得するに至るまでには多大な費用と長い年月を要し、その間にこれらの規制や制度が改訂され、また価格設定動向等が変更される可能性があります。もし大きな変更が発生した場合には、当社の経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況に影響が及び、事業計画の変更を迫られる可能性があります。

当該リスクへの対応策として、当社は公益社団法人 東京医薬品工業協会に加盟してオンタイムの情報収集を行い、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の更新情報を定期的に確認して社内に周知する等、行政当局の動向や薬価政策を常時モニタリングして対策の要否をいち早く検討する体制を整えております。

⑦ 潜在的な競合について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社の潜在的な競合相手は、製薬企業、バイオ関連企業、大学、その他の研究機関等多岐にわたります。また、その技術革新は急速に進歩しております。

当社の主力プログラムである変形性膝関節症においては、現時点で当社開発品を有効性と安全性で上回る開発品を見出しておりませんが、今後、当社開発品より有効性の高い開発品が登場する可能性は否定できません。

その場合、当社の事業に重大な懸念が生じ、経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 知的財産について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小)

ポリ硫酸ペントサンナトリウムやエルトブラジンは古くから知られている化合物であり、物質特許で保護されておらず、誰でも製造可能な状態にあります。当社は、研究開発活動等により獲得した技術・ノウハウ等について知的財産を確保するよう努めており、ポリ硫酸ペントサンナトリウム製剤やHTLV-I 関連脊髄症の予防または治療剤にかかる特許を取得しております。

当社は第三者の知的財産権を侵害しないよう周辺特許に注意を払っています。現時点においては、周辺特許を特許庁の特許情報プラットフォーム (J-PlatPat <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>) を用いて確認しており、問題はないと認識していますが、今後第三者により当社の知的財産権が侵害される場合や相手方の独自の解釈で係争に巻き込まれる可能性はゼロではなく、また、当社が現時点で認識していない第三者の知的財産権を侵害し損害賠償責任が発生した場合には、当社の経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業遂行に関するリスク

① 人材確保について

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は2026年1月31日時点で従業員数22名と小規模な会社であり、各従業員が社外で蓄積してきた経験を元に更に資質と能力を高めることにより、コンパクトな組織で効率的に業務を遂行することをベースとした少数精鋭主義をとっております。一方で、各従業員の高いスキルへの依存度が高いことは、各従業員が欠けた時のリスクが存在します。また、役職員の平均年齢が高く、社内制度上60歳を過ぎた社員の大半は1年毎の有期雇用契約となっておりますが、更新を重ねて無期雇用社員と同じように働いております。個々人の担当範囲が広範に渡り内部管理体制も少人数で構築しており、退職や休職が生じると容易に人材を代替するのが困難な状況にあります。

人材を継続的に確保し各事業を推進・拡大するためには、専門性の高い医薬品業界の優秀な経験者など人材の更なる確保及び社内教育の充実が不可欠であります。そのため当社では、社員が働きやすい社内環境を整備し、常に優秀な人材を捜し求めております。しかし、人材の確保が予定どおり進まない場合や重要な役割を担う人材の逸失が発生した場合は、当社の事業活動に支障をきたし、当社の経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況に影響が及ぶ可能性があります。

当該リスクへの対応策として、保有人員を最大限に活用して適材適所に配置し、組織のパフォーマンスの最大化を図ります。更に、優秀な人材の確保に関しては役職員の人的ネットワークをフルに活用して常日頃から優秀な人材の確保に努めています。

なお、それでも足りない分については、派遣会社から専門性の高い人材の確保を行っていきます。

② 特定人物への依存について

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社は代表取締役松本正と各部門の責任者である取締役及び執行役員を中心として事業を推進しておりますが、代表取締役の松本正が共同開発先や販売委託先との交渉を担う等、当社の事業推進全般において経営責任者として大きな影響力を持っております。このため当社では松本正を含めて特定の取締役や執行役員に過度に依存しない体制を構築すべく経営組織の強化を図っております。しかし、当面はこれら取締役及び執行役員への依存度が高い状態で推移することが予想され、何らかの理由により代表取締役又はこれらの取締役及び執行役員が当社の業務遂行に支障をきたした場合には、当社の事業戦略の遂行や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、小規模な会社である為特定業務を担う社員へも依存しており、何らかの理由によりこれら社員が当社の業務遂行に支障をきたした場合には、当社の事業活動に支障をきたす可能性があります。当該リスクへの対応策として、常に優秀な人材を捜し求めると共に、それでも足りない分については、派遣会社から専門性の高い人材の確保を図っていきます。

③ 情報管理について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社は、当社が関与する臨床試験に関する情報、業務上のノウハウや営業秘密を保有しております。これらの情報が外部へ不正に流出するリスクを低減する為、社内規程等を整備し役職員及び取引先への守秘義務を設定すると共に、ITセキュリティを強化し情報へのアクセスを業務に応じて管理しております。しかしながら、予期せぬ事態により情報が流出する可能性はあり、このような事態が発生した場合、当社の社会的信用が失墜し、事業や経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローに悪影響を及ぼす恐れがあります。

(3) 業績・財政状態に関するリスク

① 損失計上と資金繰りについて

(発生可能性：高、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

医薬品の研究開発は一般的に長期間にわたる先行投資が必要となり、研究開発期間中において継続して費用が発生します。当社は第22期(2020年3月期)より連続して当期純損失を計上し、第27期(2025年3月期)の当期純損失は120,660千円となりました。また、第27期(2025年3月期)における営業活動の結果得られた資金は14,154千円となりました。

将来の主力製品として開発しているポリ硫酸ペントサンナトリウム(変形性膝関節症)の第Ⅲ相試験を初めとして引き続き多額の開発費用が必要になると予想しており、もし「(1) 医薬品開発及び製造・販売に関するリスク① 医薬品開発事業について」に記載した開発遅延・中止が生じると将来の収益計画に大きな影響を及ぼし、当社の経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。

この場合、既に上市したオフアコルカプセル50mgから得られる収益を糧に事業を継続し、ムコ多糖症やHAMに適応症とするポリ硫酸ペントサンナトリウムの開発やエルトブラジンの開発を推進します。

② 為替変動の影響について

(発生可能性：高、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社は、フランスで製造されたオフアコルカプセル50mgを輸入しており、現在開発中のポリ硫酸ペントサンナトリウムも臨床試験段階からドイツより原末を輸入しています。一方、ライセンス契約に基づき、開発収益も受け取るなど海外の会社との取引関係があります。これらの取引は概ね外貨建てで行っているため、為替相場の変動により当社の経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。

③ 既存株主の株式売却について

(発生可能性：高、発生する可能性のある時期：1年以内、影響度：中)

本書提出日現在、当社の発行済株式総数の内、ベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投

資事業有限責任組合等(以下「ベンチャーキャピタル等」という。)が保有している株式の割合は28.1%であり、株式上場後は、所有する当社株式の一部又は全部を売却することが予想され、当社株価形成に影響を与える可能性があります。

④ 資金調達について

(発生可能性：高、発生する可能性のある時期：数年以内、影響度：大)

当社は今後、前述の医薬品開発モデルに適した医薬品開発プログラムを常時3～4品目保有して開発を推進したいと考えております。これらに伴う資金需要に対応するため、株式を上場し、市場からの資金調達を目指します。ポリ硫酸ペントサンナトリウムの適応症拡大を初めとして現在計画中のパイプラインにある開発を進めるためには、上場後においても追加の資金調達が必要になり、増資を行う可能性があります。

増資を中心とした資金調達を行う場合には、当社の発行済株式総数が増加することにより、1株あたりの価値が希薄化する可能性があります。

一方、資金調達が円滑に進まない場合は、開発費用に不足をきたし、当社の事業進捗及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 調達資金使用について

(発生可能性：小、顕在化する可能性のある時期：各パイプライン臨床試験終了後、想定影響度：小)

上場時の公募増資により調達する予定の資金は、ポリ硫酸ペントサンナトリウムの変形性膝関節症を適応症とした第Ⅲ相試験や長期試験、その他製造販売申請に必要な研究開発を中心とした事業費用に充当する計画です。但し、これらの試験が期待した結果となり製造販売を得られる保証はありません。また、当社は今後新規の研究開発パイプラインを獲得する場合にもその研究開発費用に上場時調達資金を充当していく方針です。ただし、急激な外部環境の変化などに対応するために現時点において想定している資金使用以外の用途に上場時調達資金を充当する可能性があります。公募増資による調達資金使用が変更になった場合には、適時適切に開示を行います。これらの事象の結果として、調達した資金が期待される利益に結びつかない可能性があります。

⑥ 新株予約権について

(発生可能性：高、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小)

当社は新株予約権付社債を発行しており、新株予約権の行使が行われた場合には、当社の1株あたりの価値が希薄化する可能性があります。また、当社の取締役及び従業員に対して、業績向上に対するインセンティブ付与を目的として、新株予約権方式によるストック・オプションを付与しております。ストック・オプションを付与された取締役及び従業員が新株予約権を行使した場合、当社の1株あたりの株式価値が希薄化する可能性があります。

⑦ 配当政策について

(発生可能性：高、発生する可能性のある時期：特になし、影響度：小)

当社は患者の皆様へ新しい医薬品を届ける為、研究開発を継続して実施してまいります。それには多額の先行投資を継続して行うことが必要になります。したがって、当面は配当を行わず得られた収益を研究開発費用に充てる方針です。

経営資源を投入して研究開発活動を推進し、新しい医薬品を上市することによって企業価値を向上していくことが、ひいては株主利益の最大化につながるものと考えております。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態の状況

第27期事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(資産)

当事業年度末における総資産は、前事業年度末に比べ152,173千円減少し、1,398,327千円となりました。総資産の内、流動資産は前事業年度末に比べ149,272千円減少し、1,362,362千円となりました。これは主に、2024年3月に売上高を計上したマイルストーン収入100,000千円の売掛金が前事業年度末に発生していたところ、当事業年度に入金したこと等により売掛金が118,179千円減少したことによるものです。固定資産は、前事業年度末に比べ2,901千円減少し、35,964千円となりました。これは主に、株価下落に伴う投資有価証券の減少3,731千円によるものです。

(負債)

当事業年度末における負債は、前事業年度末に比べ31,513千円減少し、496,182千円となりました。第Ⅲ相試験開始に伴う治験薬製造や治験業務委託にかかる費用の未払が2025年3月末に発生したこと等により未払金が44,812千円増加したものの、借入金を返済し1年内返済予定の長期借入金が80,000千円減少したこと等により、流動負債は前事業年度末に比べ31,513千円減少し、325,182千円となりました。固定負債は前事業年度末と変わらず171,000千円となりました。

(純資産)

当事業年度末における純資産は、前事業年度末に比べ120,660千円減少し、902,144千円となりました。

これは、当期純損失の計上により利益剰余金が120,660千円減少したことによります。

以上により当事業年度末の自己資本比率は64.5%となりました。

第28期中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(資産)

当中間会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べ845,256千円増加し、2,243,584千円となりました。

このうち流動資産は2,199,000千円となり、前事業年度末に比べ836,637千円増加しました。これは主に現金及び預金の793,698千円増加によるもので、株式の発行により1,327,950千円増加した一方で、ポリ硫酸ペントサリウム(変形性膝関節症)の第Ⅲ相比較試験の業務委託に係る支払274,591千円と株式交付に係る支払225,576千円により減少しました。

(負債)

当中間会計期間末における負債は、前事業年度末に比べ15,700千円減少し、480,482千円となりました。これは主にポリ硫酸ペントサリウム(変形性膝関節症)の第Ⅲ相比較試験の業務委託に係る費用の支払により、未払金が14,433千円減少したことによるものです。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産は、前事業年度末に比べ860,956千円増加し、1,763,101千円となりました。

これは主に、中間純損失467,213千円を計上した一方で、株式の発行により、資本金及び資本剰余金がそれぞれ663,975千円増加したことによるものです。

以上により当中間会計期間末の自己資本比率は78.6%となりました。

第28期第3四半期累計期間(自 2025年4月1日 至 2025年12月31日)

(資産)

当第3四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べ762,317千円増加し、2,160,644千円となりました。総資産の内、流動資産は前事業年度末に比べ742,022千円増加し、2,104,385千円となりました。これは主に現金及び預金が第三者割当増資や損益の影響により556,183千円増加したことに加え、オフアコルカプセル50mgの売上が堅調に推移したことにより売掛金が前事業年度末に比べ113,404千円増加したことによるものです。固定資産は、前事業年度末に比べ20,294千円増加し、56,259千円となりました。これは有形固定資産が前事業年度末に比べ10,011千円増加したことおよび、オフィスの借り増しによる敷金保証金が9,158千円増加したことによるものです。

(負債)

当第3四半期会計期間末における負債は、前事業年度末に比べ149,263千円増加し、645,445千円となりました。負債のうち、流動負債は前事業年度末に比べ320,221千円増加し、645,403千円となりました。これは主にオフアコルカプセル50mgの輸入に伴う買掛金が前事業年度末に比べ68,159千円増加したことと、第Ⅲ相試験にかかる費用の未払金が80,303千円増加したことに加え、1年以内償還予定の転換社債型新株予約権付社債171,000千円を流動負債に振り替えたことによるものです。

固定負債は、前事業年度末に比べ170,958千円減少し、41千円となりました。これは主に1年以内償還予定の転換社債型新株予約権付社債171,000千円を流動負債に振替えたことによるものです。

(純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産は、前事業年度末に比べ613,054千円増加し、1,515,198千円となりました。これは主に四半期純損失714,975千円を計上した一方で、第三者割当増資によって資本剰余金が1,327,950千円増加したことによるものです。以上により当第3四半期会計期間末の自己資本比率は70.1%となりました。

② 経営成績の状況

第27期事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当事業年度における日本経済は、2024年3月にマイナス金利を終了した後、日経平均株価が史上最高値を更新する等、幅広い分野でインフレ経済への回帰が見られました。春闘賃上げ率はバブル期以来の伸びとなり、賃金と物価がともに上昇し、緩やかな回復基調にあります。

当社の属する医薬品業界におきましては、2024年度の薬価制度改革において、新薬創出等加算について「企業指標に基づく加算係数の設定」を廃止し、加算額を維持する仕組みに見直す等イノベーションに対する評価の充実が図られ、併せて、後発医薬品を中心とした安定供給の課題を解消するため、後発品を安定供給できる企業を評価して薬価に反映し、価格を下支えする施策を実施する等、医療上必要性の高い品目の安定供給を促す措置が導入されました。

また、過年度から医療用医薬品の供給不安が継続する中、より適切に対応できるよう、医療用医薬品の供給状況調査の頻度を毎月向上し調査項目も拡充する等、調査・公表体制が強化されました。

このような経営環境の中、当社では、創薬力さえあれば、小さい企業でも十分に貢献できるアンメット・メディカル・ニーズ領域で培った新薬開発能力を担う医薬品開発事業をさらに発展させるべく引き続き注力し、積極的な事業展開を図ってまいりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高479,403千円(前年同期比50.3%増)、営業損失112,534千円(前年同期は営業損失213,563千円)、経常損失115,979千円(前年同期は経常損失211,268千円)、当期純損失120,660千円(前年同期は当期純損失227,671千円)となりました。

なお、当社は医薬品事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第28期中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

当社では、希少疾病医薬品や根本的治療薬のない分野など、アンメット・メディカル・ニーズの高い疾患領域の医薬品の開発・製造販売を行っております。

当中間会計期間においては、2023年6月に販売を開始した先天性胆汁酸代謝異常症治療薬オフアコルカプセル50mg(一般名: コール酸)の売上が順調に推移しております。

また、ポリ硫酸ペントサンナトリウム（適応症：変形性膝関節症）の第Ⅲ相比較試験を進めるため、契約を締結した治験実施医療機関から順次、治験参加に対する被験者の同意を取得し、治験薬の投与を開始しております。

各事業の進捗状況は次のとおりです。

① 医薬品開発事業

当中間会計期間において、各開発パイプラインにおいては、次のとおり研究開発を推進いたしました。

a. ポリ硫酸ペントサンナトリウム（変形性膝関節症）

独立行政法人医薬品医療機器総合機構へ第Ⅲ相比較試験の治験届を2024年12月に提出し、治験実施医療機関と契約を締結して治験参加に対する被験者の同意取得を順次進めております。2025年7月24日に最初の被験者へ投与が開始され、その後も被験者数エントリーは目標症例数に向けて順調に推移しております。

また、承認申請の中核となる第Ⅲ相比較試験に加え、皮下投与と経口投与の薬物体内動態の違いを検討する臨床薬物動態試験の薬物投与を終了しております。

b. ポリ硫酸ペントサンナトリウム（ムコ多糖症・ムコリポドーシス）

変形性膝関節症の治験が第Ⅲ相に進むこととなり、開発スケジュールを見直し、社内リソースを重点的に変形性膝関節症の開発に充てることといたしました。

また、当中間会計期間は、bene社からパートナー企業へのポリ硫酸ペントサンナトリウム原薬売上内、当社受領分として売上高46,584千円を計上いたしました。

② 医薬品販売事業

オファコルカプセル50mgの売上180,841千円を計上いたしました。

更なる患者様の掘り起こしのため、脳髄黄色腫症（以下「CTX」）の啓発と学術指導・相談のための当該領域のエキスパート医師とアドバイザー委受託契約を継続し、本疾患の認知度を高めるべく学会等における啓発活動を引き続き行いました。その結果、CTX患者様に対する処方件数は増加しております。

③ コンサルティング事業

成功報酬及び業務受託収入による売上高3,110千円を計上いたしました。

以上の結果、当中間会計期間の業績は売上高230,536千円、営業損失245,109千円、経常損失466,738千円、中間純損失467,213千円となりました。なお、当社は医薬品事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第28期第3四半期累計期間（自 2025年4月1日 至 2025年12月31日）

当社は、希少疾病用医薬品をはじめとするアンメット・メディカル・ニーズの高い疾患領域の医薬品の開発・製造販売を行っております。当第3四半期累計期間における事業の進捗状況は以下のとおりです。

① 医薬品開発事業につきましては、ポリ硫酸ペントサンナトリウム（変形性膝関節症）の第Ⅲ相比較試験の契約を締結した治験実施医療機関から順次、被験者の同意取得の下、仮登録して本登録と進めております。また、第Ⅲ相比較試験と並行しポリ硫酸ペントサンナトリウム（変形性膝関節症）を1年以内に繰り返し使用した時の安全性を確認する第Ⅲ相長期試験開始の準備を進めました。更に、承認申請の中核となる第Ⅲ相比較試験に加え、皮下投与と経口投与の薬物体内動態の違いを検討する臨床薬物動態試験を実施し、両投与方法の違いにより血中ポリ硫酸ペントサンナトリウムの濃度推移を測定しました。

② 医薬品販売事業につきましては、2023年6月に販売を開始した先天性胆汁酸代謝異常症治療薬オファコルカプセル50mg（一般名：コール酸）の売上が順調に推移しております。

更なる患者様の掘り起こしのため、脳髄黄色腫症（以下「CTX」）の啓発と学術指導・相談のための当該領域のエキスパート医師とアドバイザー委受託契約を継続し、本疾患の認知度を高めるべく学会等における啓発活動を引き続き行いました。その結果、CTX患者様に対する処方件数は、増加しております。

③ コンサルティング事業につきましては、海外企業の来日時における国内顧客候補との面談調整等のコーディネート関連業務、国内顧客からの業務受託に伴う報酬を売上として計上いたしました。

以上の結果、当第3四半期累計期間における売上高は321,139千円となりました。営業損失は496,768千円、経常損失は714,262千円、四半期純損失は714,975千円となりました。なお、当社は医薬品事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

③ キャッシュ・フローの状況

第27期事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当事業年度末における現金及び現金同等物の残高(以下「資金」という。)は1,243,232千円となり、前事業年度末と比較して69,028千円の減少となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は14,154千円(前年同期は132,716千円の支出)となりました。これは主に税引前当期純損失119,710千円、オフアコルカプセル50mgの売上伸長に伴い棚卸資産46,029千円の増加があった(前事業年度は増減なし)一方で、2024年3月に売上高を計上したマイルストーン収入100,000千円の売掛金が前事業年度末に発生していたところ、当事業年度に入金したこと等により売上債権118,179千円が減少し(前事業年度は162,315千円の増加)、Ⅲ相試験開始に伴い治験薬製造や治験業務委託にかかる費用等の未払金44,812千円の増加し(前事業年度は7,494千円の増加)、株価下落による投資有価証券評価損3,731千円の計上(前事業年度は投資有価証券評価損15,452千円の計上)等があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により支出した資金は2,465千円(前年同期は3,579千円の支出)となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出が1,261千円(前事業年度は1,520千円の支出)、保険積立金の積立による支出が1,203千円発生したこと(前事業年度も保険積立金積立による支出1,203千円)によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により支出した資金は80,000千円(前年同期は1,212,033千円の獲得)となりました。これは長期借入金の返済により80,000千円を支出したことによるものであります。(前事業年度は株式の発行により1,212,033千円獲得しました。)

第28期中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

当中間会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は2,036,930千円となり、前事業年度末と比較して793,698千円の増加となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により支出した資金は300,081千円となりました。これは主に、在庫商品が販売され仕入の入荷が10月以降となり棚卸資産が46,029千円減少した一方、税引前中間純損失466,738千円、売上計上に伴う売上債権の増加額57,273千円、費用支払増加に伴う未収消費税等の増加額32,587千円、等があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、支出した資金は8,222千円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出7,035千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、獲得した資金は1,102,373千円となりました。これは主に、株式発行による収入1,327,950千円があった一方で、株式発行による支出225,576千円によるものであります。

④ 生産、受注及び販売の状況

a. 生産実績

当社は生産活動を行っていないため、生産実績の記載はしていません。

b. 受注実績

当社は受注生産を行っておりませんので、受注実績の記載はしていません。

c. 販売実績

第27期事業年度、第28期中間会計期間及び第28期第3四半期累計期間の販売実績は次のとおりであります。

事業部門の名称	第27期事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		第28期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)		第28期第3四半期累計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年12月31日)	
	金額(千円)	前期比(%)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	
医薬品事業	479,403	150.3	230,536	321,139		
合計	479,403	150.3	230,536	321,139		

- (注) 1. 当社は医薬品事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの情報は記載していません。
 2. 当事業年度は第Ⅲ相試験の届出に伴うマイルストーン収入があり、また、オファコルカプセル50mgの販売期間が1年間にわたったこと(前事業年度は2023年6月より販売したため10ヶ月間)等により、売上高が前期比150.3%となりました。
 3. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第26期事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		第27期事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		第28期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)		第28期第3四半期 累計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社サノ	174,858	54.8	219,403	45.8	180,841	78.4	271,262	84.5
帝國製薬株式会社	100,000	31.4	200,000	41.7	—	—	—	—
beneharmaChem GmbH & Co. KG	39,319	12.3	51,533	10.7	46,584	20.2	46,584	14.5

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

① 財政状態の分析

財政状態の分析につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ① 財政状態の状況」に記載のとおりです。

② 経営成績の分析

第27期事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(売上高)

当事業年度における医薬品販売事業につきましては、2023年6月に販売を開始した「オファコルカプセル50mg」が1年間を通じて販売に寄与し売上高219,403千円(前年同期比25.5%増)を計上いたしました。

医薬品開発事業につきましては、2024年12月27日に独立行政法人医薬品医療機器総合機構へ第Ⅲ相試験の治験届を提出しました。帝國製薬株式会社と締結したポリ硫酸ペントサンナトリウム(適応症：変形性膝関節症)販売に関する基本契約合意書に基づき、契約一時金を受領しました。また、韓国におけるポリ硫酸ペントサンナトリウム原薬の販売に伴う収益分配及び開発技術使用料により、売上高251,533千円(前年同期比80.5%増)を計上いたしました。

コンサルティング事業につきましては、製薬企業・バイオベンチャー企業からの業務受託収入(成功報酬、リテ

イナフィー)等による売上高8,466千円(前年同期比80.0%増)を計上いたしました。

(売上原価及び売上総利益)

2023年6月より販売を開始した「オフアコルカプセル50mg」の売上原価110,033千円(前年同期比38.9%増)を計上いたしました。この結果、売上総利益は369,369千円(前年同期比54.1%増)となりました。

(販売費及び一般管理費、営業損失)

販売費及び一般管理費の主な部分を占める研究開発費につきましては、前事業年度に実施したポリ硫酸ペントサンナトリウムの第Ⅱ相試験に続けて当事業年度は第Ⅲ相試験の準備を進めた結果、285,664千円(前年同期比1.5%増)となりました。人件費増加等もあり、販売費及び一般管理費合計は481,903千円(前年同期比6.3%増)となりました。

この結果、当事業年度における営業損失は112,534千円(前年同期は営業損失213,563千円)となりました。

(営業外損益、経常損失)

受取利息等の計上に伴い営業外収益は769千円、為替差損等の計上に伴い営業外費用は4,214千円となりました。この結果、経常損失は115,979千円(前年同期は経常損失211,268千円)となりました。

(特別損益、当期純損失)

投資有証券評価損を計上した結果、当事業年度の特別損失は3,731千円となり、当期純損失は120,660千円(前年同期は当期純損失227,671千円)となりました。

第28期中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(売上高)

当中間会計期間における医薬品販売事業につきましては、2023年6月に販売を開始した「オフアコルカプセル50mg」が順調に推移し、売上高180,841千円を計上いたしました。

医薬品開発事業につきましては、ポリ硫酸ペントサンナトリウム(変形性膝関節症)の第Ⅲ相比較試験において、2025年7月24日に最初の被験者へ投与が開始され、その後も被験者数エントリーは目標症例数に向けて順調に推移しております。

また、韓国におけるポリ硫酸ペントサンナトリウム原薬の販売に伴う収益分配及び開発技術使用料により、売上高46,584千円を計上いたしました。

コンサルティング事業での成功報酬、業務受託による売上は、3,110千円を計上いたしました。

(売上原価及び売上総利益)

2023年6月より販売を開始した「オフアコルカプセル50mg」の売上原価は、90,983千円を計上いたしました。この結果、売上総利益は139,553千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業損失)

販売費及び一般管理費の主な部分を占める研究開発費につきましては、前事業年度に実施したポリ硫酸ペントサンナトリウムの第Ⅱ相試験に続けて当事業年度は第Ⅲ相試験を進めた結果、261,316千円となりました。人件費の増加等もあり、販売費及び一般管理費合計は384,662千円となりました。この結果、当中間会計期間における営業損失は245,109千円となりました。

(営業外損益、経常損失)

受取利息1,486千円と為替差益2,460千円を営業外収益に計上し、株式交付に係る費用225,576千円を営業外費用へ計上いたしました。この結果、経常損失は466,738千円となりました。

(中間純損失)

当中間会計期間における中間純損失は467,213千円となりました。

第28期第3四半期累計期間(自 2025年4月1日 至 2025年12月31日)

(売上高)

当第3四半期累計期間における医薬品販売事業につきましては、「オファコルカプセル50mg」の売上が堅調に推移し、271,262千円を計上いたしました。

医薬品開発事業につきましては、ポリ硫酸ペントサンナトリウム(変形性膝関節症)の第Ⅲ相比較試験の契約を締結した治験実施医療機関から順次、被験者の同意取得の下、仮登録そして本登録と進めております。韓国におけるポリ硫酸ペントサンナトリウム原薬の販売に伴う収益分配及び開発技術使用料により、46,584千円を計上いたしました。当第3四半期会計期間におけるマイルストーン収入は発生しませんでした。

コンサルティング事業につきましては、海外企業の来日時における国内顧客候補との面談調整等のコーディネーター関連業務、国内顧客からの業務受託に伴う報酬により3,291千円を計上いたしました。

(売上原価及び売上総利益)

「オファコルカプセル50mg」の売上原価136,455千円を計上いたしました。当第3四半期累計期間においては前事業年度に比べ22,103千円増の商品在庫を保有しており、結果、売上総利益は184,683千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業損失)

販売費及び一般管理費の主な部分を占める研究開発費につきましては、ポリ硫酸ペントサンナトリウムの第Ⅲ相比較試験が進み、501,935千円を計上いたしました。また、人員の増加による人件費71,601千円を計上し、販売費及び一般管理費合計は681,452千円となりました。

結果、当第3四半期累計期間における営業損失は496,768千円となりました。

(営業外収益・営業外費用、経常損失)

営業外収益につきましては、受取利息・為替差益等の計上に伴い10,082千円を計上いたしました。

営業外費用につきましては、株式交付費等の計上に伴い227,576千円を計上いたしました。

結果、経常損失は714,262千円となりました。これは主に第三者割当増資の際の私募取扱手数料220,656千円が影響したものであります。

(特別利益・特別損益、税引前四半期純損失)

当第3四半期累計期間の特別利益および特別損失の計上はありませんでした。その結果、税引前四半期純損失は714,262千円となりました。

(法人税等合計・四半期純損失)

法人税、住民税及び事業税につきましては712千円を計上いたしました。結果、当四半期純損失は714,975千円となりました。

③ キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ③ キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

資本の財源及び資金の流動性につきましては、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。当社の運転資金需要のうち主なものは、人件費及び研究開発費用であります。運転資金の調達には、事業収益から得られる資金だけでなく、増資、社債発行、銀行からの融資及び助成金等を通して、資金調達の多様化を図っております。当事業年度末における資金の残高は1,243,232千円であり、十分な流動性を確保しております。

流動性リスクを管理するための具体的な指標は設けておりませんが、支出及び資金残高のモニタリングを行ないながら、資金繰りに懸念がある場合には支出の優先順位を見直し管理することで対処しております。

④ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

この財務諸表の作成にあたり、見積りが必要な事項につきましては、合理的な基準に基づき、会計上の見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

本書提出日時点において、金額的重要性が乏しいため、経営成績等に重要な影響を与える重要な会計上の見積りはありません。

⑤ 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

⑥ 経営者の問題意識と今後の方針について

経営者の問題意識と今後の方針については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

⑦ 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の進捗状況について

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の進捗状況については、第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等<経営上の目標達成状況を把握する指標>を参照ください。

5 【重要な契約等】

(1) 医薬品開発事業に関する契約

相手先の名称	相手先の所在地	契約品目	契約締結日	契約期間	契約内容
bene pharmaChem GmbH & Co. KG	ドイツ	ポリ硫酸ペントサンナトリウム	2013年6月12日	2013年6月12日から6年間(以降1年ごとの自動更新)	共同開発(2004年5月締結の契約更改)
Laboratoires CTRS(現: THERAVIA SAS)(注1)	フランス	「オファコルカプセル50mg」	2020年4月15日(注2)	2019年9月1日からコール酸の製造販売承認後10年間(以降1年ごとの自動更新)	共同開発
bene pharmaChem GmbH & Co. KG	ドイツ	ポリ硫酸ペントサンナトリウム	2010年9月27日	2010年9月27日から10年間(以降1年ごとの自動更新)	ライセンス契約
Chong Kun Dang Pharmaceutical Corporation	韓国				
Icahn School of Medicine at Mount Sinai	アメリカ	ポリ硫酸ペントサンナトリウム(適応症: ムコ多糖症)	2018年12月13日	2019年4月1日から解約まで	特許使用
PGI Drug Discovery LLC	アメリカ	エルトブラジン	2025年10月1日	2025年10月1日から解約まで	特許・ノウハウの相互使用

- (注) 1. Laboratoires CTRSは2023年4月18日にTHERAVIA SASに社名変更しております。
 2. 医薬品開発において契約当事者双方の合意の下、契約内容の詳細を確定して契約を締結する前に契約期間が開始するケースがあります

(2) 医薬品販売事業に関する契約

相手先の名称	相手先の所在地	契約品目	契約締結日	契約期間	契約内容
株式会社サノ	日本	「オファコルカプセル50mg」	2023年6月7日	2023年6月7日から2025年6月6日まで(以降1年ごとの自動更新)	売買契約
帝國製薬株式会社	日本	ポリ硫酸ペントサンナトリウム(適応症: 変形性膝関節症)	2024年9月20日	2024年9月20日から再審査(製造販売承認後、所定期間経過後の再審査)終了まで(以降1年ごとの自動更新)	販売契約

(3) 企業・株主間のガバナンスに関する合意に関する契約

当社は、当社の株主である王子ホールディングス株式会社との間で株式引受契約書を締結しております。当該株式引受契約には、当社の株主総会または取締役会において決議すべき事項について王子ホールディングス株式会社の事前の承認を要する旨の合意が含まれております。なお、当社株式の上場申請を行った日に事前承認の合意は失効し、当社株式が上場した場合にこれらの株式引受契約書は終了することとなっております。

契約締結日	相手先の名称	相手先の住所	合意の内容
2020年11月27日	王子ホールディングス株式会社	東京都中央区銀座4丁目7番5号	・事前承認の合意 当社が一定の重要な行為(注)を行う場合、王子ホールディングス株式会社の事前承認を得る旨を合意しております。
2023年9月29日	王子ホールディングス株式会社	東京都中央区銀座4丁目7番5号	

(注) 対象となる行為は次のとおりです。

1. 定款の変更
2. 合併、会社分割、株式交換、株式移転又は事業譲渡
3. 1と2に定める方法によらない企業結合又は第三者との資本提携
4. 株式の分割又は併合
5. 他の会社その他の法人への出資、子会社又は関係会社の設立及び変更
6. 資本金の額又は資本準備金の額の減少
7. 新規事業の開始、既存事業内容の変更、既存事業の縮小もしくは撤退又は業務上の提携もしくは解消

8. 自己株式の買受けその他一切の取得及び株式消却
9. 当社の株式及び新株予約権、新株予約権付社債、転換社債、新株引受権その他当社株式を取得できる証券又は権利の譲渡の承認
10. 解散、破産、会社更生手続開始、民事再生手続開始その他の倒産手続開始の申立て
11. 王子ホールディングス株式会社以外の株主との新規契約の締結又は既存契約の変更もしくは終了
12. 王子ファーマ株式会社との共同開発契約の目的の達成に重要な影響を与え得る契約の新規締結又は既存の重要な契約の変更もしくは終了
13. 王子ホールディングス株式会社及び王子ファーマ株式会社の医薬品事業に競合する第三者との間の契約の締結
14. 株式等の発行
15. 代表取締役、役員、CEO又はCF0の選定・選任又は解職・解任
16. 当社の株主、取締役、従業員、取引先又は当社の取締役もしくは従業員の二親等以内の親族に対する貸付
17. 剰余金の配当

(4) 私募の取扱いに関する契約

契約締結日	相手先の名称	相手先の住所	合意の内容
2025年5月8日	株式会社FUNDINNO	東京都港区芝5-29-11	特定投資家私募の取扱いに関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額の支払いを行っております。

6 【研究開発活動】

第27期事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当社は医薬品事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの情報は記載しておりません。

当社の医薬品開発業務における開発対象化合物の探索は、当社役職員のネットワークから得た候補を元に、日本における市場性、当社における取り組み体制などを勘案の上選択され、機関決定されます。

開発体制に関しては、開発元企業(共同開発パートナー)との連携と外部研究機関に対するコーディネートを中心に行っており、医薬品事業部がこれらのコーディネーション業務を行っております。さらに前臨床試験、臨床試験の具体的な企画・実施及び当局との折衝にあたっては、外部のCRO(医薬品開発業務受託機関)やコンサルタント、統計解析機関等の専門家集団を積極的に活用し、医薬品事業部は開発戦略の立案と関係各方面のコーディネートを中心に担っております。

上記のように、当社は医薬品開発事業において外部のリソースを有効に活用しながら研究開発活動を行っており、患者の皆様が求める医薬品を一日も早く世に出し、それによって当社の収益基盤を確立するために経営資源の大部分を研究開発活動に集中投下しております。当事業年度における研究開発費は285,664千円であります。

開発パイプラインに関する詳細につきましては、「第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載しておりますので、ご参照ください。

第28期中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構へポリ硫酸ペントサンナトリウム(変形性膝関節症)第Ⅲ相試験の治験届を2024年12月に提出し治験実施医療機関と契約を締結して治験参加に対する被験者の同意取得を順次進めております。2025年7月24日に最初の被験者へ投与が開始され、その後も被験者数エントリーは目標症例数に向けて順調に推移しております。また、承認申請の中核となる第Ⅲ相比較試験に加え、皮下投与と経口投与の薬物体内動態の違いを検討する臨床薬物動態試験の薬物投与を終了しております。

当中間会計期間における研究開発費は261,316千円であります。

第28期第3四半期累計期間(自 2025年4月1日 至 2025年12月31日)

医薬品開発事業につきましては、ポリ硫酸ペントサンナトリウム(変形性膝関節症)の第Ⅲ相比較試験の契約を締結した治験実施医療機関から順次、被験者の同意取得の下、仮登録そして本登録と進めております。また、第Ⅲ相試験と並行しポリ硫酸ペントサンナトリウム(変形性膝関節症)を1年以内に繰り返し使用した時の安全性を確認する第Ⅲ相長期試験開始の準備を進めました。更に、承認申請の中核となる第Ⅲ相比較試験に加え、皮下投与と経口投与の薬物体内動態の違いを検討する臨床薬物動態試験を実施し、両投与方法の違いにより血中ペントサンの濃度推移を測定しました。

当第3四半期累計期間における研究開発費は501,935千円であります。

第3 【設備の状況】

当社は、医薬品事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの情報は記載しておりません。

1 【設備投資等の概要】

第27期事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当事業年度において実施した重要な設備投資はありません。

また、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

第28期中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

当中間会計期間において実施した重要な設備投資はありません。

また、当中間会計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

第28期第3四半期累計期間(自 2025年4月1日 至 2025年12月31日)

当第3四半期累計期間において実施した重要な設備投資はありません。

また、当第3四半期累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

2025年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)
		建物	工具、器具 及び備品	合計	
本社 (東京都町田市)	本社機能	943	2,582	3,526	18 (2)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 本社事業所の建物は賃借しており、年間賃借料は16,173千円であります。

3. 従業員数の(外書)は、臨時従業員の年間雇用平均人員数であります。臨時従業員には派遣社員を含めております。

3 【設備の新設、除却等の計画】(2026年1月31日現在)

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	15,000,000
計	15,000,000

(注) 2025年2月27日開催の取締役会決議に基づき、2025年4月1日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行い、発行可能株式総数は14,970,000株増加し、15,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	6,828,000	非上場	権利内容の何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
計	6,828,000	—	—

- (注) 1. 2025年2月27日開催の取締役会決議に基づき、2025年4月1日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行い、発行済株式総数は5,341,795株増加して5,352,500株となっております。また、2025年6月13日を払込期日とするA種種類株式の第三者割当増資により、発行済株式総数はA種種類株式が1,442,200株増加しております。
2. 当社は2025年12月12日付の取締役会決議により、2026年1月13日付でA種種類株式の全てを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種種類株式の全てについて、2025年12月12日付の取締役会決議により2026年1月13日付で消却しております。なお、当社は、2026年1月9日開催の臨時株主総会により、2026年1月14日を効力発生日としてA種種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2024年3月26日取締役会決議		
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役	2	
	当社従業員	10	(注) 8
新株予約権の数(個)※	700	[690]	(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式	700	[345,000] (注) 1・7
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	400,000	[800]	(注) 2・3・7
新株予約権の行使期間 ※	2024年5月28日～2033年6月28日		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格	400,000	[800] (注) 7
	資本組入額	200,000	[400] (注) 7
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4		
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	(注) 5		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 6		

※ 当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年1月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当該事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は500株であります。

ただし、当社が、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)以降、株式分割(株式の無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により、付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権割当日後、当社が株式分割を実施する場合、普通株式の無償割当てをする場合、又は株式の併合を行う場合は、次の算式により行使価額を適切に調整し、調整により1円未満の端数が発生する場合は、これを切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{手続き実施前の発行済普通株式総数}}{\text{手続き実施後の発行済普通株式総数}}$$

上記の算式において、「発行済普通株式総数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

3. 新株予約権割当日後、下記①②に挙げる事由が生ずる場合は、次の算式により行使価額を調整するものとする。

① 調整前行使価額を下回る価額をもって会社の普通株式を交付する場合(ただし、会社が発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)

② 調整前行使価額を下回る価額をもって、その取得と引換えに会社の普通株式を交付する取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は調整前行使価額を下回る価額をもって会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、交付する価額の定めがない証券については、当該証券の払込金額を交付する会社の普通株式の数で除した金額が行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る場合)

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

行使価額調整の算式の計算については1円未満の端数は切上げる。

行使価額調整の算式で使用する既発行株式数は、調整後の行使価額を適用する前日における当社の発行済株式数とする。

4. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者が、下記①②のいずれの地位にも該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。

- ① 当社及び当社子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)又は従業員たる地位。
- ② 当社の取締役会において社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー・コンサルタント等当社又は当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。

(2) 新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。

5. 新株予約権の譲渡制限

第三者に譲渡、質入れその他の一切の処分をすることができないものとする。

6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社の合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転に伴い、当社の新株予約権の代替として株式会社により交付される新株予約権の内容は以下のとおりであります。

会社法第236条1項八号イ、ロ、ハ、ニ及びホによりそれぞれ合併、吸収分割、新設分割、株式交換、又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使されていない本新株予約権は消滅し、これに代わる合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は株式移転により設立する株式会社(以下「株式会社」という。)により発行される新株予約権を本新株予約権者に交付することとする。この場合、当該合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転に際し、当社と株式会社との間で締結される吸収・新設合併契約(会社法第749条1項四号イ及び第753条1項十号イ)、吸収分割契約(会社法第758条五号イ)、新設分割計画(会社法第763条十号イ)、株式交換契約(会社法第768条1項四号イ)又は株式移転計画(会社法第773条1項九号イ)において株式会社が交付する下記の新株予約権の内容を定めるものとする。

① 新株予約権の目的たる株式の種類

普通株式とする。

② 新株予約権の数及び株式の数

合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な調整がなされた新株予約権の数及び付与株式の数とする。

③ 各新株予約権の行使の際の払込金額

合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、付与株式数を乗じた額とする。

④ 新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間の開始日と合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとするが、行使期間は合理的な調整をすることができる。

⑤ その他の新株予約権の行使条件

上記4. に準じて決定する。

⑥ 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡につき、株式会社の取締役会の承認を要するものとする。

7. 株式分割に関する事項

2025年2月27日の取締役会決議に基づき、2025年4月1日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行ったことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

8. 付与対象者の人数

付与対象者の退職による権利の喪失等により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は当社取締役3名、当社従業員7名となっております。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき新株予約権付社債を発行しております。

第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(2021年11月9日発行)	
決議年月日	2021年11月2日
新株予約権の数(個) ※	1 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) ※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 570 [285,000] (注)4・6
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	300,000 [600] (注)2・4・6
新株予約権の行使期間 ※	2021年11月10日～2026年11月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 300,000 [600] (注)5・6 資本組入額 150,000 [300] (注)5・6
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権者は、本新株予約権の発行を受けてから引き続き発行会社の株主である場合に限り、本新株予約権を行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本社債と本新株予約権を分離して譲渡することはできない。本新株予約権の譲渡による取得については、発行会社株主総会(発行会社に取締役会が設置されている場合は、取締役会)の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)3
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額 ※	本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債の社債部分を出資するものとし、当該本社債の価額は当該本社債の額面金額と同額とする。
新株予約権付社債の残高(千円) ※	171,000

※ 当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年1月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当該事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権付社債の額面171,000千円につき新株予約権1個が割り当てられております。

2. 本新株予約権付社債の発行後、当社株式の株式分割又は発行会社株式の株式無償割当てをする場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{株式分割又は株式無償割当て前の発行会社株式数}}{\text{株式分割又は株式無償割当て後の発行会社株式数}}$$

転換価額調整式による調整後の転換価額は、株式分割の場合は株式分割に係る基準日の翌日以降、株式無償割当ての場合は株式無償割当ての効力発生日の翌日以降にこれを適用する。ただし、発行会社株式の無償割当てについて、発行会社株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降にこれを適用する。

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

その他、次に掲げる場合には、必要な転換価額の調整を行う。

- ① 株式の併合、発行会社を存続会社とする合併、発行会社を承継会社とする吸収分割又は発行会社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ② 資本金又は資本準備金若しくは利益準備金の額の減少により転換価額の調整を必要とするとき。
- ③ その他発行会社の発行済株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

3. 組織再編成行為時の取扱い

当社が、当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、発行会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下、これらを総称して「組織再編行為」という。)を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。ただし、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為に係る契約又は計画において定めた場合に限るものとする。なお、かかる交付に伴って本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は再編対象会社に承継されるものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、4. に準じて決定する。なお、転換価額は2. に準じた調整を行う。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為の効力発生日から、行使請求期間の末日までとする。
 - ⑥ 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に係る契約又は計画において定めるものとする。
4. 新株予約権の目的となる株式の数
新株予約権の目的となる株式の数は本社債の金額を転換価額の当初金額で除して得られた最大整数であります。転換価額の当初金額は1株あたり300,000円であり、一体の条件の下、修正又は調整されません。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
株式の発行価格は転換価額の当初金額であり、資本組入額は当初金額により算出しております。
6. 株式分割に関する事項
2025年2月27日の取締役会決議に基づき、2025年4月1日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行ったことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数(株)	発行済株式 総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
2021年9月14日 (注)1	普通株式 100	普通株式 6,573	15,000	216,500	15,000	136,500
2021年11月9日 (注)2	普通株式 1,090	普通株式 7,663	163,500	380,000	163,500	300,000
2023年8月25日 (注)3	普通株式 80	普通株式 7,743	16,000	396,000	16,000	316,000
2023年10月2日 (注)4	普通株式 1,000	普通株式 8,743	200,000	596,000	200,000	516,000
2023年11月30日 (注)5	普通株式 1,962	普通株式 10,705	392,400	988,400	392,400	908,400
2024年3月22日 (注)6	—	普通株式 10,705	△888,400	100,000	△908,400	—
2025年4月1日 (注)7	普通株式 5,341,795	普通株式 5,352,500	—	100,000	—	—
2025年6月13日 (注)8	A種種類株式 1,442,200	普通株式 5,352,500 A種種類株式 1,442,200	648,990	748,990	648,990	648,990
2025年6月20日 (注)9	普通株式 33,300	普通株式 5,385,800 A種種類株式 1,442,200	14,985	763,975	14,985	663,975
2025年12月6日 (注)10	—	普通株式 5,385,800 A種種類株式 1,442,200	△663,975	100,000	△663,975	—
2026年1月13日 (注)11	普通株式 1,442,200 A種種類株式 △1,442,200	普通株式 6,828,000	—	100,000	—	—

(注) 1. 有償第三者割当

発行価格 300,000円

資本組入額 150,000円

割当先 法人1社

2. 有償第三者割当

発行価格 300,000円

資本組入額 150,000円

割当先 法人2社

3. 有償第三者割当

発行価格 400,000円

資本組入額 200,000円

割当先 法人1社、個人2名

4. 有償第三者割当

発行価格 400,000円

資本組入額 200,000円

割当先 法人2社

5. 有償第三者割当

発行価格 400,000円

資本組入額 200,000円

割当先 法人3社

6. 2024年2月28日開催の臨時株主総会の決議に基づき、2024年3月22日付で減資の効力が発生し、資本金及び資本準備金を減少させ、その他資本剰余金に振り替えた後、同日付でその他資本剰余金を減少し繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補を行っております。この結果、資本金の額888,400千円が減少(減資割合89.9%)し、資本準備金の額908,400千円が減少(減資割合100.0%)しております。

7. 株式分割(1:500)によるものであります。

8. 有償第三者割当
発行価格 900円
資本組入額 450円
割当先 法人18社、個人111名
9. 有償第三者割当
発行価格 900円
資本組入額 450円
割当先 法人1社、個人1名
10. 2025年11月4日開催の臨時株主総会の決議に基づき、2025年12月6日付で減資の効力が発生し、資本金及び資本準備金を減少させ、その他資本剰余金に振り替えております。この結果、資本金の額663,975千円が減少(減資割合86.9%)し、資本準備金の額663,975千円が減少(減資割合100.0%)しております。
11. 2025年12月12日付の取締役会決議に基づき、2026年1月13日付でA種種類株式の全てを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、取得したA種種類株式の全てについて、2026年1月13日付で消却しております。

(4) 【所有者別状況】

2026年1月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	1	—	39	—	3	130	173	—
所有株式数(単元)	—	525	—	44,896	—	290	22,569	68,280	—
所有株式数の割合(%)	—	0.8	—	65.8	—	0.4	33.1	100	—

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,828,000	68,280	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	6,828,000	—	—
総株主の議決権	—	68,280	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第1号によるA種種類株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第1号に該当するA種種類株式の取得

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (2025年12月12日) での決議状況 (取得日: 2026年1月13日)	A種種類株式 1,442,200	—
最近事業年度前における取得自己株式	—	—
最近事業年度における取得自己株式 (2024年4月1日~2025年3月31日)	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
最近事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	—	—
最近期間における取得自己株式	A種種類株式 1,442,200	—
提出日現在の未行使割合 (%)	—	—

(注) 2025年12月12日開催の取締役会決議において、2026年1月13日付で定款に定める普通株式を対価とする取得条項に基づき、A種種類株式の全てを当社が取得し、引き換えにA種種類株主に対してA種種類株式1株につき普通株式1株の交付を行い、同日付で当社が取得したA種種類株式の全てを消却しております。また、2026年1月9日開催の臨時株主総会決議により、2026年1月14日を効力発生日としてA種種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	A種種類株式 1,442,200	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (-)	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

(注) 2025年12月12日開催の取締役会決議により、2026年1月13日付でA種種類株式の全てを消却しております。

3 【配当政策】

当社は第5期より医薬品の開発事業を本格的に開始し、今後も引き続き研究開発活動に資金を投入していく予定です。したがって、当面は利益配当を実施せず、継続的な研究開発活動のために資金を確保していく方針です。内部留保資金につきましては、研究開発活動、優秀な人材の採用等の資金や、今後予想される経営環境の変化に対応するための資金として、有効に活用していく方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としております。

当社は「株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主、登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行うことができる。」旨及び「取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主、又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

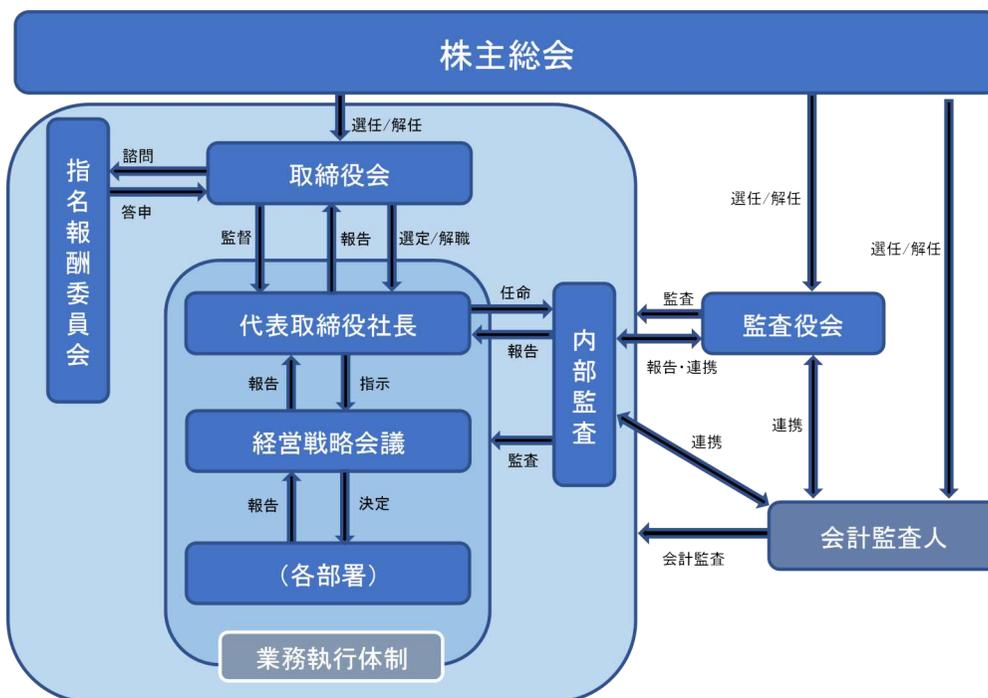
① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、“バイオ産業の英知を共有し、世界の人々の健康と豊かな暮らしに貢献します”を企業理念として、新規の医薬品の開発を自ら直接行い、あるいはコンサルティングといった形で新薬の開発を間接的にサポートしております。この目的の達成を目指して事業活動を行っていくにあたっては、経営の透明性、客観性を高めることを通じて企業価値の向上を図ることが経営の最重要課題と考え、以下のとおり様々な施策を通じてコーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a. コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりです。



b. 企業統治の体制の概要

ア. 取締役会

社外取締役および社外監査役による経営の監督・監査を確保するため、定時取締役会を毎月1回開催する

ほか必要に応じて臨時取締役会を開催して経営上の重要な意思決定及び業務の進捗状況の確認、予算統制等を行っております。当社は取締役会の業務執行に対する監督機能をコーポレート・ガバナンスの最重要点のひとつと位置付けており、これを実効たらしめるためにも、6名の取締役のうち、常勤で業務執行を行う取締役3名に対して、残る3名を非常勤の社外取締役とし、医薬品開発事業に精通する人物を登用しております。

当社の取締役会は、代表取締役社長 松本正を議長とし、取締役 齊藤涼子、取締役 浦田真紀、社外取締役 岩崎俊男、社外取締役 渡部珠雄、社外取締役 石川稿太郎の6名で構成されております。

イ. 執行役員制度

当社は2003年より経営の効率化と意思決定の迅速化を図るために執行役員制度を導入しており、執行役員は取締役会において決定した基本方針に基づき業務執行を行っております。執行役員の員数は提出日現在、齊藤涼子(管理部長)、浦田真紀(医薬品事業部長)、江崎裕子(管理部 部長)の3名であります。

ウ. 監査役会

監査役会は取締役の職務執行を監督する重要な機関であり、監査役会は毎月1回開催するとともに必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会は全員(3名)が社外監査役で構成されており、監査役は原則として全ての取締役会に出席し、またその他の社内の重要な会議にも随時出席して業務や財産の状況を調査し、取締役の職務執行を監査しております。

当社の監査役会は、常勤監査役 浦田千嘉男を議長とし、社外監査役 饗庭由理子、社外監査役 石野修一の3名で構成されております。

エ. 内部監査

内部監査人は、内部監査の対象となる部署と異なる部署に属する社員の中から代表取締役が任命し、クロス監査を行っております。監査結果については代表取締役及び監査役会へ報告するとともに、監査役会及び監査法人と相互連携を深める為、適宜情報交換を行っております。

オ. 経営戦略会議

経営戦略会議は、業務執行取締役及び執行役員以上の職位の者で構成され、月次決算に関する事項や医薬品開発の進捗状況、その他重要な業務の進捗状況の報告を行い、また、取締役会に上程する事項、その他経営に関する重要な事項を審議するため、毎月1回開催しております。

当社の経営戦略会議は、代表取締役社長 松本正を議長とし、取締役執行役員 齊藤涼子、取締役執行役員 浦田真紀、執行役員 江崎裕子の4名で構成されております。

カ. 指名報酬委員会

当社は経営陣幹部・取締役の指名や報酬などの特に重要な事項の検討にあたり、社外取締役の適切な関与・助言を得ることによる取締役会の機能の独立性・客観性・説明責任の強化を目的として、取締役会の任意の諮問機関として「指名報酬委員会」を設置しております。

当社の指名報酬委員会は、社外取締役 渡部珠雄を委員長とし、代表取締役社長 松本正、社外取締役岩崎俊男の3名で構成されております。

c. 当該体制を採用する理由

当社は、柔軟かつ迅速な意思決定を図り、かつ経営の透明性・健全性を確保するために有効であると判断し、上記のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

③ 企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備状況

当社では、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、またその他会社の業務の適正を確保するため、以下の内容のとおり「内部統制に係る基本方針」を定め、これに基づき内部統制システムを整備しております。

ア. 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

業務の適法性・効率性、財務諸表の信頼性、コンプライアンスの確保等を達成するため、「取締役会規程」、「監査役監査基準」、「組織・業務分掌規程」、「職務権限規程」等により、各組織の役割及び責任を明確にし、法令及び定款遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。

イ. 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理の体制

取締役、執行役員及び使用人など当社内の全ての者を対象として、「文書管理規程」を定め、全ての職務の執行に係る情報の取扱・管理・保存等が適切に行われることを徹底する。

ウ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は管理部が行い、各部署に付随するリスク管理は当該部署が行い、事業活動に伴う重大なリスクの顕在化を防ぎ、万が一不測の事態が発生した場合には、代表取締役指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害を最小限にとどめるための体制を整えることとする。

エ. 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の組織体制や取締役及び執行役員の職務に係る「組織・業務分掌規程」、「職務権限規程」を定め、各組織の所管事項や職務権限・責任を明確化し、適正かつ効率的な職務の執行のための体制を整備するものとする。また、「取締役会規程」など重要会議の規程を定め、適正かつ効率的な意思決定を行うための体制を整備するものとする。

オ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当社使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が必要とした場合、合理的な範囲で監査役の職務を補助する使用人をおくこととする。また、監査役の職務補助者としての当該使用人の職務に関しては、取締役の指揮命令を受けないものとするほか、取締役及び執行役員は、監査役監査の重要性及び有用性を十分認識し、当該使用人の取締役からの独立性の確保に留意するものとする。

カ. 取締役、執行役員及び使用人の監査役への報告体制その他の監査役への報告体制

全ての取締役、執行役員及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実発生、信用を著しく失墜させる事態、法令違反や重大な不当行為などについて、書面若しくは口頭にて監査役又は監査役会に報告を行うものとする。また上記にかかわらず、監査役は必要に応じ、いつでも取締役、執行役員又は使用人に報告を求めることができるものとする。

キ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役監査の重要性及び有用性を十分認識し、自らの職責として監査の環境整備に努めるものとする。

ク. 反社会的勢力を排除するための体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては一切の関係を遮断し、これらの圧力に対しても、警察や顧問弁護士等の外部専門機関と緊密に連携して、毅然とした態度で臨むこととする。

また、当社は「反社会的勢力対策規程」を定め、反社会的勢力の排除に関する対応部署を設置し、反社会的勢力及び団体とは断固として対決することを全従業員に周知徹底する。

b. リスク管理体制の整備状況

当社では、健全な経営を行い、企業価値の向上を図ることを実現するため、「リスク管理の基本方針」において当社のリスク管理に関する基本的な考え方、及び当社のリスク管理体制について定めており、管理部をリスク統括部署、管理部長をリスク管理責任者としております。

また、災害や障害等の緊急事態に陥った際に、無計画な指示・行動に起因する混乱を回避し、業務の早期回復(業務継続・復旧)を行うべく、危機発生時の対応について「危機管理基本方針」において基本方針を定め、同方針に基づいて定められた「危機管理体制に関する規程」において、危機発生時の体制及び対応について定めております。

当社の役員及び社員等が遵守すべき行動規範及び組織体制については、「コンプライアンス基本方針」、「コンプライアンス規程」において定めております。規程の運営・統括は経営戦略会議にて行い、必要に応じて協議進捗状況を取締役会に報告することとなっており、コンプライアンスの取組に関する重要事項の決定は、

取締役会が行うこととなっております。

c. 責任限定契約の内容

当社は、会社法第427条第1項の規定により社外取締役及び監査役との間で、任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は法令が規定する額に限定する責任限定契約を締結できる旨を定款で定めており、社外取締役及び監査役と当該契約を締結しております。なお、贈収賄などの犯罪行為や法令違反を認識しながら行った行為に起因する役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、社外取締役及び監査役の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

d. 役員等賠償責任保険契約の内容

当社は、保険会社との間で、当社の取締役(社外取締役含む)及び監査役(社外監査役含む)全員を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険では、役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年ごとに契約更新となります。2026年11月の更新時には、同内容での更新を予定しております。

e. 取締役の定員

当社の取締役は7名以内とする旨を定款で定めております。

f. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

g. 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款で定めております。

h. 中間配当の決定機関

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主、又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主に対して機動的な利益還元を行うことができるようにすることを目的とするものであります。

i. 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財政政策等の経営施策を機動的に遂行できるよう、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

j. 取締役、監査役及び会計監査人の責任免除

当社は、取締役、監査役及び会計監査人が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)、監査役(監査役であった者を含む。)及び会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の当社に対する損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

k. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役および監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者とその職務の執行に関する責任の追及にかかる請求等がなさ

れた場合に、当該被保険者が負担することになる法律上の損害賠償責任に基づく賠償金および争訟費用を填補することとしております。

ただし、当該被保険者による犯罪行為、詐欺行為、または故意による法令違反等に基づき発生した損害等については、当該保険により填補されません。

なお、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。

④ 取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を月1回以上開催しており、個々の取締役の出席状況については次の通りであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役社長	松本 正	18	18
常勤取締役	齊藤 涼子	18	18
社外取締役	岩崎 俊男	18	18
社外取締役	渡部 珠雄	18	18
社外取締役	石川 稿太郎	15	15
社外監査役(常勤)	浦田 千嘉男	18	18
社外監査役	饗庭 由理子	18	18
社外監査役	石野 修一	18	18

(注) 1. 石川 稿太郎氏は、2024年6月27日開催の定時株主総会において取締役に就任しておりますので、就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

2. 石野 修一氏は2024年6月27日開催の定時株主総会終結時に任期満了となりましたが、同日開催の当社定時株主総会において監査役の選任を懈怠したため、2025年2月27日の臨時株主総会にて選任されるまで会社法第346条第1項に従い監査役の権利義務を果たしました。

取締役会における具体的な検討事項は、予算及び中期経営計画の策定、医薬品開発・製造・販売に関する重要事項（ポリ硫酸ペントサンナトリウム（適応症：変形性膝関節症）の第Ⅲ相試験の治験薬製造委託先選定、同第Ⅲ相試験の業務委託先選定、同販売委託契約締結、エルトブラジン開発にかかるPGI Drug Discovery, LLCとの基本合意書締結等）、資本政策（株式上場へ向けての検討、ストックオプション付与）等です。

⑤ 指名報酬委員会の活動状況

当事業年度において当社は指名報酬委員会を1回開催しており、個々の取締役の出席状況については次の通りであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役社長	松本 正	1	1
社外取締役	岩崎 俊男	1	1
社外取締役	渡部 珠雄	1	1

指名報酬委員会においては取締役の選任・解任に関する事項、取締役の報酬等に関する事項等を審議しております。

(2) 【役員状況】

① 役員一覧

男性 6名 女性 3名(役員のうち女性の比率 33.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	松本 正	1953年6月24日生	1981年4月 1992年4月 1998年5月 2016年10月 2017年3月 2019年5月	協和醸酵工業株式会社(現:協和キリン株式会社) 入社 医薬研究開発センター・国際開発部門 主査 当社設立 代表取締役社長(現任) エバステム株式会社(現:メディポスト株式会社) 取締役 テラ株式会社 取締役 VICXセラピューティクス株式会社 取締役	(注) 3	722,500
取締役 管理部長	齊藤 涼子	1968年7月28日生	1991年4月 1998年5月 2005年9月 2006年2月 2010年6月	大正製薬株式会社 入社 当社 入社 当社 管理部長 当社 執行役員(現任) 当社 取締役管理部長(現任)	(注) 3	24,500
取締役 医薬品事業部長	浦田 真紀	1965年4月15日生	1984年4月 1992年4月 2007年4月 2018年12月 2020年4月 2025年6月	大東証券株式会社(現:みずほ証券株式会社) 入社 ポーラ化成工業株式会社 入社 株式会社ポーラファルマ(現:サンファーマ株式会社)設立に伴い移籍 当社 入社 当社 執行役員医薬品事業部長(現任) 当社 取締役医薬品事業部長(現任)	(注) 3	-
取締役	岩崎 俊男	1946年7月9日生	1970年5月 1994年6月 1997年6月 1999年2月 2002年6月 2002年12月 2006年2月 2006年6月 2007年4月 2007年6月 2010年9月 2011年6月 2011年6月 2013年6月 2015年4月 2015年6月 2017年6月 2023年4月	株式会社三菱銀行(現:株式会社三菱UFJ銀行) 入行 同行 資金証券部長 同行 虎ノ門支店長 ダイヤモンドキャピタル株式会社(現:三菱UFJキャピタル株式会社) 専務取締役 IC-VEC Ltd. 取締役 株式会社セルフリーサイエンス 取締役(現任) Quark Biotech, Inc. 取締役 株式会社アールテックウエノ(現:スキャンボファーマ合同会社) 取締役 株式会社e コンセルボ 監査役 アニコム ホールディングス株式会社 取締役 アーキタイプ株式会社 取締役 株式会社箱根カントリー倶楽部 取締役 当社 社外監査役 株式会社DIOジャパン 取締役 株式会社ネオジャパン 監査役 株式会社箱根カントリー倶楽部 代表取締役社長(現任) 当社 社外取締役(現任) 株式会社ネオジャパン 社外取締役	(注) 3	7,500

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	渡部 珠雄	1958年4月25日生	1982年4月 2004年6月 2007年7月 2008年10月 2010年4月 2013年3月 2019年3月 2021年6月 2021年6月	麒麟麦酒株式会社(現:キリンホールディングス株式会社) 入社 Argos Therapeutics, Inc. 社外取締役 キリンファーマ株式会社設立、転籍(現:協和キリン株式会社) 協和発酵キリン株式会社 設立、転籍(現:協和キリン株式会社) 同社 事業開発部長 同社 執行役員 事業開発部長 グラクソ・スミスクライン株式会社 取締役 春日パートナーズ 開業 当社 社外取締役(現任)	(注) 3	-
取締役	石川 稿太郎	1979年5月24日生	2004年4月 2015年6月 2015年10月 2016年2月 2018年4月 2020年4月 2021年4月 2021年4月 2024年6月 2026年2月 2026年2月	王子製紙株式会社(現:王子ホールディングス株式会社) 入社 王子ホールディングス株式会社 イノベーション推進本部 ディベロップメントセンター上級研究員 兼 革新事業推進センター主幹 同社 イノベーション推進本部 革新事業推進センター マネージャー 同社 イノベーション推進本部 戦略企画部 マネージャー 同社 イノベーション推進本部 戦略企画部 マネージャー 兼 パッケージング推進センター マネージャー 王子ファーマ株式会社 執行役員 同社 代表取締役社長(現任) 国立大学法人 北海道大学産学・地域協働推進機構 招聘教員(現任) 当社 社外取締役(現任) LTLファーマ株式会社 取締役 株式会社レジェンドファーマ 取締役	(注) 3	-
常勤監査役	浦田 千嘉男	1961年4月22日生	1985年4月 2009年4月 2013年9月 2015年3月 2017年3月 2018年3月 2020年10月 2022年6月 2022年9月	協和醸酵工業株式会社(現:協和キリン株式会社) 入社 協和発酵(香港)有限公司 社長 協和発酵バイオ株式会社 企画管理部長 同社 取締役 ファインケミカル営業部長 同社 執行役員 ファインケミカル営業部長 同社 常務執行役員 ファインケミカル営業部長 同社 常務執行役員 営業マーケティング部長 当社 常勤監査役(現任) 日本理化学薬品株式会社 顧問(現任)	(注) 4	-
監査役	夔庭 由理子	1961年1月23日生	1988年4月 1988年4月 1989年4月 1991年9月 1994年7月 1994年10月 1997年1月 2006年6月 2009年4月 2019年2月 2023年4月	弁護士登録(第一東京弁護士会) 尾崎・桃尾法律事務所 勤務 桃尾・松尾・難波法律事務所 勤務 カナダ、オタワ大学大学院 入学 桃尾・松尾・難波法律事務所 勤務 カナダ・オタワ大学大学院修士課程修了 桃尾・松尾・難波法律事務所 パートナー就任(現任) 当社 社外監査役(現任) FOREVER21JAPAN TRADING COMPANY 合同会社 代表社員職務執行者 総務省電波監理審議会委員 株式会社ネオジャパン社外監査役(現任)	(注) 4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役	石野 修一	1952年12月3日生	1976年4月	協和醸酵工業株式会社(現:協和キリン株式会社) 入社	(注) 4、5	-
			1998年5月	当社 監査役		
			2000年2月	当社 監査役退任		
			2001年3月	Kyowa Hakko Europe GmbH出向 副社長		
			2001年10月	Kyowa Hakko Europe GmbH出向 社長		
			2005年4月	協和醸酵工業株式会社(現:協和キリン株式会社) バイオケミカル事業部門 ファインケミカル営業部長		
			2007年4月	同社 執行役員 バイオケミカル事業部門 営業本部長		
			2008年10月	協和発酵バイオ株式会社 常務取締役 営業本部長		
			2009年4月	同社 代表取締役社長		
			2018年7月	株式会社エムティアイ コンプライアンス委員会外部委員		
			2021年3月	当社 社外監査役		
			2024年3月	株式会社エスプール 顧問(現任)		
			2025年2月	当社 社外監査役(現任)		
計						754,500

- (注) 1. 取締役岩崎俊男、渡辺珠雄、石川稿太郎は、社外取締役であります。
2. 監査役浦田千嘉男、饗庭由理子、石野修一はすべて社外監査役であります。
3. 2026年1月9日の臨時株主総会終結の時から2027年6月開催予定の定時株主総会終結の時までであります。
4. 2026年1月9日の臨時株主総会終結の時から2029年6月開催予定の定時株主総会終結の時までであります。
5. 石野修一は2024年6月27日開催の定時株主総会終結時に任期満了となりましたが、同日開催の当社定時株主総会において監査役の選任を懈怠したため、2025年2月27日の臨時株主総会にて選任されるまで会社法第346条第1項に従い監査役の権利義務を果たしました。

② 社外役員の状況

当社では社外取締役3名及び社外監査役3名を選任しております。

社外取締役岩崎俊男氏は、長年にわたり多くの企業経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識を当社の経営に反映して頂くため、社外取締役として選任しております。なお、同氏は当社の普通株式7,500株を所有しております。同氏及びその兼務先と当社の間には、それ以外に人的関係・資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役渡部珠雄氏は、製薬企業における豊富な事業開発の経験、その経歴を通じて培った製薬業界における知識・見識を持っていることから、当社の重要事項の決定や業務執行を監督するのに適した人物であると判断し、社外取締役として選任しております。同氏と当社の間には、人的関係・資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役石川稿太郎氏は、王子ホールディング株式会社において当社の主要な臨床開発パイプラインであるポリ硫酸ペントサンナトリウムの医薬品開発に関し、同社の紙製造工程でもペントサンが製造されていることから、同社製造のペントサンの製造技術の開発を行い複数の関連特許を国内外で取得しており、さらに同社において動物用関節治療薬の臨床研究や大学やクリニックとの共同研究も主導してきた実績があり、技術的知識、研究開発に対する見識やネットワークを有していることから、同氏の監督・助言を通して、当社の研究開発を加速させ、同氏の知識・経験・能力を当社の経営に反映して頂くため、社外取締役として選任しております。同氏は当社の主要株主である王子ホールディングス株式会社のグループ会社 王子ファーマ株式会社の代表取締役社長であり、王子ファーマ株式会社は当社と共同研究開発に関する契約を締結しております。

社外監査役(常勤監査役)浦田千嘉男氏は、製薬企業における医薬品の営業販売部門から企画管理・マーケティング部門までの豊富な経験に加え、米国MBAの取得や海外駐在時における経営経験による、国際基準の幅広い識見を有しております。これらの経験と識見により、監査役として中立的かつ客観的な視点で、健全かつ適切な運営を目指す当社取締役の職務執行を監査する人材として適任と判断した為、社外監査役として選任しております。同氏と当社の間には、人的関係・資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役饗庭由理子氏は、人格、見識ともに優れ、当社の適正なコーポレート・ガバナンスを構築し、監査体制を引続き充実・強化することを期待して社外監査として選任しております。同氏の兼職先である桃尾・松尾・難波法律事務所は、当社との間に顧問弁護士業務の取引がありますが、当社の顧問弁護士業務には同氏は一切関与しておりません。当事業年度に当社が桃尾・松尾・難波法律事務所に支払った顧問料及び相談料は3,600千円であります。同氏及びその兼務先と当社の間には、前述の関係以外の人的関係・資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役石野修一氏は、製薬企業における豊富な事業開発の経験、その経歴を通じて培った製薬業界における知識・見識があり、人格、見識ともに優れ、当社の適正なコーポレート・ガバナンスを構築し、監査体制を引続き充実・強化することを期待して社外監査として選任しております。同氏と当社の間には、人的関係・資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員に関する判断基準等を勘案した上で、社外取締役又は社外監査役の独立性に関する具体的基準を定めて、コーポレート・ガバナンスの充実・向上に資する者を選任することとしております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は取締役会を通じて、専門的な見地や豊富な実務・経営経験に基づいて会社の重要な業務執行の決定に提言・助言を行い、経営の妥当性について監督しております。

社外監査役は、取締役会及び監査役会へ出席し、また、会計監査人及び内部監査担当者との三様監査ミーティングを通じて内部監査担当者と連携した計画的な監査を実施することで必要な情報を入手して独立性及び中立性の高い立場から意見交換を行い、内部統制システムの構築・運用の状況を監視・検証しております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

a. 監査役監査の組織、人員及び手続

当社の監査役会は監査役3名で構成され、うち1名の常勤監査役を選任しております。

当社における監査役監査は、会社の重要な書類の閲覧、取締役会・経営戦略会議等の重要な会議への出席、取締役からの経営方針聴取等を行っております。なお、監査役はすべて社外監査役であります。また、監査役は、監査を効率的に進めるため、内部監査担当者及び会計監査人から監査実施結果の報告を受ける等、情報交換を密に行っております。

b. 監査役及び監査役会の活動状況

当社の監査役会は原則として月1回開催するほか、必要に応じて随時開催しております。当事業年度においては、計16回の監査役会を開催しております。個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
浦田 千嘉男	16	16
饗庭 由理子	16	16
石野 修一(注)	16	16

(注) 石野修一氏は2024年6月27日開催の定時株主総会終結時に任期満了となりましたが、同日開催の当社定時株主総会において監査役の選任を懈怠したため、2025年2月27日の臨時株主総会にて選任されるまで会社法第346条第1項に従い監査役の権利義務を果たしました。

監査役会における具体的な検討事項として、監査の方針、監査計画、監査の方法、監査業務の分担、監査費用の予算等があります。また、常勤監査役の活動として、監査の環境の整備及び社内の情報の収集に積極的に努め、かつ、内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視し検証しております。

② 内部監査の状況

当社では独立した内部監査部門は設置しておりません。内部監査の対象となる部署と異なる部署に属する社員の中から代表取締役が内部監査担当者(内部監査人)2名を任命し、内部監査人は兼務している自部署以外の部署を相互に監査する体制を採っております。内部監査の結果は代表取締役並びに監査役へ報告されており、内部監査人による指摘事項は代表取締役の指示により改善される体制となっております。取締役会へは直接報告しておりません。また、内部監査人と監査役は密接な連携を取っており、RSM清和監査法人をも交えた四半期ごとの三様監査ミーティングの他に監査役・内部監査人報告会を四半期ごとに実施し、また、適宜会議を開いて監査項目を擦り合わせ合同で監査ヒアリングを実施する等、効率的かつ効果的な監査の実施に努めております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

RSM清和監査法人

b. 継続監査期間

2023年3月期以降の3年間

c. 業務を執行した公認会計士

中村 直樹

小菅 義郎

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他3名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定及び評価に際しては、会計監査人の独立性、品質管理体制、監査計画の妥当性、監査の実施状況及び監査結果の相当性を検討した上で、会計監査人を総合的に評価し、選解任や不再任の可否等について判断しております。

当社の会計監査人であるRSM清和監査法人は、独立性及び必要な専門性を有すること、監査体制が整備されていること、監査範囲及び監査スケジュール等具体的な監査計画並びに監査費用が合理的かつ妥当であることを確認し、監査実績などを踏まえた上で、同監査法人を選定しております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、会社法等関連規定の遵守、監査法人の業務執行体制・品質管理体制、監査業務執行の妥当性及び監査報酬の水準等を考慮し、総合的に判断しております。

当社の会計監査法人であるRSM清和監査法人は、独立性、職務執行の状況、継続監査年数等を総合的に勘案し、適正な監査を遂行しているものと評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	20,300	—	20,300	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(aを除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査人員数、監査日数、当社の規模・業務の特性等を勘案し、当社と監査法人との協議の上、監査役会の同意を得て決定する方針としております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び見積りの算出根拠等を確認し、総合的に検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意をしております。

(4) 【役員報酬等】

① 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めておりませんが、株主総会(2004年12月10日開催臨時株主総会)において取締役の年間報酬限度額を60,000千円以内(決議日時点の取締役の員数は5名。ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない)、監査役の年間報酬限度額を40,000千円以内(決議日時点の取締役の員数は2名)と決議しております。

委員の過半数が社外取締役で構成される指名報酬委員会が2025年5月12日に開催され、当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容を上記報酬等の上限額の範囲内において決定いたしました。決定内容は2025年6月27日に開催された取締役会で承認されました。また、監査役の個人別の報酬額は2025年6月27日の監査役会で協議が行われ、上記株主総会で決議された報酬等の上限額の範囲内において決定いたしました。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の 員数(名)
		固定報酬	業績連動 報酬等	左記のうち 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	14,400	14,400	-	-	2
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-
社外役員	14,178	14,178	-	-	6

(注) 本表に記載した員数は、最近事業年度における員数を記載しております。

③ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、純投資目的である投資株式は保有しておらず、投資株式の区分の基準及び考え方は定めておりません。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

純投資目的以外の目的である投資株式は、取引関係の維持、強化を目的としております。その保有目的の合理性及び保有の可否は取締役会において判断しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	2	3,261
非上場株式以外の株式	1	538

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、定量的な保有効果、及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
	12,000	12,000		
FibroGen, Inc. (現 : Kyntra Bio, Inc.)	538	4,269	現在はコンサルティング提供が一旦終了しておりますが、取引関係の維持、強化のため保有する意向であります。定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性については、取締役会において保有の適否を検証しております。	無

みなし保有株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1. 財務諸表及び中間財務諸表並びに四半期財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

なお、当社の中間財務諸表は、第1種中間財務諸表であります。

(3) 当社の第3四半期会計期間(2025年10月1日から2025年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(2025年4月1日から2025年12月31日まで)に係る四半期財務諸表は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般的に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)及び当事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、RSM清和監査法人の監査を受けております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)に係る中間財務諸表について、RSM清和監査法人により期中レビューを受けております。

(3) 当社は、第3四半期会計期間(2025年10月1日から2025年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(2025年4月1日から2025年12月31日まで)に係る四半期財務諸表について、RSM清和監査法人の期中レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び中間連結財務諸表並びに四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表、中間連結財務諸表並びに四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての確に対応することができる体制を整備するため、監査法人及び各種団体が主催するセミナーへの参加や積極的な情報収集を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,312,260	1,243,232
売掛金	184,334	66,155
商品	—	46,029
前払費用	3,180	3,505
未収消費税等	8,606	—
その他	3,253	3,440
流動資産合計	1,511,635	1,362,362
固定資産		
有形固定資産		
建物	8,654	8,654
工具、器具及び備品	※2 14,474	※2 15,771
減価償却累計額	※1 △19,318	※1 △20,900
有形固定資産合計	3,810	3,526
投資その他の資産		
投資有価証券	7,530	3,799
その他	27,524	28,638
投資その他の資産合計	35,055	32,438
固定資産合計	38,865	35,964
資産合計	1,550,500	1,398,327

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	80,000	—
未払金	47,224	92,036
未払費用	5,808	5,017
未払法人税等	950	950
前受金	220,000	220,000
預り金	2,712	3,767
未払消費税等	—	3,411
流動負債合計	356,695	325,182
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	171,000	171,000
固定負債合計	171,000	171,000
負債合計	527,695	496,182
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	1,150,476	1,150,476
資本剰余金合計	1,150,476	1,150,476
利益剰余金		
利益準備金	904	904
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△228,575	△349,235
利益剰余金合計	△227,671	△348,331
株主資本合計	1,022,805	902,144
純資産合計	1,022,805	902,144
負債純資産合計	1,550,500	1,398,327

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

当中間会計期間
(2025年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	2,036,930
売掛金	123,428
商品	—
その他	38,640
流動資産合計	2,199,000
固定資産	
有形固定資産	10,665
投資その他の資産	33,917
固定資産合計	44,583
資産合計	2,243,584
負債の部	
流動負債	
未払法人税等	475
前受金	220,000
その他	88,890
流動負債合計	309,365
固定負債	
転換社債型新株予約権付社債	171,000
その他	116
固定負債合計	171,116
負債合計	480,482
純資産の部	
株主資本	
資本金	763,975
資本剰余金	1,814,451
利益剰余金	△815,545
株主資本合計	1,762,880
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	220
評価・換算差額等合計	220
純資産合計	1,763,101
負債純資産合計	2,243,584

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)	当事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)
売上高	※1 318,881	※1 479,403
売上原価		
商品期首棚卸高	—	—
当期商品仕入高	80,350	159,741
合計	80,350	159,741
他勘定振替高	1,130	3,678
商品期末棚卸高	—	46,029
商品売上原価	79,220	110,033
売上総利益	239,661	369,369
販売費及び一般管理費	※2、3 453,224	※2、3 481,903
営業損失(△)	△213,563	△112,534
営業外収益		
受取利息	6	659
補助金収入	770	—
消費税差額	—	99
為替差益	6,581	—
その他	24	10
営業外収益合計	7,382	769
営業外費用		
支払利息	320	160
株式交付費	4,766	—
為替差損	—	4,035
その他	—	18
営業外費用合計	5,087	4,214
経常損失(△)	△211,268	△115,979
特別損失		
投資有価証券評価損	15,452	3,731
特別損失合計	15,452	3,731
税引前当期純損失(△)	△226,721	△119,710
法人税、住民税及び事業税	950	950
法人税等合計	950	950
当期純損失(△)	△227,671	△120,660

【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日)
売上高	230,536
売上原価	90,983
売上総利益	139,553
販売費及び一般管理費	* 384,662
営業損失(△)	△245,109
営業外収益	
受取利息	1,486
為替差益	2,460
その他	0
営業外収益合計	3,947
営業外費用	
株式交付費	225,576
営業外費用合計	225,576
経常損失(△)	△466,738
税引前中間純損失(△)	△466,738
法人税、住民税及び事業税	475
法人税等合計	475
中間純損失(△)	△467,213

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	380,000	300,000	6,766	306,766
当期変動額				
新株の発行	608,400	608,400		608,400
欠損填補			△653,089	△653,089
減資	△888,400	△908,400	1,796,800	888,400
当期純損失(△)				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	△280,000	△300,000	1,143,710	843,710
当期末残高	100,000	—	1,150,476	1,150,476

	株主資本			
	利益準備金	利益剰余金		株主資本合計
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	904	△653,993	△653,089	33,676
当期変動額				
新株の発行				1,216,800
欠損填補		653,089	653,089	—
減資				—
当期純損失(△)		△227,671	△227,671	△227,671
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	425,418	425,418	989,128
当期末残高	904	△228,575	△227,671	1,022,805

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	7,062	7,062	40,739
当期変動額			
新株の発行			1,216,800
欠損填補			—
減資			—
当期純損失(△)			△227,671
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△7,062	△7,062	△7,062
当期変動額合計	△7,062	△7,062	982,065
当期末残高	—	—	1,022,805

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	100,000	1,150,476	1,150,476
当期変動額			
当期純損失(△)			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	100,000	1,150,476	1,150,476

	株主資本			
	利益準備金	利益剰余金		株主資本合計
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	904	△228,575	△227,671	1,022,805
当期変動額				
当期純損失(△)		△120,660	△120,660	△120,660
当期変動額合計	—	△120,660	△120,660	△120,660
当期末残高	904	△349,235	△348,331	902,144

	純資産合計
当期首残高	1,022,805
当期変動額	
当期純損失(△)	△120,660
当期変動額合計	△120,660
当期末残高	902,144

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)	当事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失 (△)	△226,721	△119,710
減価償却費	1,588	1,545
受取利息	△6	△659
支払利息	320	160
為替差損益 (△は益)	△4,761	718
株式交付費	4,766	—
補助金収入	△770	—
投資有価証券評価損益 (△は益)	15,452	3,731
売上債権の増減額 (△は増加)	△162,315	118,179
棚卸資産の増減額 (△は増加)	—	△46,029
前受金の増減額 (△は減少)	220,000	—
未払金の増減額 (△は減少)	7,494	44,812
未払消費税等の増減額 (△は減少)	—	3,411
未収消費税等の増減額 (△は増加)	14,071	8,606
その他	△2,029	△132
小計	△132,909	14,633
利息の受取額	6	659
利息の支払額	△293	△187
補助金の受取額	770	—
法人税等の支払額	△290	△950
営業活動によるキャッシュ・フロー	△132,716	14,154
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△1,520	△1,261
差入保証金の差入による支出	△855	—
保険積立金の積立による支出	△1,203	△1,203
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,579	△2,465
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	—	△80,000
株式の発行による収入	1,212,033	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,212,033	△80,000
現金及び現金同等物に係る換算差額	4,761	△718
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,080,498	△69,028
現金及び現金同等物の期首残高	231,762	1,312,260
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1,312,260	※ 1,243,232

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純損失 (△)	△466,738
減価償却費	1,054
受取利息	△1,486
株式交付費	225,576
為替差損益 (△は益)	369
売上債権の増減額 (△は増加)	△57,273
棚卸資産の増減額 (△は増加)	46,029
未払金の増減額 (△は減少)	△14,433
未消費税等の増減額 (△は増加)	△32,587
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△3,411
その他	2,282
小計	△300,618
利息の受取額	1,486
法人税等の支払額	△950
営業活動によるキャッシュ・フロー	△300,081
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△7,035
保険積立金の積立による支出	△1,186
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,222
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	1,102,373
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,102,373
現金及び現金同等物に係る換算差額	△369
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	793,698
現金及び現金同等物の期首残高	1,243,232
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 2,036,930

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～18年

工具、器具及び備品 4～15年

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

7. 収益及び費用の計上基準

当社は、医薬品開発事業、医薬品販売事業及びコンサルティング事業により収益を得ており、移転を約束した財又はサービスに対する支配を顧客が獲得した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、当社が認識した収益に係る対価は、通常、履行義務の充足から1年以内に受領しており、顧客との契約に重大な金融要素は含まれておりません。

① 医薬品開発事業

医薬品開発事業に係る収益は、当社の開発品または製品に係る契約金による収入(契約一時金、マイルストーン及び売上高ベースの収益分配金に係る収入)を収益として認識しております。

契約一時金に係る収入は、販売権等を付与した時点で、当社の履行義務が充足されると判断した場合、当該時点で収益として認識しております。一方、当社の履行義務が一定期間にわたり充足される場合には、当該対価を契約負債として計上し、個々の契約ごとに決定した履行義務の充足に関する進捗度の測定方法に従い、契約一時金による収入を予想される一定期間にわたって収益として認識しております。

マイルストーンに係る収入は、契約上定められたマイルストーンが達成された時点で収益として認識しております。

売上高ベースの収益分配金に係る収入は、主に共同開発契約による収益分配であり、契約先が対象商品を取引先に出荷することで収益分配を受ける権利を有することから、当該対象商品の出荷時点で収益として認識しております。

② 医薬品販売事業

医薬品販売事業に係る収益は、商品又は製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、当社の履行義務が充足されると判断していることから、当該商品又は製品の引渡時点で収益を認識しております。

③ コンサルティング事業

コンサルティング事業に係る収益(成功報酬以外)は、主に契約期間にわたりサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断していることから、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。コンサルティング事業で発生する成功報酬については、契約上で定められた成功報酬の発生条件が達成された時点にて収益を認識しております。

8. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～18年

工具、器具及び備品 4～15年

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

7. 収益及び費用の計上基準

当社は、医薬品開発事業、医薬品販売事業及びコンサルティング事業により収益を得ており、移転を約束した財又はサービスに対する支配を顧客が獲得した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、当社が認識した収益に係る対価は、通常、履行義務の充足から1年以内に受領しており、顧客との契約に重大な金融要素は含まれておりません。

① 医薬品開発事業

医薬品開発事業に係る収益は、当社の開発品または製品に係る契約金による収入(契約一時金、マイルストーン及び売上高ベースの収益分配金に係る収入)を収益として認識しております。

契約一時金に係る収入は、販売権等を付与した時点で、当社の履行義務が充足されると判断した場合、当該時点で収益として認識しております。一方、当社の履行義務が一定期間にわたり充足される場合には、当該対価を契約負債として計上し、個々の契約ごとに決定した履行義務の充足に関する進捗度の測定方法に従い、契約一時金による収入を予想される一定期間にわたって収益として認識しております。

マイルストーンに係る収入は、契約上定められたマイルストーンが達成された時点で収益として認識しております。

売上高ベースの収益分配金に係る収入は、主に共同開発契約による収益分配であり、契約先が対象商品を取引先に出荷することで収益分配を受ける権利を有することから、当該対象商品の出荷時点で収益として認識しております。

② 医薬品販売事業

医薬品販売事業に係る収益は、商品又は製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、当社の履行義務が充足されると判断していることから、当該商品又は製品の引渡時点で収益を認識しております。

③ コンサルティング事業

コンサルティング事業に係る収益(成功報酬以外)は、主に契約期間にわたりサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断していることから、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。コンサルティング事業で発生する成功報酬については、契約上で定められた成功報酬の発生条件が達成された時点にて収益を認識しております。

8. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当事業年度の期首から適用しております。

なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)等

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表へ与える影響額については、現時点で評価中でありませ

(貸借対照表関係)

※1 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

※2 国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
工具、器具及び備品	312千円	312千円

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係)1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係)1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
減価償却費	1,588千円	1,545千円
給料手当	62,517 "	77,870 "
研究開発費	281,532 "	285,664 "
おおよその割合		
販売費	11%	14%
一般管理費	89%	86%

※3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	281,532千円	285,664千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	7,663	3,042	—	10,705

(変動事由の概要)

普通株式の増加3,042株は、第三者割当による新株発行による増加であります。

2. 自己株式の種類及び総数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	10,705	—	—	10,705

(注) 当社は2025年4月1日付で株式1株につき500株の株式分割を行っておりますが、上記の事項は、当該株式分割前の株式数を基準としております。

2. 自己株式の種類及び総数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
現金及び預金勘定	1,312,260 千円	1,243,232千円
現金及び現金同等物	1,312,260 千円	1,243,232千円

(金融商品関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用については短期的な預金に限定し、また資金調達については第三者割当等による増資、金融機関からの借入及び社債の発行により行っております。デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券である株式は、業務上の関係を有する企業の上場・非上場株式であり、市場価格の変動リスク又は発行会社の業績の変動リスクに晒されております。また、営業債権及び投資有価証券の一部には、外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金は1年以内の支払期日であります。借入金の用途は運転資金であります。営業債務及び借入金は流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社は、信用リスクに関して当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を定期的に行うことにより、リスクの低減を図っております。

② 市場リスクの管理

当社は、市場リスクに関して定期的に時価や発行会社の財務状況等を把握することにより管理を行っております。また、為替の変動リスクに関しては定期的に為替相場等を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、資金調達に係る流動性リスクに関して、月次で資金繰計画を作成・更新などの方法により管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」、「売掛金」、「未収消費税等」、「未払金」、「未払法人税等」、「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 投資有価証券 その他有価証券(※1)	4,269	4,269	—
資産計	4,269	4,269	—
(1) 1年内返済予定の長期借入金	80,000	79,960	△40
(2) 転換社債型新株予約権付社債	171,000	171,000	—
負債計	251,000	250,960	△40

(※1) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	当事業年度(千円)
非上場株式	3,261

(注1) 金銭債権の決済日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
現金及び預金	1,312,260	—	—
売掛金	184,334	—	—
未収消費税等	8,606	—	—
合計	1,505,201	—	—

(注2) 社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
1年内返済予定の長期借入金	80,000	—	—	—	—	—
転換社債型新株予約権付社債	—	—	171,000	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	4,269	—	—	4,269
資産計	4,269	—	—	4,269

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
1年内返済予定の長期借入金	—	79,960	—	79,960
転換社債型新株予約権付社債	—	171,000	—	171,000
負債計	—	250,960	—	250,960

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、新規に同様の借入をした場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債の時価は、元利金の合計額と、新規に同様の社債を発行した場合に想定される利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用については短期的な預金に限定し、また資金調達については第三者割当等による増資、金融機関からの借入及び社債の発行により行っております。デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券である株式は、業務上の関係を有する企業の上場・非上場株式であり、市場価格の変動リスク又は発行会社の業績の変動リスクに晒されております。また、営業債権及び投資有価証券の一部には、外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金は1年以内の支払期日であります。借入金及び社債の使途は運転資金であります。営業債務及び借入金は流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社は、信用リスクに関して当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を定期的に行うことにより、リスクの低減を図っております。

② 市場リスクの管理

当社は、市場リスクに関して定期的に時価や発行会社の財務状況等を把握することにより管理を行っております。また、為替の変動リスクに関しては定期的に為替相場等を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、資金調達に係る流動性リスクに関して、月次で資金繰計画を作成・更新するなどの方法により管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」、「売掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「預り金」、「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)投資有価証券 その他有価証券(※1)	538	538	—
資産計	538	538	—
(1)転換社債型新株予約権付社債	171,000	171,000	—
負債計	171,000	171,000	—

(※1) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	当事業年度(千円)
非上場株式	3,261

(注1) 金銭債権の決済日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
現金及び預金	1,243,232	—	—
売掛金	66,155	—	—
合計	1,309,387	—	—

(注2) 社債の決算日後の返済予定額については、附属明細表「社債明細表」をご参照ください。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	538	—	—	538
資産計	538	—	—	538

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
転換社債型新株予約権付社債	—	171,000	—	171,000
負債計	—	171,000	—	171,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債の時価は、元利金の合計額と、新規に同様の社債を発行した場合に想定される利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前事業年度(2024年3月31日)

1. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	4,269	4,269	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	4,269	4,269	—
合計		4,269	4,269	—

(注) 1. 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

2. 非上場株式(貸借対照表価額3,261千円)については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、その他有価証券について15,452千円(株式15,452千円)の減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

当事業年度(2025年3月31日)

1. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	538	538	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	538	538	—
合計		538	538	—

(注) 1. 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

2. 非上場株式(貸借対照表価額3,261千円)については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、その他有価証券について3,731千円(株式3,731千円)の減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第5回新株予約権
決議年月日	2013年6月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 200株
付与日	2013年9月25日
権利確定条件	付与日から権利確定日(2015年9月6日)まで継続して勤務していること
対象勤務期間	2013年9月25日～2015年9月6日
権利行使期間	自 2015年9月7日 至 2023年6月24日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2024年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第5回新株予約権
決議年月日	2013年6月24日
権利確定前 (株)	
前事業年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後 (株)	—
前事業年度末	190
権利確定	—
権利行使	—
失効	190
未行使残	—

② 単価情報

		第5回新株予約権
権利行使価格	(円)	250,000
行使時平均株価	(円)	—
付与日における公正な評価単価	(円)	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与日時点において、当社は株式を証券取引所に上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価を、単位当たりの本源的価値により算定しております。

なお、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、DCF法により算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	—千円
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	—千円

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

		第7回新株予約権
決議年月日		2024年3月26日
付与対象者の区分及び人数		当社取締役 2名 当社従業員 10名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)		普通株式 350,000株
付与日		2024年5月27日
権利確定条件		「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間		対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間		自 2024年5月28日 至 2033年6月28日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2025年2月27日の取締役会決議により、2025年4月1日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2025年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。なお、2025年2月27日の取締役会決議により、2025年4月1日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数並びに権利行使価格へ換算し記載しております。

① ストック・オプションの数

	第7回新株予約権
決議年月日	2024年3月26日
権利確定前 (株)	
前事業年度末	—
付与	350,000
失効	—
権利確定	350,000
未確定残	—
権利確定後 (株)	
前事業年度末	—
権利確定	350,000
権利行使	—
失効	—
未行使残	350,000

② 単価情報

	第7回新株予約権
権利行使価格 (円)	800
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与日時点において、当社は株式を証券取引所に上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価を、単位当たりの本源的価値により算定しております。

なお、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、DCF法により算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	35,000千円
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	—千円

(税効果会計関係)

前事業年度(2024年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金(注) 2	322,774千円
敷金保証金償却	1,446 "
減価償却超過額	332 "
その他	1,289 "
繰延税金資産小計	325,842千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注) 2	△322,774 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△3,067 "
評価性引当額小計(注) 1	△325,842千円
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金負債合計	－千円
繰延税金資産純額	－千円

(注) 1 評価性引当額が75,735千円増加しております。主な理由は当年度課税所得が欠損となったことで繰越欠損金に係る評価性引当額が75,668千円増加となったことによります。

(注) 2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(※)	19,597	890	－	1,622	11,524	289,139	322,774
評価性引当額	△19,597	△890	－	△1,622	△11,524	△289,139	△322,774
繰延税金資産	－	－	－	－	－	－	－

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

当事業年度(2025年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金(注) 2	344,556千円
敷金保証金償却	1,477 "
減価償却超過額	214 "
その他	1,404 "
繰延税金資産小計	347,652千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注) 2	△344,556 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△3,096 "
評価性引当額小計(注) 1	△347,652千円
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金負債合計	－千円
繰延税金資産純額	－千円

(注) 1 評価性引当額が21,810千円増加しております。主な理由は当年度課税所得が欠損となったことで繰越欠損金に係る評価性引当額が21,781千円増加となったことによります。

(注) 2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(※)	890	－	1,622	11,524	5,666	324,852	344,556
評価性引当額	△890	－	△1,622	△11,524	△5,666	△324,852	△344,556
繰延税金資産	－	－	－	－	－	－	－

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の事業は、医薬品事業のみの単一セグメントであり、主要な財又はサービスの種類別に分解した収益は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
医薬品開発事業	139,319
医薬品販売事業	174,858
コンサルティング事業	4,703
顧客との契約から生じる収益	318,881
その他の収益	—
外部顧客への売上高	318,881

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「注記事項 (重要な会計方針) 7. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

顧客との契約から生じた債権(期首残高)	22,018
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	184,334
契約負債(期首残高)	—
契約負債(期末残高)	220,000

契約負債は契約一時金収入における顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当事業年度末で未充足(又は部分的に未充足)の履行義務は、当事業年度末において220,000千円であります。当該履行義務は販売基本契約に関するものであり、期日後概ね5年以内に収益として認識されると見込んでおります。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の事業は、医薬品事業のみの単一セグメントであり、主要な財又はサービスの種類別に分解した収益は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
医薬品開発事業	251,533
医薬品販売事業	219,403
コンサルティング事業	8,466
顧客との契約から生じる収益	479,403
その他の収益	—
外部顧客への売上高	479,403

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「注記事項 (重要な会計方針) 7. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

顧客との契約から生じた債権(期首残高)	184,334
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	66,155
契約負債(期首残高)	220,000
契約負債(期末残高)	220,000

契約負債は契約一時金収入における顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当事業年度末で未充足(又は部分的に未充足)の履行義務は、当事業年度末において220,000千円であります。当該履行義務は販売基本契約に関するものであり、期日後概ね4年以内に収益として認識されると見込んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当社は、医薬品事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当社は、医薬品事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	医薬品開発事業	医薬品販売事業	コンサルティング事業	合計
外部顧客への売上高	139,319	174,858	4,703	318,881

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	欧州	合計
276,118	42,763	318,881

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社サノ	174,858
帝國製薬株式会社	100,000
bene pharmaChem GmbH & Co. KG	39,319

(注) 当社は医薬品事業の単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	医薬品開発事業	医薬品販売事業	コンサルティング事業	合計
外部顧客への売上高	251,533	219,403	8,466	479,403

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	欧州	合計
420,860	58,542	479,403

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社サノ	219,403
帝國製薬株式会社	200,000
bene pharmaChem GmbH & Co. KG	51,533

(注) 当社は医薬品事業の単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
主要株主	株式会社サノ (注1)	秋田県 秋田市	40,000	検査診断薬・分析機器類の卸販売、工業用薬品類の販売、研究用試薬・器材の販売	(被所有)直接10.73	商品の販売	医薬品の販売(注3)	85,766	売掛金	46,074
							第三者割当増資の引受(注4)	20,000	—	—
主要株主	帝國製薬株式会社 (注2)	香川県 東かがわ市	100,000	医薬品の製造・販売業	(被所有)直接11.68	販売基本契約の締結	販売権の譲渡(注5)	200,000	前受金	220,000
							マイルストーンの達成(注5)	100,000	売掛金	110,000

- (注) 1. 株式会社サノは主要株主でありましたが、2023年10月2日に第三者割当増資により新株式を発行した結果、関連当事者ではなくなりました。取引金額は関連当事者であった期間の金額を、議決権等の所有(被所有)割合及び期末残高は2023年10月1日時点の数値及び金額をそれぞれ記載しております。
2. 帝國製薬株式会社は2023年11月30日付の第三者割当増資により関連当事者となりました。
3. 医薬品の販売につきましては、厚生労働省が定めた薬価を基準とし、交渉の上決定しております。
4. 株式の発行価格は、DCF法により算出した価格を基礎として決定しております。
5. 販売権の譲渡及びマイルストーンの達成につきましては、当社の算定した対価に基づき複数社と交渉の上、決定しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
主要株主	帝國製薬株式会社	香川県 東かがわ市	100,000	医薬品の製造・販売業	(被所有)直接11.68	販売基本契約の締結	販売権の譲渡(注)	—	前受金	220,000
							マイルストーンの達成(注)	200,000	—	—

- (注) 販売権の譲渡及びマイルストーンの達成につきましては、当社の算定した対価に基づき複数社と交渉の上、決定しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	191.09円	168.55円
1株当たり当期純損失(△)	△51.35円	△22.54円

- (注) 1. 2025年4月1日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
3. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純損失(△)(千円)	△227,671	△120,660
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純損失(△)(千円)	△227,671	△120,660
普通株式の期中平均株式数(株)	4,433,858	5,352,500
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	<p>2021年11月2日臨時株主総会決議の第2回無担保転換社債型新株予約権付社債普通株式 285,000株</p> <p>これらの新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>	<p>2021年11月2日臨時株主総会決議の第2回無担保転換社債型新株予約権付社債普通株式 285,000株</p> <p>2024年3月26日取締役会決議の第7回新株予約権普通株式 350,000株</p> <p>これらの新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 株式分割

当社は、2025年2月27日開催の取締役会決議に基づき、2025年4月1日付で株式分割を行っております。

(1) 株式分割の目的

投資家の利便性の向上ひいては当社株式の流動性向上を目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 株式分割の方法

2025年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を1株につき500株の割合をもって分割いたしました。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	普通株式	10,705株
株式分割により増加する株式数	普通株式	5,341,795株
株式分割後の発行済株式総数	普通株式	5,352,500株
株式分割後の発行可能株式総数		15,000,000株

(3) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響は、(1株当たり情報)に反映されております。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

会社法第466条の規定に基づき2025年2月27日の臨時株主総会での決議を経て、2025年4月1日をもって当社の定款第6条の発行可能株式総数を変更しております。

(2) 変更の内容

変更の内容は、以下の通りです。

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、3万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、1,500万株とする。

3. 第三者割当による新株式の発行

(1) A種種類株式

2025年5月29日開催の取締役会決議において、次のとおり新株式の発行を決議し、2025年6月13日に払込が完了いたしました。

① 募集方法	: 第三者割当
② 発行する株式の種類及び数	: A種種類株式 1,442,200株
③ 割当価格	: 1株につき 900円
④ 資本組入額	: 1株につき 450円
⑤ 割当価格の総額	: 1,297,980,000円
⑥ 資本組入額の総額	: 648,990,000円
⑦ 払込期日	: 2025年6月13日
⑧ 割当先	: 法人18社、個人111名
⑨ 資金使途	: 研究開発の促進

(2) 普通株式

2025年6月13日開催の取締役会決議において、次のとおり新株式の発行を決議し、2025年6月20日に払込が完了いたしました。

- | | |
|----------------|----------------|
| ① 募集方法 | : 第三者割当 |
| ② 発行する株式の種類及び数 | : 普通株式 33,300株 |
| ③ 割当価格 | : 1株につき 900円 |
| ④ 資本組入額 | : 1株につき 450円 |
| ⑤ 割当価格の総額 | : 29,970,000円 |
| ⑥ 資本組入額の総額 | : 14,985,000円 |
| ⑦ 払込期日 | : 2025年6月20日 |
| ⑧ 割当先 | : 法人1社、個人1名 |
| ⑨ 資金使途 | : 研究開発の促進 |

4. 資本金及び資本準備金の額の減少

当社は、2025年11月4日開催の臨時株主総会での決議を経て、2025年12月6日を効力発生日として資本金及び資本準備金の額を減少しております。

(1) 減資の目的

資本政策の柔軟性・機動性の確保を図るため、会社法第447条第1項および同法第448条第1項の規定に基づき、本減資を行いました。

(2) 資本金の額の減少の要領

① 減少する資本金の額

当社の資本金の額763,975千円のうち663,975千円を減少し、100,000千円とします。

② 資本金の額の減少の方法

減少する資本金の全額を其他資本剰余金に振り替えました。

(3) 資本準備金の額の減少の要領

① 減少する資本準備金の額

当社の資本準備金の額663,975千円の全額を減少します。

② 資本準備金の額の減少の方法

減少する資本準備金の全額を其他資本剰余金に振り替えました。

5. A種種類株式の取得および消却

当社は、2025年12月12日開催の取締役会決議に基づき、2026年1月13日付ですべてのA種種類株式を自己株式として取得して、対価としてA種種類株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種種類株式のすべてを2026年1月13日付で消却しております。

(1) 取得及び消却した株式数

A種種類株式 1,442,200株

(2) 交換により交付した普通株式数 1,442,200株

(3) 交換後の発行済普通株式数 6,828,000株

【注記事項】

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
給料手当	48,075千円
研究開発費	261,316千円

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
現金及び預金	2,036,930千円
現金及び現金同等物	2,036,930千円

(株主資本等関係)

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

当中間会計期間において、第三者割当増資の払込みを受けました。この結果、資本金及び資本剰余金が、それぞれ663,975千円増加し、当中間会計期間において資本金が763,975千円、資本剰余金が1,814,451千円となっております。

なお、当社の新株発行に係る概要は次のとおりであります。

発行株	発行数	増加した資本金及び資本剰余金	払込期日
A種種類株式	1,442,200株	資本金 648,990千円(1株につき450円)	2025年6月13日
		資本剰余金 648,990千円(1株につき450円)	
普通株式	33,300株	資本金 14,985千円(1株につき450円)	2025年6月20日
		資本剰余金 14,985千円(1株につき450円)	

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、医薬品事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位:千円)

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
医薬品販売事業	180,841
医薬品開発事業	46,584
コンサルティング	3,110
顧客との契約から生じる収益	230,536
外部顧客への売上高	230,536

(1株当たり情報)

1株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1株当たり中間純損失(△)	△74円90銭
(算定上の基礎)	
中間純損失(△)(千円)	△467,213
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純損失(△)(千円)	△467,213
普通株式の期中平均株式数(株)	6,238,139
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

1. 資本金及び資本準備金の額の減少

当社は、2025年11月4日開催の臨時株主総会での決議を経て、2025年12月6日を効力発生日として資本金及び資本準備金の額を減少しております。

(1) 減資の目的

資本政策の柔軟性・機動性の確保を図るため、会社法第447条第1項および同法第448条第1項の規定に基づき、本減資を行いました。

(2) 資本金の額の減少の要領

① 減少する資本金の額

当社の資本金の額763,975千円のうち663,975千円を減少し、100,000千円とします。

② 資本金の額の減少の方法

減少する資本金の全額をその他資本剰余金に振り替えました。

(3) 資本準備金の額の減少の要領

① 減少する資本準備金の額

当社の資本準備金の額663,975千円の全額を減少します。

② 資本準備金の額の減少の方法

減少する資本準備金の全額をその他資本剰余金に振り替えました。

2. A種種類株式の取得および消却

当社は、2025年12月12日開催の取締役会決議に基づき、2026年1月13日にA種種類株式を当社が全部取得し、これに代えて普通株式に転換比率1：1の割合で強制転換いたしました。なお、取得したA種種類株式は2026年1月13日に消却いたしました。

(1) 取得及び消却した株式数

A種種類株式	1,442,200株
--------	------------

(2) 交換により交付した普通株式数 1,442,200株

(3) 交換後の発行済普通株式数 6,828,000株

⑤ 【附属明細表】(2025年3月31日現在)

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規程により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	8,654	—	—	8,654	7,711	91	943
工具、器具及び備品	14,474	1,297	—	15,771	13,189	1,454	2,582
有形固定資産計	23,128	1,297	—	24,426	20,900	1,545	3,526

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

工具、器具及び備品 社員用パーソナルコンピュータ 1,261千円

2. 「当期末減価償却累計額又は償却累計額」には、減損損失累計額が含まれております。

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第2回無担保転換社債型 新株予約権付社債	2021年 11月9日	171,000	171,000	0.0	無担保社債	2026年 11月10日
合計	—	171,000	171,000	—	—	—

(注) 1. 転換社債型新株予約権付社債の内容

発行すべき 株式の内容	新株予約権の 発行価額	株式の 発行価格 (円)	発行価額の 総額 (千円)	新株予約権の行 使により発行し た株式の発行価 額の総額 (千円)	新株予約権 の付与割合 (%)	新株予約権 の行使期間	代用払込みに 関する事項
普通株式	無償	300,000	171,000	—	100	自 2021年 11月10日 至 2026年 11月9日	(注)

(注) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容は、当該新株予約権に係る本社債を出資するものとしております。

(注) 2. 決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
—	171,000	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	80,000	—	0.40	2024年9月30日
合計	80,000	—	—	—

(注) 「平均利率」については、借入金等の期中残高に対する加重平均利率を記載しております。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法を行っているため、該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(2025年3月31日現在)

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
当座預金	19,273
普通預金	1,199,802
外貨普通預金	24,156
合計	1,243,232

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社サノ	38,761
bene pharmaChem GmbH & Co. KG	26,387
Transpharmation	946
その他	59
合計	66,155

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
184,334	525,531	643,710	66,155	90.7	87.0

③ 商品

区分	金額(千円)
商品	
医薬品	46,029
合計	46,029

④ 未払金
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社富士薬品	36,418
株式会社エスアールデイ	27,520
株式会社ベルシステム24	8,996
町田市民病院	4,107
株式会社アイロムIR	2,227
その他	12,767
合計	92,036

⑤ 前受金
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
帝國製薬株式会社	220,000
合計	220,000

(3) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

2026年2月13日開催の取締役会において承認された第28期第3四半期会計期間(2025年10月1日から2025年12月31日まで)及び第28期第3四半期累計期間(2025年4月1日から2025年12月31日まで)に係る四半期財務諸表は次のとおりであります。

当社は第28期第3四半期会計期間(2025年10月1日から2025年12月31日まで)及び第28期第3四半期累計期間(2025年4月1日から2025年12月31日まで)に係る四半期財務諸表について、RSM清和監査法人の期中レビューを受けております。

(1) 四半期貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,243,232	1,799,415
売掛金	66,155	179,559
商品	46,029	68,132
その他	6,946	57,278
流動資産合計	1,362,362	2,104,385
固定資産		
有形固定資産	3,526	13,537
投資その他の資産	32,438	42,721
固定資産合計	35,964	56,259
資産合計	1,398,327	2,160,644

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	—	68,159
未払法人税等	950	712
前受金	220,000	220,000
1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	—	171,000
その他	104,232	185,532
流動負債合計	325,182	645,403
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	171,000	—
その他	—	41
固定負債合計	171,000	41
負債合計	496,182	645,445
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	1,150,476	2,478,426
利益剰余金	△348,331	△1,063,307
株主資本合計	902,144	1,515,119
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	—	79
評価・換算差額等合計	—	79
純資産合計	902,144	1,515,198
負債純資産合計	1,398,327	2,160,644

(2) 四半期損益計算書
第3四半期累計期間

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年12月31日)
売上高	321,139
売上原価	136,455
売上総利益	184,683
販売費及び一般管理費	681,452
営業損失(△)	△496,768
営業外収益	
受取利息	1,486
為替差益	8,595
その他	0
営業外収益合計	10,082
営業外費用	
株式交付費	225,576
その他	2,000
営業外費用合計	227,576
経常損失(△)	△714,262
税引前四半期純損失(△)	△714,262
法人税、住民税及び事業税	712
法人税等合計	712
四半期純損失(△)	△714,975

(3) 四半期財務諸表に関する注記事項

(セグメント情報等の注記)

当社は、医薬品事業のみの単一セグメントであるため、記載は省略しております。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

当社は、2025年5月29日付の取締役会決議に基づき、2025年6月13日および20日に第三者割当増資を行い、資本金および資本準備金がそれぞれ663,975千円増加いたしました。

また、2025年11月14日開催の臨時時株主総会決議に基づき、2025年12月6日付で減資の効力が発生し、資本金が663,975千円減少、資本剰余金が663,975千円増加しております。

これらの結果等により、当第3四半期会計期間末において資本金が100,000千円、資本剰余金が2,478,426千円となっております。

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年12月31日)
減価償却費	1,915千円

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から3月31日
定時株主総会	毎年6月
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式	100株
株式の名義書換え(注1)	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 本店、全国各支店及び営業所
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 本店、全国各支店及び営業所(注1)
買取手数料	無料(注2)
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL https://www.reqmed.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款で定めています。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式① (注) 6	株式② (注) 6	株式③ (注) 6	新株予約権 (注) 5、6
発行年月日	2023年8月25日	2023年10月2日	2023年11月30日	2024年5月27日
種類	普通株式	普通株式	普通株式	第7回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	40,000株	500,000株	981,000株	普通株式 350,000株 (注) 7
発行価格	1株につき800円 (注) 4	1株につき800円 (注) 4	1株につき800円 (注) 4	1株につき800円 (注) 4
資本組入額	1株につき400円	1株につき400円	1株につき400円	1株につき400円
発行価額の総額	32,000,000円	400,000,000円	784,800,000円	280,000,000円 (注) 7
資本組入額の総額	16,000,000円	200,000,000円	392,400,000円	140,000,000円 (注) 7
発行方法	有償第三者割当	有償第三者割当	有償第三者割当	2023年6月28日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—	—	(注) 3

項目	株式④	株式⑤
発行年月日	2025年6月13日	2025年6月20日
種類	A種種類株式	普通株式
発行数	1,442,200株	33,300株
発行価格	1株につき900円 (注) 4	1株につき900円 (注) 4
資本組入額	1株につき450円	1株につき450円
発行価額の総額	1,297,980,000円	29,970,000円
資本組入額の総額	648,990,000円	14,985,000円
発行方法	有償第三者割当	有償第三者割当
保有期間等に関する確約	(注) 2	(注) 2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第268条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

- (2) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (4) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2025年3月31日であります。
2. 同施行規則第268条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以降6ヶ月を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以降1年を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以降1年を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
3. 同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
4. 株式の発行価格及び行使に際して払込みをなすべき金額は、DCF法により算出した価格を基礎として決定しております。
5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下の通りであります。

	新株予約権
行使時の払込金額	1株につき800円
行使期間	2024年5月28日から2033年6月28日まで
行使の条件	<p>(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において下記①②のいずれの地位にあることを要する。ただし、取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。</p> <p>① 当社及び当社子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)又は従業員たる地位。</p> <p>② 当社の取締役会において社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー・コンサルタント等当社又は当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。</p> <p>(2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。ただし、取締役会において、当該相続人による本新株予約権の継続所有及び権利行使を特に認めた場合は、この限りではない。</p> <p>(3) その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「株式会社レクメド 第7回新株予約権割当契約」に定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入れその他の一切の処分をすることができないものとする。

6. 2025年2月27日の取締役会決議により、2025年4月1日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っており、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割後の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。
7. 新株予約権割当契約締結後の退職(従業員2名)による権利の喪失により、発行数は345,000株、発行価額の総額は276,000,000円、資本組入額の総額は138,000,000円となっております。

2 【取得者の概況】

株式①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職 業及び事業 の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社 との関係
株式会社サノ 代表取締役 佐野 宗孝 資本金 40百万円	秋田県秋田市御町3-4-2	医薬品販売	25,000	20,000,000 (800)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
松本 正	東京都町田市	会社役員	7,500	6,000,000 (800)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の代表取締役 社長)
岩崎 俊男	—	会社役員	7,500	6,000,000 (800)	特別利害関係者等 (当社の取締役)

(注) 2025年2月27日の取締役会決議により、2025年4月1日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っており、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

株式②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職 業及び事業 の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社 との関係
王子ホールディングス 株式会社 代表取締役社長 磯野 裕之 資本金 103,880百万円	東京都中央区 銀座4-7-5	持株会社 (製紙)	375,000	300,000,000 (800)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
株式会社エスアールディ ホールディングス 代表取締役 鈴木 高明 資本金 74百万円	東京都中央区 八丁堀3-4-8	持株会社 (医薬品開 発業務受 託)	125,000	100,000,000 (800)	—

(注) 2025年2月27日の取締役会決議により、2025年4月1日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っており、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

株式③

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職 業及び事業 の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社 との関係
帝國製薬株式会社 代表取締役社長 藤岡 実佐子 資本金 100百万円	香川県東かがわ市三本 松567	医薬品製 造・販売	625,000	500,000,000 (800)	— (注) 2
Yokohama Next投資事業有 限責任組合 無限責任組合員 横浜キャ ピタル株式会社 代表取締役社長 田邊 俊治 資本金 300百万円	神奈川県横浜市西区み なとみらい3-1-1	投資事業組 合	250,000	200,000,000 (800)	—
OCP1号投資事業有限責任 組合 無限責任組合員 岡三キ ャピタルパートナーズ株 式会社(現 SBI岡三オル タナティブ・インベスト メント株式会社) 代表取締役会長 森 英世 代表取締役社長 塩川 克史 資本金 100百万円	東京都中央区日本橋室 町2-2-1 室町東三 井ビルディング14階 (注) 3	投資事業組 合	106,000	84,800,000 (800)	—

- (注) 1 2025年2月27日の取締役会決議により、2025年4月1日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っており、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。
- 2 当該第三者割当増資により特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。
- 3 本書提出日現在において、東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン21階に住所を変更しております。

新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職 業及び事業 の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社 との関係
松本 正	東京都町田市	会社役員	162,500	130,000,000 (800)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の代表取締役社長)
齊藤 涼子	—	会社役員	100,000	80,000,000 (800)	特別利害関係者等 (当社の取締役)

- (注) 1 2025年2月27日の取締役会決議により、2025年4月1日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っており、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。
- 2 上記の他、当社の従業員8名が新株予約権の取得者であり、総数82,500株が割り当てられております。なお、退職等により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

株式 ④

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
江波戸 英明	茨城県日立市	会社役員	35,000	31,500,000 (900)	—
高尾 健司	東京都小平市	会社役員	33,300	29,970,000 (900)	—
西谷 茂樹	千葉県市川市	会社役員	23,000	20,700,000 (900)	—
宮崎 伸也	東京都町田市	個人事業主	22,300	20,070,000 (900)	—
高田 喜一郎	東京都練馬区	会社役員	22,200	19,980,000 (900)	—
内田 洋志	神奈川県横須賀市	会社役員	22,000	19,800,000 (900)	—
北川 徹	滋賀県栗東市	会社役員	20,000	18,000,000 (900)	—
高比 康臣	奈良県奈良市	団体役員	20,000	18,000,000 (900)	—
日吉システムズ株式会社 代表取締役 野崎 智士 資本金 1百万円	愛知県名古屋市中区栄 2-4-11-901	システム設計・開発	20,000	18,000,000 (900)	—
馬場 隆博	大阪府吹田市	会社役員	20,000	18,000,000 (900)	—
株式会社柿沼製作所 代表取締役 柿沼 正博 資本金 5百万円	群馬県邑楽郡千代田町 大字下中森314-1	機械部品加工	20,000	18,000,000 (900)	—
セブン&ジェイパートナー 一合同会社 代表社員 大槻 奈那 資本金 3百万円	東京都港区浜松町2-2 -15浜松町ダイヤビル2 F	コンサルティング	20,000	18,000,000 (900)	—
夏原 行平	滋賀県彦根市	会社役員	16,000	14,400,000 (900)	—
西橋 吉雄	滋賀県大津市	個人事業主	15,600	14,040,000 (900)	—
武内 直哉	神奈川県横浜市港北区	税理士	15,000	13,500,000 (900)	—
吉田 卓広	千葉県佐倉市	会社役員	15,000	13,500,000 (900)	—
丹野 裕介	東京都板橋区	会社役員	15,000	13,500,000 (900)	—
株式会社カニエ 代表取締役 蟹江 誠志 資本金 20百万円	広島県福山市南手城町 2-27-31	食品卸売業	15,000	13,500,000 (900)	—
株式会社クロス 代表取締役 広川 勝一 資本金 10百万円	大阪府大阪市北区芝田 2-6-27	不動産業	15,000	13,500,000 (900)	—
口石 倫太郎	福岡県福岡市早良区	医師	13,000	11,700,000 (900)	—
茶谷 信明	東京都渋谷区	会社役員	12,200	10,980,000 (900)	—
草間 福弘	東京都中野区	会社役員	12,000	10,800,000 (900)	—
大井 安治	神奈川県横浜市青葉区	会社役員	12,000	10,800,000 (900)	—
松下 豊士	静岡県浜松市中央区	会社役員	12,000	10,800,000 (900)	—

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
小松 永門	長野県北佐久郡軽井沢町	無職	12,000	10,800,000 (900)	—
蟹江 誠志	広島県福山市	会社役員	12,000	10,800,000 (900)	—
岡 剛史	東京都港区	会社役員	12,000	10,800,000 (900)	—
株式会社蒼江 代表取締役 西尾 伸介 資本金 9.6百万円	大阪府大阪市北区西天満3-3-21	不動産業	12,000	10,800,000 (900)	—
須々田 直幸	北海道札幌市清田区	会社役員	11,200	10,080,000 (900)	—
長田 憲一	東京都町田市	会社役員	11,200	10,080,000 (900)	—
有限会社新札幌サプライ 代表取締役 須々田 直幸 資本金 5百万円	北海道札幌市厚別区厚別中央1条6-2-8	医療機器・医薬品販売	11,200	10,080,000 (900)	—
大浅田 豊	大阪府寝屋川市	税理士	11,200	10,080,000 (900)	—
櫻井 秀之	群馬県桐生市	会社役員	11,200	10,080,000 (900)	—
谷田部 貞夫	茨城県常総市	会社役員	11,200	10,080,000 (900)	—
乾 孝亮	大阪府大阪市東淀川区	会社役員	11,200	10,080,000 (900)	—
株式会社NAGAYOSHI 代表取締役 方 永義 資本金 60百万円	東京都品川区大井1-23-1カクタビル8F	不動産業	11,200	10,080,000 (900)	—
株式会社トーマ精工 代表取締役 小林 正和 資本金 3百万円	群馬県太田市西新町105-17	金属加工	11,200	10,080,000 (900)	—
山西 佑育	広島県福山市	会社役員	11,100	9,990,000 (900)	—
山中 一晃	大阪府大阪市阿倍野区	会社役員	11,100	9,990,000 (900)	—
志賀 聰	東京都町田市	無職	11,100	9,990,000 (900)	—
宮下 貴弘	宮城県仙台市泉区	会社役員	11,100	9,990,000 (900)	—
塚崎 公義	東京都中央区	無職	11,100	9,990,000 (900)	—
岡本 洋介	東京都中央区	会社役員	11,100	9,990,000 (900)	—
石田 雄一	埼玉県久喜市	会社員	11,100	9,990,000 (900)	—
野沢 有二	新潟県新潟市西区	会社役員	11,100	9,990,000 (900)	—
石毛 武志	東京都目黒区	会社役員	11,100	9,990,000 (900)	—
黒澤 明	東京都千代田区	医師	11,100	9,990,000 (900)	—
小橋 雅之	大分県大分市	会社役員	11,100	9,990,000 (900)	—
水越 一郎	東京都渋谷区	会社員	11,100	9,990,000 (900)	—
吉岡 史仁	大阪府大阪市東住吉区	会社役員	11,100	9,990,000 (900)	—
森田 篤	神奈川県横浜市青葉区	会社役員	11,100	9,990,000 (900)	—

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
白井 節	大阪府箕面市	会社役員	11,100	9,990,000 (900)	—
山田 豊久	愛知県名古屋市長久区	会社役員	11,100	9,990,000 (900)	—
株式会社木津川工業所 代表取締役社長 奥井 孝二 資本金 20百万円	大阪府大阪市浪速区久保吉1-3-11	亜鉛鍍金業	11,100	9,990,000 (900)	—
ボイスグループ株式会社 代表取締役 石井 宏樹 資本金 9百万円	東京都豊島区池袋2-57-2	空調設備工事	11,100	9,990,000 (900)	—
大橋 尚幸	京都府向日市	会社役員	11,100	9,990,000 (900)	—
矢口 健一	茨城県つくば市	会社役員	11,100	9,990,000 (900)	—
中川 道昭	兵庫県神戸市中央区	無職	11,100	9,990,000 (900)	—
横山 淳司	東京都江東区	会社役員	11,100	9,990,000 (900)	—
藤原 章博	東京都豊島区	会社役員	11,100	9,990,000 (900)	—
柄目 貴弘	福岡県福岡市中央区	会社役員	11,100	9,990,000 (900)	—
真弓 知博	愛知県名古屋市長久区	会社役員	11,100	9,990,000 (900)	—
岡部 吉治	大阪府大阪市北区	個人事業主	11,100	9,990,000 (900)	—
福浦 裕介	東京都豊島区	団体役員	11,100	9,990,000 (900)	—
荒木 慎二	大分県大分市	会社役員	11,100	9,990,000 (900)	—
瀧澤 泰三	東京都渋谷区	会社役員	11,100	9,990,000 (900)	—
村上 義彦	大分県豊後高田市	会社役員	11,100	9,990,000 (900)	—
吉澤 康成	神奈川県横浜市神奈川区	会社役員	11,100	9,990,000 (900)	—
丸岡 利嗣	大阪府堺市堺区	会社役員	11,100	9,990,000 (900)	—
山口 岳穂	栃木県宇都宮市	税理士	11,100	9,990,000 (900)	—
富樫 翔	埼玉県さいたま市大宮区	会社役員	11,100	9,990,000 (900)	—
太田 全紀	愛知県岡崎市	会社役員	11,100	9,990,000 (900)	—
本田 耕太郎	福岡県福岡市西区	会社員	11,100	9,990,000 (900)	—
前田 義継	大阪府枚方市	会社役員	11,100	9,990,000 (900)	—
湯田 隆	愛知県名古屋市長久区	団体役員	11,100	9,990,000 (900)	—
金子 泰雄	神奈川県横浜市中区	医師	11,100	9,990,000 (900)	—
中西 恵梨	大阪府大阪市阿倍野区	個人事業主	11,100	9,990,000 (900)	—
田辺 勇太	東京都北区	会社員	11,100	9,990,000 (900)	—
小山 直子	兵庫県芦屋市	会社役員	11,100	9,990,000 (900)	—

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
前田 建	東京都渋谷区	会社員	11,100	9,990,000 (900)	—
高木 征太郎	東京都港区	会社役員	11,100	9,990,000 (900)	—
石川 吉則	神奈川県横浜市泉区	会社役員	11,100	9,990,000 (900)	—
松浦 暎子	大阪府大阪市天王寺区	会社役員	11,100	9,990,000 (900)	—
高瀬 正人	宮城県石巻市	会社役員	11,100	9,990,000 (900)	—
角野 弘	大阪府堺市西区	会社役員	11,100	9,990,000 (900)	—
山内 隆嗣	福井県福井市	会社役員	11,100	9,990,000 (900)	—
辻 大輔	兵庫県神戸市西区	会社役員	11,100	9,990,000 (900)	—
竹田 玄哉	東京都港区	会社役員	11,100	9,990,000 (900)	—
稲垣 紀秀	埼玉県さいたま市浦和区	税理士	11,100	9,990,000 (900)	—
杉本 克成	神奈川県小田原市	会社役員	11,100	9,990,000 (900)	—
森 健太郎	神奈川県横浜市神奈川区	会社役員	11,100	9,990,000 (900)	—
藤本 祐子	兵庫県神戸市西区	会社役員	11,100	9,990,000 (900)	—
株式会社リップル・マーク 代表取締役 森 雅也 資本金 4.25百万円	神奈川県横浜市戸塚区 品濃町535-2 中央街区D 棟2606号	ITコンサルティング	11,100	9,990,000 (900)	—
株式会社アシスト 代表取締役会長 斎藤 広巳 代表取締役社長 倉持 浩之 資本金 10百万円	茨城県常総市水海道諏訪町3218-1	保険関連事業、レンタカー	11,100	9,990,000 (900)	—
株式会社ハイ・コンセプト 代表取締役 渋谷 朋美 資本金 10百万円	東京都大田区田園調布 3-41-2	化粧品・美容器具の輸出入	11,100	9,990,000 (900)	—
Sanyoホールディングス株式会社 代表取締役社長 岡田 充弘 資本金 9百万円	大阪府大阪市北区大深町5-54 グラングリーン大阪 パークタワー 8階	金属屑売買、解体工事	11,100	9,990,000 (900)	—
有限会社グローバルペーパーメント 代表取締役 岩澤 宏充 資本金 3百万円	静岡県菊川市倉沢1664-2	舗装工事	11,100	9,990,000 (900)	—
松岡 弘典	兵庫県神戸市東灘区	会社役員	7,000	6,300,000 (900)	—
萩生田観光株式会社 代表取締役 萩生田 俊一 資本金 98百万円	東京都八王子市堀之内 3-29-20	不動産業	6,000	5,400,000 (900)	—
星 慎仁	沖縄県那覇市	個人事業主	6,000	5,400,000 (900)	—
吉山 正治	神奈川県横浜市南区	会社員	6,000	5,400,000 (900)	—

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
玉山 昌徳	愛知県名古屋市中白区	医師	5,600	5,040,000 (900)	—
大森 嘉彦	東京都大田区	会社役員	5,600	5,040,000 (900)	—
小川 恭智	東京都立川市	会社役員	5,600	5,040,000 (900)	—
本田 浩二郎	宮城県仙台市青葉区	会社役員	5,600	5,040,000 (900)	—
眞山 徳人	東京都品川区	公認会計士	5,600	5,040,000 (900)	—
久保 勝孝	富山県高岡市	会社役員	5,600	5,040,000 (900)	—
遅澤 茂樹	山梨県甲府市	無職	5,600	5,040,000 (900)	—
高橋 晋一郎	福島県南相馬市	医師	5,600	5,040,000 (900)	—
井上 満	東京都江戸川区	弁理士	5,600	5,040,000 (900)	—
金原 昌史	静岡県浜松市中央区	会社役員	5,600	5,040,000 (900)	—
濱田 充啓	千葉県柏市	会社員	5,600	5,040,000 (900)	—
森田 吏	神奈川県横浜市西区	会社役員	5,600	5,040,000 (900)	—
黒瀬 憲昭	東京都渋谷区	会社役員	5,600	5,040,000 (900)	—
吉原 潔	東京都世田谷区	医師	5,600	5,040,000 (900)	—
草野 圭介	東京都品川区	会社員	5,600	5,040,000 (900)	—
藤崎 一成	千葉県香取市	個人事業主	5,600	5,040,000 (900)	—
高木 陽子	東京都渋谷区	無職	5,600	5,040,000 (900)	—
染谷 和之	埼玉県越谷市	会社役員	5,600	5,040,000 (900)	—
宮澤 大樹	東京都港区	会社員	5,600	5,040,000 (900)	—
山本 直史	東京都日野市	会社役員	5,600	5,040,000 (900)	—
岡田 昭彦	長野県北佐久郡軽井沢町	会社役員	5,600	5,040,000 (900)	—
石橋 和夫	長崎県長崎市	税理士	5,600	5,040,000 (900)	—
澤田 拓士	東京都中央区	無職	5,600	5,040,000 (900)	—
碓井 一郎	神奈川県川崎市麻生区	会社役員	5,600	5,040,000 (900)	—
小崎 友嗣	東京都世田谷区	会社役員	5,600	5,040,000 (900)	—
鈴木 秀男	東京都国分寺市	会社員	5,600	5,040,000 (900)	—
グータンヌーボ株式会社 代表取締役 依田 泰典 資本金 0.5百万円	東京都港区浜松町2-2 -15浜松町ダイヤビル2 階	インターネ ット広告	5,600	5,040,000 (900)	—
満生 暢夫	東京都大田区	無職	5,600	5,040,000 (900)	—

株式 ⑤

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職 業及び事業 の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社 との関係
株式会社AVSS 代表取締役社長 小林 信之 資本金 36百万円	長崎県長崎市若葉町1 -22-6 0 D	医薬品開発	22,200	19,980,000 (900)	-
花井 陳雄	神奈川県中郡大磯町	会社役員	11,100	9,990,000 (900)	-

3 【取得者の株式等の移動状況】

移動 年月日	移動前所 有者の氏 名又は名 称	移動前所 有者の住 所	移動前所 有者の提 出会社と の関係等	移動後 所有者の 氏名又は名称	移動後所有者 の住所	移動後所有者 の提出会 社との関係 等	移動株数 (株)	価格 (単価) (円)	移動理由
2026年 1月13日	-	-	-	江波戸 英明	茨城県日立市	-	普通株式 35,000 A種種類株式 △35,000	-	(注)
2026年 1月13日	-	-	-	高尾 健司	東京都小平市	-	普通株式 33,300 A種種類株式 △33,300	-	(注)
2026年 1月13日	-	-	-	西谷 茂樹	千葉県市川市	-	普通株式 23,000 A種種類株式 △23,000	-	(注)
2026年 1月13日	-	-	-	宮崎 伸也	東京都町田市	-	普通株式 22,300 A種種類株式 △22,300	-	(注)
2026年 1月13日	-	-	-	高田 喜一郎	東京都練馬区	-	普通株式 22,200 A種種類株式 △22,200	-	(注)
2026年 1月13日	-	-	-	内田 洋志	神奈川県横須 賀市	-	普通株式 22,000 A種種類株式 △22,000	-	(注)
2026年 1月13日	-	-	-	北川 徹	滋賀県栗東市	-	普通株式 20,000 A種種類株式 △20,000	-	(注)
2026年 1月13日	-	-	-	高比 康臣	奈良県奈良市	-	普通株式 20,000 A種種類株式 △20,000	-	(注)

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数 (株)	価格 (単価) (円)	移動理由
2026年 1月13日	—	—	—	日吉システムズ株式会社 代表取締役 野寄 智士	愛知県名古屋市中区栄2-4-11-901	—	普通株式 20,000 A種類株式 △20,000	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	馬場 隆博	大阪府吹田市	—	普通株式 20,000 A種類株式 △20,000	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	株式会社柿沼製作所 代表取締役 柿沼 正博	群馬県邑楽郡千代田町大字下中森314-1	—	普通株式 20,000 A種類株式 △20,000	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	セブン&ジェイパートナー合同会社 代表社員 大槻 奈那	東京都港区浜松町2-2-15 浜松町ダイヤビル2F	—	普通株式 20,000 A種類株式 △20,000	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	夏原 行平	滋賀 県彦根市	—	普通株式 16,000 A種類株式 △16,000	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	西橋 吉雄	滋賀県大津市	—	普通株式 15,600 A種類株式 △15,600	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	武内 直哉	神奈川県横浜市港北区	—	普通株式 15,000 A種類株式 △15,000	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	吉田 卓広	千葉県佐倉市	—	普通株式 15,000 A種類株式 △15,000	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	丹野 裕介	東京都板橋区	—	普通株式 15,000 A種類株式 △15,000	—	(注)

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数 (株)	価格 (単価) (円)	移動理由
2026年 1月13日	—	—	—	株式会社カニエ 代表取締役 蟹江 誠志	広島県福山市 南手城町 2-27-31	—	普通株式 15,000 A種種類株式 △15,000	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	株式会社クロス 代表取締役 広川 勝一	大阪府大阪市 北区芝田2- 6-27	—	普通株式 15,000 A種種類株式 △15,000	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	口石 倫太郎	福岡県福岡市 早良区	—	普通株式 13,000 A種種類株式 △13,000	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	茶谷 信明	東京都渋谷区	—	普通株式 12,200 A種種類株式 △12,200	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	草間 福弘	東京都中野区	—	普通株式 12,000 A種種類株式 △12,000	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	大井 安治	神奈川県横浜 市青葉区	—	普通株式 12,000 A種種類株式 △12,000	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	松下 豊士	静岡県浜松市 中央区	—	普通株式 12,000 A種種類株式 △12,000	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	小松 永門	長野県北佐久 郡軽井沢町	—	普通株式 12,000 A種種類株式 △12,000	—	(注)

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数 (株)	価格 (単価) (円)	移動理由
2026年 1月13日	—	—	—	蟹江 誠志	広島県福山市	—	普通株式 12,000 A種種類株式 △12,000	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	岡 剛史	東京都港区	—	普通株式 12,000 A種種類株式 △12,000	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	株式会社蒼江 代表取締役 西尾 伸介	大阪府大阪市 北区西天満 3-3-21	—	普通株式 12,000 A種種類株式 △12,000	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	須々田 直幸	北海道札幌市 清田区	—	普通株式 11,200 A種種類株式 △11,200	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	長田 憲一	東京都町田市	—	普通株式 11,200 A種種類株式 △11,200	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	有限会社新札幌 サプライ 代表取締役 須々田 直幸	北海道札幌市 厚別区厚別中 央1条6-2- 8	—	普通株式 11,200 A種種類株式 △11,200	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	大浅田 豊	大阪府寝屋川 市	—	普通株式 11,200 A種種類株式 △11,200	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	櫻井 秀之	群馬県桐生市	—	普通株式 11,200 A種種類株式 △11,200	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	谷田部 貞夫	茨城県常総市	—	普通株式 11,200 A種種類株式 △11,200	—	(注)

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数 (株)	価格 (単価) (円)	移動理由
2026年 1月13日	—	—	—	乾 孝亮	大阪府大阪市 東淀川区	—	普通株式 11,200 A種類株式 △11,200	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	株式会社 NAGAYOSHI 代表取締役 方 永義	東京都品川区 大井1-23-1 カクタビル8 F	—	普通株式 11,200 A種類株式 △11,200	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	株式会社トー ミ精工 代表取締役 小林 正和	群馬県太田市 西新町105-17	—	普通株式 11,200 A種類株式 △11,200	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	山西 佑育	広島県福山市	—	普通株式 11,100 A種類株式 △11,100	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	山中 一晃	大阪府大阪市 阿倍野区	—	普通株式 11,100 A種類株式 △11,100	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	志賀 聰	東京都町田市	—	普通株式 11,100 A種類株式 △11,100	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	宮下 貴弘	宮城県仙台市 泉区	—	普通株式 11,100 A種類株式 △11,100	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	塚崎 公義	東京都中央区	—	普通株式 11,100 A種類株式 △11,100	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	岡本 洋介	東京都中央区	—	普通株式 11,100 A種類株式 △11,100	—	(注)

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数 (株)	価格 (単価) (円)	移動理由
2026年 1月13日	—	—	—	石田 雄一	埼玉県久喜市	—	普通株式 11,100 A種類株式 △11,100	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	野沢 有二	新潟県新潟市 西区	—	普通株式 11,100 A種類株式 △11,100	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	石毛 武志	東京都目黒区	—	普通株式 11,100 A種類株式 △11,100	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	黒澤 明	東京都千代田 区	—	普通株式 11,100 A種類株式 △11,100	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	小橋 雅之	大分県大分市	—	普通株式 11,100 A種類株式 △11,100	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	水越 一郎	東京都渋谷区	—	普通株式 11,100 A種類株式 △11,100	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	吉岡 史仁	大阪府大阪市 東住吉区	—	普通株式 11,100 A種類株式 △11,100	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	森田 篤	神奈川県横浜 市青葉区	—	普通株式 11,100 A種類株式 △11,100	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	白井 節	大阪府箕面市	—	普通株式 11,100 A種類株式 △11,100	—	(注)

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数 (株)	価格 (単価) (円)	移動理由
2026年 1月13日	—	—	—	山田 豊久	愛知県名古屋 市天白区	—	普通株式 11,100 A種種類株式 △11,100	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	株式会社木津 川工業所 代表取締役社 長 奥井 孝二	大阪府大阪市 浪速区久保吉 1-3-11	—	普通株式 11,100 A種種類株式 △11,100	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	ボイスグルー プ株式会社 代表取締役 石井 宏樹	東京都豊島区 池袋2-57-2	—	普通株式 11,100 A種種類株式 △11,100	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	大橋 尚幸	京都府向日市	—	普通株式 11,100 A種種類株式 △11,100	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	矢口 健一	茨城県つくば 市	—	普通株式 11,100 A種種類株式 △11,100	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	中川 道昭	兵庫県神戸市 中央区	—	普通株式 11,100 A種種類株式 △11,100	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	横山 淳司	東京都江東区	—	普通株式 11,100 A種種類株式 △11,100	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	藤原 章博	東京都豊島区	—	普通株式 11,100 A種種類株式 △11,100	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	柄目 貴弘	福岡県福岡市 中央区	—	普通株式 11,100 A種種類株式 △11,100	—	(注)

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2026年1月13日	—	—	—	真弓 知博	愛知県名古屋 市千種区	—	普通株式 11,100 A種類株式 △11,100	—	(注)
2026年1月13日	—	—	—	岡部 吉治	大阪府大阪市 北区	—	普通株式 11,100 A種類株式 △11,100	—	(注)
2026年1月13日	—	—	—	福浦 裕介	東京都豊島区	—	普通株式 11,100 A種類株式 △11,100	—	(注)
2026年1月13日	—	—	—	荒木 慎二	大分県大分市	—	普通株式 11,100 A種類株式 △11,100	—	(注)
2026年1月13日	—	—	—	瀧澤 泰三	東京都渋谷区	—	普通株式 11,100 A種類株式 △11,100	—	(注)
2026年1月13日	—	—	—	村上 義彦	大分県豊後高 田市	—	普通株式 11,100 A種類株式 △11,100	—	(注)
2026年1月13日	—	—	—	吉澤 康成	神奈川県横浜 市神奈川区	—	普通株式 11,100 A種類株式 △11,100	—	(注)
2026年1月13日	—	—	—	丸岡 利嗣	大阪府堺市堺 区	—	普通株式 11,100 A種類株式 △11,100	—	(注)
2026年1月13日	—	—	—	山口 岳穂	栃木県宇都宮 市	—	普通株式 11,100 A種類株式 △11,100	—	(注)

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数 (株)	価格 (単価) (円)	移動理由
2026年 1月13日	—	—	—	富樫 翔	埼玉県さいたま市大宮区	—	普通株式 11,100 A種類株式 △11,100	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	太田 全紀	愛知県岡崎市	—	普通株式 11,100 A種類株式 △11,100	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	本田 耕太郎	福岡県福岡市 西区	—	普通株式 11,100 A種類株式 △11,100	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	前田 義継	大阪府枚方市	—	普通株式 11,100 A種類株式 △11,100	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	湯田 隆	愛知県名古屋 市千種区	—	普通株式 11,100 A種類株式 △11,100	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	金子 泰雄	神奈川県横浜 市中区	—	普通株式 11,100 A種類株式 △11,100	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	中西 恵梨	大阪府大阪市 阿倍野区	—	普通株式 11,100 A種類株式 △11,100	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	田辺 勇太	東京都北区	—	普通株式 11,100 A種類株式 △11,100	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	小山 直子	兵庫県芦屋市	—	普通株式 11,100 A種類株式 △11,100	—	(注)

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数 (株)	価格 (単価) (円)	移動理由
2026年 1月13日	—	—	—	前田 建	東京都渋谷区	—	普通株式 11,100 A種類株式 △11,100	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	高木 征太郎	東京都港区	—	普通株式 11,100 A種類株式 △11,100	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	石川 吉則	神奈川県横浜市泉区	—	普通株式 11,100 A種類株式 △11,100	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	松浦 暎子	大阪府大阪市天王寺区	—	普通株式 11,100 A種類株式 △11,100	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	高瀬 正人	宮城県石巻市	—	普通株式 11,100 A種類株式 △11,100	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	角野 弘	大阪府堺市西区	—	普通株式 11,100 A種類株式 △11,100	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	山内 隆嗣	福井県福井市	—	普通株式 11,100 A種類株式 △11,100	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	辻 大輔	兵庫県神戸市西区	—	普通株式 11,100 A種類株式 △11,100	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	竹田 玄哉	東京都港区	—	普通株式 11,100 A種類株式 △11,100	—	(注)

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数 (株)	価格 (単価) (円)	移動理由
2026年 1月13日	—	—	—	稲垣 紀秀	埼玉県さいたま市浦和区	—	普通株式 11,100 A種種類株式 △11,100	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	杉本 克成	神奈川県小田原市	—	普通株式 11,100 A種種類株式 △11,100	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	森 健太郎	神奈川県横浜市神奈川区	—	普通株式 11,100 A種種類株式 △11,100	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	藤本 祐子	兵庫県神戸市西区	—	普通株式 11,100 A種種類株式 △11,100	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	株式会社リップル・マーク 代表取締役 森 雅也	神奈川県横浜市戸塚区品濃町535-2中央街区D棟2606号	—	普通株式 11,100 A種種類株式 △11,100	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	株式会社アシスト 代表取締役会長 斎藤 広巳 代表取締役社長 倉持 浩之	茨城県常総市水海道諏訪町3218-1	—	普通株式 11,100 A種種類株式 △11,100	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	株式会社ハイ・コンセプト 代表取締役 渋谷 朋美	東京都大田区田園調布3-41-2	—	普通株式 11,100 A種種類株式 △11,100	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	Sanyo ホールディングス株式会社 代表取締役社長 岡田 充弘	大阪府大阪市北区大深町5-54グランプリーン大阪パークタワー8階	—	普通株式 11,100 A種種類株式 △11,100	—	(注)

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数 (株)	価格 (単価) (円)	移動理由
2026年 1月13日	—	—	—	有限会社グローバルペーパーメント 代表取締役 岩澤 宏充	静岡県菊川市 倉沢1664-2	—	普通株式 11,100 A種種類株式 △11,100	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	松岡 弘典	兵庫県神戸市 東灘区	—	普通株式 7,000 A種種類株式 △7,000	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	萩生田観光株式会社 代表取締役 萩生田 俊一	東京都八王子市 堀之内3-29-20	—	普通株式 6,000 A種種類株式 △6,000	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	星 慎仁	沖縄県那覇市	—	普通株式 6,000 A種種類株式 △6,000	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	吉山 正治	神奈川県横浜市 市南区	—	普通株式 6,000 A種種類株式 △6,000	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	玉山 昌徳	愛知県名古屋市 市天白区	—	普通株式 5,600 A種種類株式 △5,600	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	大森 嘉彦	東京都大田区	—	普通株式 5,600 A種種類株式 △5,600	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	小川 恭智	東京都立川市	—	普通株式 5,600 A種種類株式 △5,600	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	本田 浩二郎	宮城県仙台市 青葉区	—	普通株式 5,600 A種種類株式 △5,600	—	(注)

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数 (株)	価格 (単価) (円)	移動理由
2026年 1月13日	—	—	—	眞山 徳人	東京都品川区	—	普通株式 5,600 A種種類株式 △5,600	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	久保 勝孝	富山県高岡市	—	普通株式 5,600 A種種類株式 △5,600	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	遅澤 茂樹	山梨県甲府市	—	普通株式 5,600 A種種類株式 △5,600	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	高橋 晋一郎	福島県南相馬市	—	普通株式 5,600 A種種類株式 △5,600	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	井上 満	東京都江戸川区	—	普通株式 5,600 A種種類株式 △5,600	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	金原 昌史	静岡県浜松市 中央区	—	普通株式 5,600 A種種類株式 △5,600	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	濱田 充啓	千葉県柏市	—	普通株式 5,600 A種種類株式 △5,600	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	森田 吏	神奈川県横浜市 西区	—	普通株式 5,600 A種種類株式 △5,600	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	黒瀬 憲昭	東京都渋谷区	—	普通株式 5,600 A種種類株式 △5,600	—	(注)

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数 (株)	価格 (単価) (円)	移動理由
2026年 1月13日	—	—	—	吉原 潔	東京都世田谷区	—	普通株式 5,600 A種類株式 △5,600	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	草野 圭介	東京都品川区	—	普通株式 5,600 A種類株式 △5,600	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	藤崎 一成	千葉県香取市	—	普通株式 5,600 A種類株式 △5,600	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	高木 陽子	東京都渋谷区	—	普通株式 5,600 A種類株式 △5,600	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	染谷 和之	埼玉県越谷市	—	普通株式 5,600 A種類株式 △5,600	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	宮澤 大樹	東京都港区	—	普通株式 5,600 A種類株式 △5,600	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	山本 直史	東京都日野市	—	普通株式 5,600 A種類株式 △5,600	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	岡田 昭彦	長野県北佐久郡軽井沢町	—	普通株式 5,600 A種類株式 △5,600	—	(注)

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数 (株)	価格 (単価) (円)	移動理由
2026年 1月13日	—	—	—	石橋 和夫	長崎県長崎市	—	普通株式 5,600 A種類株式 △5,600	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	澤田 拓士	東京都中央区	—	普通株式 5,600 A種類株式 △5,600	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	碓井 一郎	神奈川県川崎市麻生区	—	普通株式 5,600 A種類株式 △5,600	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	小崎 友嗣	東京都世田谷区	—	普通株式 5,600 A種類株式 △5,600	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	鈴木 秀男	東京都国分寺市	—	普通株式 5,600 A種類株式 △5,600	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	グータンヌーボ株式会社 代表取締役 依田 泰典	東京都港区浜松町2-2-15 浜松町ダイヤビル2階	—	普通株式 5,600 A種類株式 △5,600	—	(注)
2026年 1月13日	—	—	—	満生 暢夫	東京都大田区	—	普通株式 5,600 A種類株式 △5,600	—	(注)

(注) 当社は2026年1月13日付でA種類株式の全てを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種類株式の全てについて、2025年12月12日開催の取締役会決議により2026年1月13日付で消却しております。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合 (%)
松本 正 (注) 3、4	東京都町田市	885,000 (162,500)	11.87 (2.18)
サイバニクス・エクセレンス・ジャパン1号投資事業有限責任組合 (注) 4	東京都渋谷区渋谷2-17-1	747,000 (256,500)	10.02 (3.44)
王子ホールディングス株式会社 (注) 4	東京都中央区銀座4-7-5	625,000	8.38
帝國製薬株式会社 (注) 4	香川県東かがわ市三本松567	625,000	8.38
株式会社サノ (注) 4	秋田県秋田市御町3-4-2	415,500	5.57
オリックス株式会社 (注) 4	東京都港区浜松町2-4-1	355,000	4.76
新生響きブリッジ投資事業有限責任組合 (注) 4	東京都千代田区麹町5-3	290,000	3.89
TNPスレッズオブライイト投資事業有限責任組合 (注) 4	神奈川県横浜市港北区新横浜2-3-12 新横浜スクエアビルディング14階	267,000	3.58
株式会社EXIT Solutions(注) 4	東京都江東区南砂2-4-24	265,000	3.55
Yokohama Next投資事業有限責任組合 (注) 4	神奈川県横浜市西区みなとみらい3-1-1	250,000	3.35
株式会社エスアールディホールディングス	東京都中央区八丁堀3-4-8	125,000	1.68
齊藤 涼子 (注) 5	—	124,500 (100,000)	1.67 (1.34)
— (注) 7	—	115,000	1.54
OC1号投資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋室町2-2-1 京橋エドグラン21階	106,000	1.42
合同会社MCC	大阪府大阪市中央区島之内1-10-15	95,000	1.27
CYBERDYNE株式会社	茨城県つくば市学園南2-2-1	83,000 (28,500)	1.11 (0.38)
株式会社三京石油	東京都江戸川区篠崎町3-23-8	75,000	1.01
朝日生命保険相互会社	東京都新宿区四谷1-6-1	52,500	0.70
エッジ・ラボ株式会社	東京都中央区銀座1-3-3 G1ビル7階	50,000	0.67
シミックホールディングス株式会社	東京都港区芝浦1-1-1	50,000	0.67
浦田 真紀 (注) 5	—	50,000 (50,000)	0.67 (0.67)
佐野 公彦	東京都中央区	43,500	0.58
合同会社ユープランニング	大阪府大阪市中央区島之内1-10-15	42,500	0.57
江波戸 英明	茨城県日立市	35,000	0.47
高尾 健司	東京都小平市	33,300	0.45
みずほキャピタル株式会社	東京都千代田区内幸町1-2-1	29,000	0.39
西谷 茂樹	千葉県市川市	23,000	0.31
宮崎 伸也	東京都町田市	22,300	0.30
高田 喜一郎	東京都練馬区	22,200	0.30

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の総 数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社AVSS	長崎県長崎市若葉町1-22	22,200	0.30
内田 洋志	神奈川県横須賀市	22,000	0.29
北川 徹	滋賀県栗東市	20,000	0.27
高比 康臣	奈良県奈良市	20,000	0.27
馬場 隆博	大阪府吹田市	20,000	0.27
日吉システムズ株式会社	愛知県名古屋市中区栄2-4-11-901	20,000	0.27
株式会社柿沼製作所	群馬県邑楽郡千代田町下中森314-1	20,000	0.27
セブン&ジェイパートナー合同 会社	東京都港区浜松町2-2-15 浜松町ダイヤビル2F	20,000	0.27
株式会社ハンズオン・コンサル ティング	東京都千代田区丸の内1-6-2 新丸の内センタービルディング21階	17,500	0.23
夏原 行平	滋賀県彦根市	16,000	0.21
西橋 吉雄	滋賀県大津市	15,600	0.21
アイザワ・インベストメンツ株 式会社	東京都港区東新橋1-9-1 東京汐留ビルディング7階	15,000	0.20
藤原 栄治	東京都板橋区	15,000	0.20
藤原 鉄哉	東京都板橋区	15,000	0.20
松本 勉 (注)6	群馬県館林市	15,000	0.20
武内 直哉	神奈川県横浜市港北区	15,000	0.20
吉田 卓広	千葉県佐倉市	15,000	0.20
丹野 裕介	東京都板橋区	15,000	0.20
株式会社カニエ	広島県福山市南手城町2-27-31	15,000	0.20
株式会社クロス	大阪府大阪市北区芝田2-6-27	15,000	0.20
Jack Lief (注)8	—	13,000	0.17
Susan K. Clymer (注)8	—	13,000	0.17
口石 倫太郎	福岡県福岡市早良区	13,000	0.17
その他129名	—	1,169,400 (32,500)	15.68 (0.44)
計	—	7,458,000 (630,000)	100.00 (8.45)

(注) 1. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. ()内は新株予約権等による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

3. 特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)

4. 特別利害関係者等(大株主上位10名)

5. 特別利害関係者等(当社の取締役もしくは監査役)

6. 特別利害関係者等(当社の代表取締役社長の二親等内の血族)

7. 当社の従業員または従業員であった者

8. 当社の取締役もしくは監査役であった者

独立監査人の監査報告書

2026年2月17日

株式会社レクメド
取締役会 御中

RSM清和監査法人
東京事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中村 直樹

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小菅 義郎

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社レクメドの2023年4月1日から2024年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社レクメドの2024年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年2月17日

株式会社レクメド
取締役会 御中

RSM清和監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中村 直樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小菅 義郎

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社レクメドの2024年4月1日から2025年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社レクメドの2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを

評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要

がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年2月17日

株式会社レクメド
取締役会 御中

RSM清和監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中村 直樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小菅 義郎

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社レクメドの2025年4月1日から2026年3月31日までの第28期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社レクメドの2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー

手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。

独立監査人の四半期財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年2月17日

株式会社レクメド
取締役会 御中

R S M 清 和 監 査 法 人

東 京 事 務 所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 中 村 直 樹
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 小 菅 義 郎
業 務 執 行 社 員

監査人の結論

当監査法人は、有価証券届出書の「経理の状況」のその他に掲げられている株式会社レクメドの2025年4月1日から2026年3月31日までの第28期事業年度の第3四半期会計期間（2025年10月1日から2025年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2025年4月1日から2025年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して四半期財務諸表を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。

